高松市地域防災計画

(一般対策編)

令和5年度修正

高松市防災会議

目次

第1章 絲	일	1
第1節	目的	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1
第3節	高松市の特質と既往の災害	10
第4節	防災ビジョン	12
第5節	県計画との関係	13
第6節	計画の周知徹底	13
第7節	計画の修正	13
第8節	計画の推進	13
第2章 災	〈害予防計画	14
第1節	方針	14
第2節	治山対策計画	15
第3節	砂防対策計画	16
第4節	河川防災対策計画	20
第5節	海岸防災対策計画·雨水出水防災対策計画	24
第6節	ため池等農地防災対策計画	27
第7節	都市防災対策計画	28
第8節	建築物等災害予防計画	29
第9節	海上災害予防計画	31
第 10 節	航空災害予防計画	32
第 11 節	鉄道災害予防計画	33
第 12 節	道路災害予防計画	34
第 13 節	原子力災害予防計画	36
第 14 節	危険物等災害予防計画	37
第 15 節	大規模火災予防計画	39
第 16 節	林野火災予防計画	40
第17節	農林水産関係災害予防計画	42
第 18 節	ライフライン等災害予防計画	43
第 19 節	防災施設等整備計画	44
第 20 節	防災業務体制整備計画	46
第 21 節	保健医療福祉救護体制整備計画	49
第 22 節	緊急輸送体制整備計画	52
第 23 節	避難体制整備計画	59
第 24 節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	64
第 25 節	文教災害予防計画	66
第 26 節	ボランティア活動環境整備計画	67
第27節	要配慮者対策計画	68
第28節	防災訓練実施計画	72
第29節	防災知識等普及計画	74
第30節	自主防災組織育成計画	78
第 31 節	緊急消防援助隊運用計画	81
第 32 節	被災動物の救護体制整備計画	82
第 33 節	帰宅困難者対策計画	83

第3章 災	誓応急対策計画	85
第1節	方針	85
第2節	活動体制計画	86
第3節	広域的応援計画	102
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	104
第5節	気象情報等伝達計画	107
第6節	災害情報収集伝達計画	127
第7節	通信運用計画	132
第8節	広報活動計画	134
第9節	災害救助法適用計画	136
第 10 節	救急・救助計画	138
第 11 節	医療救護計画	140
第 12 節	緊急輸送計画	142
第 13 節	交通確保計画	144
第14節	避難計画	147
第 15 節	食料供給計画	159
第 16 節	給水計画	162
第 17 節	生活必需品等供給計画	164
第 18 節	防疫及び保健衛生計画	166
第 19 節	廃棄物処理計画	168
第 20 節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	170
第 21 節	住宅応急確保計画	173
第 22 節	社会秩序維持計画	
第 23 節	文教対策計画	177
第 24 節	公共施設等応急復旧計画	179
第 25 節	ライフライン等応急復旧計画	181
第 26 節	農林水産関係応急対策計画	184
第27節	ボランティア受入計画	186
第 28 節	要配慮者応急対策計画	188
第 29 節	被災動物の救護活動計画	
第 30 節	水防等活動計画	
第31節	海難等災害対策計画	
第 32 節	海上大量流出油等災害対策計画	
第 33 節	航空災害対策計画	
第 34 節	鉄道災害対策計画	
第35節	道路災害対策計画	
第36節	原子力災害対策計画	
第37節	危険物等災害対策計画	
第38節	大規模火災対策計画	
第 39 節		
第4章 受	接計画	202
第1節	方針	
第2節	人的支援	204

第3節	物的支援	216
	防災関係機関への応援要請等	
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	220
第5章 災	《害復旧・復興計画	223
第1節	災害復旧·復興計画	223
第2節	民生安定のための緊急措置に関する計画	227
第3節	復旧・復興に伴う財政措置	232
第4節	施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備	234

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策及 び災害復旧・復興に関し、本市、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定 め、防災対策を総合的かつ計画的な推進を図り、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災 害から保護することを目的とします。

第2 計画の性格

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく「高松市地域防災計画」 として高松市防災会議が策定する計画です。

この計画「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の3編で構成されます。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民の責務

香川県防災対策基本条例(平成18年香川県条例第57号)の理念に基づき、防災関係機関及び 住民は協働して、防災対策を行います。

1 高松市

本市は、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、一次的に災害に対処する責任を負う基礎的地方公共団体として、他の地方公共団体、防災関係機関等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めます。

2 香川県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、県内の市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めます。

3 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、 住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者と して、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係 機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努め ます。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、本市 の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、 災害時には災害応急措置を実施します。また、本市の防災活動に協力します。

7 住民

住民は、平常時から防災訓練や研修に積極的に参加するなどして災害に関する知識の習得に努

めるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において実施可能 な防災活動を行うよう努めるものとします。また、地域において相互に連携して防災対策を行う よう努めます。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

1 高松市

	機関の名称			
	(残) グライか		アピエリ・、こ 事務人は未務り八神	
			1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務	
			2 防災に関する組織の整備	
			3 防災訓練の実施	
			4 防災知識の普及及び防災意識の啓発	
			5 防災教育の推進	
			6 自主防災組織の結成促進及び育成指導	
			7 防災に関する施設等の整備及び点検	
			8 香川県、県内市町及び防災関係機関との連絡調整	
			9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報	
	10	10 特別警報等の住民への周知		
高	松	市	11 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開	
111	74	111	設	
			12 要配慮者の避難支援活動	
			13 消防、水防その他の応急措置	
			14 被災者の救助、救護その他保護措置	
			15 被災した児童・生徒の応急教育	
			16 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施	
			17 緊急輸送等の確保	
			18 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保	
			19 災害復旧の実施	
			20 ボランティア活動の支援	
			21 その他災害の防御又は拡大防止のための措置	

2 香川県

機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
香	JII	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童・生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

3 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集並びに県及び市町への報告連絡2 災害時における水道水の供給確保3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

4 指定地方行政機関

4 指定地方行政機関 			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱		
中国四国管区警察局四 国 警 察 支 局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁、他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達		
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議		
四 国 財 務 局	1 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置		
四 国 厚 生 支 局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整		
香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等		
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付け 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導		

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施2 国有保安林の整備保全3 災害応急対策用木材(国有林)の供給4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部 四 国 支 部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体 への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整2 陸上及び海上における緊急輸送の確保3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※ 1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委 託しています。
国 土 地 理 院四 国 地 方 測 量 部	 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 地理情報システム活用の支援・協力 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量等の実施 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大阪管区気象台(高松地方気象台)	 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等2 災害時における人員及び物資の緊急輸送3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持4 航路標識等の整備
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による 汚染状況の情報収集及び提供に関すること2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整2 災害時における米軍部隊との連絡調整

5 自衛隊

	機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
自	衛	隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び 物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支 援、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国 立 病 院 機 構中 国 四 国 グ ル ー プ	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社四国支社 (高 松 中 央 郵 便 局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置3 金融機関の業務運営の確保に係る措置4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請5 各種措置に関する広報
日本赤十字社香川県支部	 医療救護 こころのケア 救援物資の備蓄及び配分 血液製剤の供給 義援金の受付及び配分 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会高松放送局	 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株)四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡高速道路(株)(坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四 国 旅 客 鉄 道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
西日本電信電話 (株) 香川支店 K D D I (株) 四 国 支 店 (株) N T T ドコモ四国支社 NTT コミュニケーションズ (株) ソ フ ト バ ン ク(株) 楽 天 モ バ イ ル (株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び 災害復旧2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 セマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四 国 電 力(株)四国電力送配電(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害 復旧2 災害時における電力の供給確保
イ オ ン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ロ ー ソ ン (株)ロ ア ー マ ー (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 ガ ス(株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香 川 県 バ ス 協 会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社(株)瀬戸内海放送西日本放送(株)RSK山陽放送(株)岡山放送(株)テレビせとうち(株)(株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香 川 県 医 師 会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県 LPガス協会	1 L P ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害 復旧 2 災害時における L P ガス供給の確保

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

		桦貝	間の名称				処理すべき事務又は業務の大綱
							たとより で ず切入でまれがり入門
農	業	協	同	組	合	1	関係機関が行う被害調査の協力
森		林	組		合	2	被災施設等の災害応急対策
漁	業	協	同	組	合	3	被災組合員に対する融資等の斡旋
商工		会	1	関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等			
商	Т			議	五所	0	D協力
间		•	会	誐	ולל	2	物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 膝 ₩			BB	1	災害時における収容患者の医療の確保		
医	医 療 機 関		关	2	災害時における負傷者等の医療救護		
41.	1	>	1	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け			
社	会	福	祉 協	議	会	2	ボランティア活動の体制整備及び支援
社	会	福	祉	施	設	1	災害時における入所者、生徒等の安全の確保
学	校	等	の管	理	者	2	災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危	険 物	施	設の	管 理	者	1	災害時における危険物の保安措置
古	+/\ -	 7	+ ⇒n >	ᇓᄴᄱ	_	1	災害時における市道の通行止めの措置等
高	松市		建設業協	会	2	災害時における応援出動について	

(資料編 1-3) 災害対策基本法による指定機関名一覧

9 住民

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行います。
- 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努めます。
- 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努めます。
- 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておきます。
- 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を 行うよう努めます。
- 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努めます。
- 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めます。
- 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努めます。
- 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めます。
- 10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めます。
- 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めます。
- 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難します。また市が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動します。
- 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動します。

10 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めます。
- 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努めます。
- 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努めます。
- 4 要配慮者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努めます。
- 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避 難所等における行動基準を作成し、周知するよう努めます。
- 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努めます。
- 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努めます。
- 8 市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努めます。
- 9 市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めます。
- 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行います。

11 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努めます。
- 2 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組 織等に積極的に協力するよう努めるものとします。
- 3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めます。
- 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施します。

第3節 高松市の特質と既往の災害

第1 自然的条件の特性

1 地勢

本市は、県のほぼ中央部に位置し、東に屋島、庵治、牟礼、西に五色台を擁し、南は緩やかな 勾配をたどりながら讃岐山脈に連なり、また、北は瀬戸内海に面しており、海上約4kmには女 木島、男木島、大島が位置しています。

市域の大部分は、河川の運搬土砂が堆積した沖積平野によって占められており、東側から新川・春日川・詰田川・香東川・本津川などが、いずれも南高北低に流下し、瀬戸内海に注いでいます。中心市街地は、瀬戸内海に面しており、内陸に向けて数kmに集中しています。

2 面積

本市の面積は375.65km²で、県面積の約2割を占めています。東西は約23.6km、南 北は約35.9kmで、海岸線延長は約115kmです。

3 気候

本市の気候は、瀬戸内海気候区に属しています。年平均気温は16度前後で、年間を通じて気温較差が小さく、温暖な気候です。降水量は1,100mm前後と少なく、これまで幾度か渇水に悩まされました。年間降水量の50%以上は、梅雨及び台風期に集中しており、冬期は極端に少なく、乾燥した晴天の日が続きます。したがって、本市に大雨を降らせる原因は、梅雨期の前線活動と台風によるものが多いですが、他にも低気圧の通過や雷雨による局地的集中豪雨によっても、大雨に見舞われることがあります。

風速は年平均 2. $5\,\text{m/s}$ で、風向は年を通じて西風が多いです。特に冬季は最大風速 $1\,0\,\text{m/s}$ 以上が多くなります。

4 地形・地質

本市の地形は、南から北へ山地、丘陵地及び平野の順に分けられます。山地及び丘陵地の標高は、100mから1,000mを示し、主に花崗岩類から成ります。花崗岩類は、本来、硬い岩ですが、山地の尾根部や緩傾斜面は風化が進み、土砂化した厚さは10m以上に及びます。丘陵地に連続する標高50mから100mの地区には、半固結の砂岩、泥岩及び砂礫層が分布し、台地を形成しています。

平野は東西約9km、南北約8km の扇状地性の海岸平野で、高松平野と呼ばれています。平野部を形成する主な河川は、東から新川・春日川・詰田川・香東川・本津川で、河川沿いでは平野部の標高が河床の標高より低くなる天井川を示す箇所も見られます。香東川は他の河川と比べて流域延長も長く集水面積が大きいため、讃岐山脈より砂礫主体の土砂を平野部に運搬し、市内の下流域に厚く堆積しています。この末端部は、海岸に近づくにつれ砂泥中心の軟弱層になります。また、春日川と新川は香東川に比べて流域面積が小さく河床勾配も緩いため、細粒の砂泥や泥からなる軟弱層が発達しています。このように、平野部を構成する堆積物は、高松平野の西部と東部の河川流域環境の違いを示しています。

第2 既往災害

戦前にも多くの風水害が発生していますが、戦後の主な風水害は次のとおりです。

- ・昭和29年9月13日から14日にかけての「台風第12号」は通過が満潮と重なり、市内の北西部地域に浸水被害が続出しました。
- ・同月26日の「台風第15号」(洞爺丸台風)は、風害に高潮が重なり、市内の沿岸部の西浜 町・朝日町方面に被害が集中しました。
- ・昭和36年9月15日から16日にかけての「台風第18号」(第2室戸台風)は、高松地方気象台開設以来の豪雨と強風を記録し、市内でも満潮と重なり、市内北西部の沿岸地帯を中心に浸水被害が続出しました。
- ・昭和40年9月10日の「台風第23号」、同月13日から17日にかけての「台風第24号」は、県下に大きな被害をもたらし、市内の家屋の浸水被害は、13,100件を超えました。
- ・昭和47年9月13日から17日にかけての「台風第20号」は、市内で死者2人、床上浸水 1、072戸の被害が出ました。
- ・昭和51年9月8日から13日にかけての「台風第17号」は、県下の小豆島、大川郡などに多大の被害を出し、市内でも家屋の浸水被害が5,000件を超えました。
- ・昭和62年10月15日から17日にかけての「台風第19号」は、市内で戦後最大級の災害となり、新川が東山崎橋付近で2か所にわたり決壊し、死者2人を出し、家屋の浸水被害は8、500件を超えました。
- ・平成10年9月22日の「台風第7号」は、観測史上最大となる1時間雨量68.5mmの豪雨を記録し、市内でも満潮と重なり、中央通りをはじめ中心市街地に浸水被害が続出しました。
- ・平成16年8月30日から31日にかけての「台風第16号」は、台風の接近と満潮時間、さらには大潮等の気象条件が重なり、高松港では東京湾平均海面(T.P)246cmという観測史上最高値を記録する未曾有の高潮となり、築地、新塩屋町、福岡、松島、日新、木太、香西地区等で浸水被害が続出し、死者2名、床上浸水3,810戸という大きな被害が出ました。また、牟礼、庵治地区においても196戸が床上浸水被害に見舞われました。

さらに、同年10月19日から20日にかけての「台風第23号」では、降水量が285mmという記録的な豪雨に見舞われ、亀阜、鬼無、下笠居、林、川添、山田地区で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、死者1名、家屋の全半壊15戸、床上浸水1,352戸の被害を記録しました。平成17年度に合併した6町においても、死者2名、家屋の半壊5戸、一部破損24戸、床上浸水 398戸もの被害を受けました。

これらの災害のうち、本市に災害救助法が適用されたのは、昭和29年9月の「台風第12号」 及び「台風第15号」、昭和51年9月の「台風第17号」、昭和62年10月の「台風第19 号」、平成16年の「台風第16号」及び「台風第23号」による災害です。

(資料編 4-2) 主な風水害 (注 平成15年までは、旧高松市の記録によります。)

第4節 防災ビジョン

第1 計画の理念

本市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を災害から 保護するとともに、本市の安全性をより高める都市基盤の整備等により、防災都市・高松を実現す るため、次の3点を計画の理念とします。

- 1 「安全で災害に強い高松市」を目指したまちづくりを進めます。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛えます。
- 3 「災害発生時への適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠りません。

第2 基本目標

以上の計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は次の6項目とします。

これらは、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、達成状況の見直しを行い、基本目標の実現に向けて市民と行政が一体となって取り組むべきものです。

1 初動体制の確立

災害時への備えを可能な限り尽くして、なお不測の事態に際して、災害を最小限にとどめるため、本市、防災関係機関、事業所、団体及び市民による発災直後の初動体制を確立します。この中でも特に、職員の参集及び配備、災害直後の情報の収集・伝達、人命救助・消防・緊急交通路確保等による関係機関の連携並びに避難体制の確立に努めます。

2 被災者の生活対策

被災者の生活対策として、必要最小限の食料、飲料水、生活必需品を確保するとともに、医療、 環境衛生等にも配慮します。また、安全な避難施設、応急仮設住宅等の確保に努めます。

また、高齢者、乳幼児、障がい者、日本語を理解しない外国人等とその家族及び周囲の人々の 介助支援を必要とします要配慮者に対し、まちづくり計画の中でできること、コミュニティ活性 化のための計画の中でできることを検討し、ノーマライゼーション(共生)の理念に立った要配 慮者の安全確保のための環境整備を進めていきます。

3 ライフライン等の確保

ライフラインの途絶は、避難及び救助活動の障害になるばかりでなく、病院等の機能を麻痺させることもあります。このために、電気、上下水道、ガス、電話等のライフライン機能及びその代替機能を確保することに努めます。

また、車輌、船舶、ヘリコプター等の緊急輸送手段を確保するとともに、道路、港湾等の輸送 経路の確保及び緊急時の交通規制についても配慮します。

4 防災施設等の整備

災害時の火災に対応するための消防水利施設並びに迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線等の施設整備を進めるとともに、救助用 資機材等の整備に努めます。

5 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

平常時から防災知識の普及啓発を図り、防災意識を高揚させるために、恒常的な防災訓練の実施及び分散防御のためのコミュニティレベルでの自主防災組織の育成強化に努めます。

6 広域的な応援体制の確立

災害時の市外からの広域的な応援体制について、十分な検討を行うものとしますが、特に、県、 自衛隊等との連絡及び連携・協力体制の強化、隣接の市町との相互応援体制の確立並びに公共的 団体との連携・強化、遠隔地の自治体との相互応援体制の確立に努めます。

また、災害ボランティアの受入体制についての整備を行います。

第5節 県計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成するものとします。

第6節 計画の周知徹底

この計画は、本市の関係職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、市民にも広く周知を図るものとします。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、 高松市防災会議において修正します。

第8節 計画の推進

地域防災計画の推進に当たっては、防災体制の整備・拡充、地域との連携及び県等関係機関との連携を 図るものとします。

1 防災体制の整備・拡充

計画及び活動を着実に推進するためには、専任の組織体制を整備して、全庁的に取り組みます。

- (1) 防災担当部署
- (2) 災害対策本部
- 2 地域との連携

「自分たちのまちは、自分たちで守る。」という自助、共助の考えの下、平常時からの防災活動を含め、災害時での応急対策活動など、公的機関の応急対策活動だけでは十分機能しないことから、地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員など地域の各種団体等との連携を十分に図り、防災対策を推進します。

3 県等関係機関との連携

大規模な災害が発生した場合、本市の災害応急対策活動だけでは十分対応できないことが予想 されることから、県をはじめ、警察署、自衛隊、報道機関、ライフライン事業者、建設業協会な どと防災訓練などを通して協力体制を充実するとともに、災害時相互応援協定を締結している自 治体や近隣の市町間等との連携強化を図ります。

4 民間事業者との災害応援体制の整備

物資や機材、燃料、食糧、人員など民間事業者と多方面の災害応援体制を整備し、官民一体で 災害対策を推進します。

5 防災への女性の参画について

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとします。

第2章 災害予防計画

第1節 方針

災害予防の基本方針及びその計画事項は次のとおりとします。

第1 基本方針

- 1 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、市街地開発事業等による 災害に強いまちの形成並びに構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等。
- 2 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、 施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等。
- 3 市民の防災活動を促進するための市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施並びに 自主防災組織等の結成促進・育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等。
- 4 防災に関する研究、観測の防災施設への活用。

第2 計画事項

節	計 画 名	節	計 画 名
1	方針	18	ライフライン等災害予防計画
2	治山対策計画	19	防災施設等整備計画
3	砂防対策計画	20	防災業務体制整備計画
4	河川防災対策計画	21	保健医療救護体制整備計画
5	海岸防災対策計画 · 雨水出水 防災対策計画	22	緊急輸送体制整備計画
6	ため池等農地防災対策計画	23	避難体制整備計画
7	都市防災対策計画	24	食料、飲料水及び生活物資確保計画
8	建築物等災害予防計画	25	文教災害予防計画
9	海上災害予防計画	26	ボランティア活動環境整備計画
10	航空災害予防計画	27	要配慮者対策計画
11	鉄道災害予防計画	28	防災訓練実施計画
12	道路災害予防計画	29	防災知識等普及計画
13	原子力災害予防計画	30	自主防災組織育成計画
14	危険物等災害予防計画	31	緊急消防援助隊運用計画
15	大規模火災予防計画	32	被災動物の救護体制整備計画
16	林野火災予防計画	33	帰宅困難者対策計画
17	農林水産関係災害予防計画		

第2節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、 山地治山、防災林整備、流域保全総合治山等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進します。

主な実施担当課:農林水産課

第1 現 況

本市には、山地災害危険地区が509箇所あり、その内訳は、山腹崩壊危険地区が国有林24箇所、民有林232箇所、崩壊土砂流出危険地区が国有林9箇所、民有林242箇所、地すべり危険地区が民有林2箇所となっています。(資料編 5-12、13、14) 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区一覧

なお、本市は、県が県内の地形等を考慮して、7 つの圏域に分割したうちの高松ブロック及び中 讃①ブロックに当たります。ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策 を県が取りまとめ、策定した「流域治水プロジェクト」に取り組んでいます。

第2 実施内容

1 治山事業の実施

山地災害危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を 実施します。

- ① 市が実施する治山事業
 - 人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として市が防災工事又は復旧工事 を実施します。
- ② 県が実施する治山事業等
 - 山地治山総合対策事業
 - 予防治山事業
 - 流域保全総合治山等事業
 - · 森林荒廃地緊急整備事業

流木災害対策

2 山地災害危険地区の周知等

県により山地災害危険地区の見直しが行われ、山地災害危険地区に関する情報が提供された時は、本市地域防災計画への登載や防災マップの作成及び山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、市民等への提供に努めるとともに、関連機関と連携・協力し、現地への標示板の設置や防災に関する冊子を作成・配布するなど、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図ります。

なお、山地災害危険地の周知に当たっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、 日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を 実施することにより普及啓発を図ります。

3 要配慮者利用施設対策

県が行う要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業について、市は積極的に 要配慮者利用施設に関する情報を県に提供し、事業の早期の実施を要請します。

また、山地災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、市・県及び関係機関は、 施設管理者等に山地災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避 難が行われるよう、山地災害に関する情報の伝達方法を定めます。

第3節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、県と本市は、流域治水に基づき、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進します。

主な実施担当課:危機管理課、広聴広報課、河港課、建築指導課、消防局予防課

第1 現 況

1 砂防事業

本市には、土石流危険渓流が247箇所あり、災害を未然に防止するため、国が砂防指定地を 指定し、県が砂防工事を実施しています。

(資料編 5-6) 土石流危険渓流一覧

2 急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が1,449箇所あります。

(資料編 5-4、5) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

3 地すべり対策事業

本市には、地すべり危険箇所が26箇所あり、災害を未然に防止するため、県が危険度の高い ところを地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施しています。

(資料編 5-1) 地すべり危険箇所一覧

4 流域治水プロジェクト

本市は、県が県内の地形等を考慮して、7つの圏域に分割した高松ブロック及び中讃①ブロックに当たります。ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を県が取りまとめ、策定した「流域治水プロジェクト」に取り組んでいます。

第2 実施内容

- 1 防災工事の実施
 - (1) 砂防事業

市は県に対し、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防設備の整備を推進するよう要請します。

また、市内においても、順次砂防ダムが設置され効果を上げているが、近年山麓部等の開発の影響を受け土砂流の発生が増大しているため、さらに詳細に調査するとともに、県と協議し、砂防ダム建設を推進していきます。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

区域のうち、西宝町地区ほか18箇所が指定区域となっており、指定区域は、県・市事業として崩壊対策工事を実施しています。その他未指定区域については、今後関係住民の理解と協力を得て危険区域の指定を受け、県と協議しながら、指定を受けた地区で特に危険な箇所から逐次防止工事を推進します。

(3) 地すべり対策事業

市は県に対し、地すべりを防止する水路工、暗渠排水、ボーリング排水、トンネル排水等の排水工事のほか、えん堤、床固、護岸、水制等によって流出土砂を防止する段流工事の地すべり対策を推進するよう要請します。

- 2 総合的土砂災害対策
 - (1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等が指定されたときは、土砂災害に関する情報の伝達方法や円滑な避難を

確保する上で必要な事項について、土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域住民等へ配布、 周知を徹底するとともに、安全対策に努めます。

(資料編 5-2) 土砂災害警戒区域一覧

(資料編 5-3) 土砂災害特別警戒区域一覧

(2) 警戒避難体制の整備等

土砂災害警戒区域等において、円滑な避難等の実施に向けて警戒避難体制の整備を図るため、 次の事項を定めます。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

【土砂災害情報の収集】

収集する情報	収集手段
土砂災害発生の予測に活用	インターネット(気象庁、香川県)、テレビ、ラジオ等
するための気象・雨量情報	(停電時はスマートフォン、携帯電話等によります)
土砂災害警戒情報	県防災行政無線、FAX等
土砂災害の前兆現象	住民等からの通報、電話等
緊急安全確保	住民等からの通報、電話等

【土砂災害情報等の伝達】

伝達する情報	伝達手段
土砂災害危険箇所や指定避難	現地への標示板設置(香川県・市)、地域防災計画へ
所等の情報	の記載、防災マップ
土砂災害警戒区域等	地域防災計画への記載、土砂災害ハザードマップ
土砂災害警戒情報・避難指	防災行政無線、ホームページ、SNS、登録制メール
示・指定避難所の開設情報等	(県防災情報メール)、広報車等

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

【避難施設その他の避難場所】

(資料編5-2) 土砂災害警戒区域一覧及び(資料編5-3) 土砂災害特別警戒区域一覧に記載します。

【避難路その他の避難経路】

土砂災害ハザードマップに記載します。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

近年の土砂災害の実態を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、国、県、防災関係機関及び地域住民と連携・協力し、情報伝達訓練及び避難訓練を行います。

エ 要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる 施設の名称及び所在地並びに当該施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関 する事項

【施設の名称及び所在地】

(資料編5-17) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧に記載します。

【十砂災害情報等の伝達】

伝達する情報	伝達手段
土砂災害危険箇所や指定避	現地への標示板設置(香川県・市)、地域防災計画への
難所等の情報	記載、防災マップ
土砂災害警戒区域等	地域防災計画への記載、土砂災害ハザードマップ
高齢者等避難・土砂災害警	防災行政無線、登録制メール(県防災情報メール)、関
戒情報・避難指示・指定避	係者への電話・FAX等
難所の開設情報等	

オ 救助に関する事項

一般対策編 第3章「災害応急対策計画」第10節「救急・救助計画」に定めるところによります。

(3) 土砂災害警戒情報の提供

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない 状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、 対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で 発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害) の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レ ベル4に相当。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとします。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとします。

(5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理

市・県及び関係機関は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域 について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進 等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

また、土砂災害警戒区域等が指定された場合、本市地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

(6) 住民に対する普及啓発

土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとします。

3 要配慮者利用施設対策

県が行う、要配慮者利用施設に係る土砂災害警戒区域等における、土砂災害防止事業について、 市は積極的に要配慮者利用施設に関する情報を県に提供し、事業の早期の実施を要請します。

本市は、本市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとします。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、本市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとします。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めます。

土砂災害警戒区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する

事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画 を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとします。また、作成した計画 について市長に報告するものとします。

なお、本市は要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練 の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとします。

第4節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事を実施し、維持管理の強化 と併せて、河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成・普及などの水防対策を推進します。

主な実施担当課: 危機管理課、広聴広報課、健康福祉総務課、河港課

第1 現 況

本市管内には、県管理の二級河川が相引川ほか45河川あり、これらの河川については、県がその流域降雨量を検討し、既往の被害状況等も勘案して、治水事業計画に基づき、緊急度の高い箇所から改良事業を実施しています。

また、本市管理の普通河川は80河川(流路延長64,181メートル)、準用河川は23河川 (流路延長11,922メートル) ありますが、このうち未改良箇所から逐次単独事業により継続 的に改良補修を行い、水害の予防を期するものとします。

これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施します。

なお、本市は、県が県内の地形等を考慮して、7 つの圏域に分割した高松ブロック及び中讃①ブロックに当たります。ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を県が取りまとめ、策定した「流域治水プロジェクト」に取り組んでいます。

第2 実施内容

1 河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進します。

(1) 河川維持修繕

本市管内の県管理の二級河川及び市管理の普通河川、準用河川は、それぞれの管理者が、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行います。

(2) 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、 護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と 軽減を図ります。

(3) 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の河川管理施設の設置について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行われるよう努めます。また、各河川管理施設の管理者はその維持管理に当たっては、長寿命化計画の作成・実施等を適切に行うように努めます。

(4) 情報の収集、伝達体制の確立

本市及び県は、住民と連携し、河川災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めます。

2 水災防止対策の実施

本市は、県及び関係機関等と連携し、洪水予報河川、水位周知河川(以下「洪水予報河川等」 という。)及び水防警報河川の指定や洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の 事前情報の提供、災害時の情報の共有化及び水防団の育成・強化により水災防止対策を推進しま す。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、 分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとします。

(1) 洪水予報河川の指定(香東川)

県は、高松地方気象台と共同して、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知します。

(2) 洪水に関する水位周知河川の指定(新川、吉田川、春日川、本津川)

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知します。

また、水位周知河川等以外のその他の河川(以下「その他河川」という。)についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとします。

(3) 水防警報河川の指定(香東川、新川、吉田川、春日川、本津川)

県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防 上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知 します。

(4) 避難情報の発令基準の設定

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとします。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとします。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとします。

(5) 洪水浸水想定区域の指定(香東川、新川、吉田川、春日川、本津川)

県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、市長に通知します。

また、県は、その他の河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、関係市町の長に通知することとしており、優先順位を考慮し、河川から洪水浸水想定区域図の作成を行っていきます。

(6) 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 本市防災計画における措置

(ア) 本市地域防災計画において定める事項等

洪水浸水想定区域の指定があったときは、本市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければなりません。

(イ) 本市地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

洪水浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、主として要配慮者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認

められるもの又は大規模な工場その他の施設でその洪水時の浸水の防止を図る必要がある と認められるものがある場合には、本市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定 するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定めます。

イ 本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

(ア) 地下街等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとします。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとします。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとします。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとします。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとします。 なお、本市は当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の 内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとします。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模 工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する 事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画 (以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置 に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとし ます。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとします。

(資料編 5-15、16) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下施設一覧

(7) 洪水ハザードマップの作成・普及の促進

洪水ハザードマップの作成・普及に努め、四国地方整備局又は県に、必要な技術的な支援を要請します。また、洪水ハザードマップを作成するときには、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めます。

(8) 水防団等の育成・強化

青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図ります。

(9) 大規模氾濫減災協議会

水災については、国(国土交通大臣)及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「香川県大規模氾濫等減災協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとします。

(10) タイムラインの作成

河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、洪水予報河川及び水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努めます。

3 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとします。

第5節 海岸防災対策計画・雨水出水防災対策計画

高潮・津波、波浪及び内水(雨水出水)等による浸水被害を防止するため、市が管理する港湾、漁港区域内の海岸及びその他海岸における高潮・津波対策及び公共下水道事業における雨水排除対策等を推進します。また、雨水出水については、流域治水の考え方を踏まえた水防対策を推進します。

主な実施担当課:危機管理課、土地改良課、河港課、下水道整備課、下水道施設課

第1 現 況

海岸保全区域指定済延長は11.823kmとなっており、県及び市が管理しています。

公共下水道(雨水)については、下水道事業計画区域内の浸水被害を受けている地域において、 雨水を速やかに排除することを目的として、雨水排除対策を進めます。

なお、本市は、県が県内の地形等を考慮して、7 つの圏域に分割した高松ブロック及び中讃①ブロックに当たります。ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を県が取りまとめ、策定した「流域治水プロジェクト」に取り組んでいます。

第2 災害危険区域の把握

平成16年台風第16号災害を始め、過去発生した被災区域を参考に、高潮、内水による浸水被害が想定される区域を把握し、関係機関に対する情報提供を行うなど、災害発生時の迅速な対応と被害の防止に努めるものとします。

第3 実施内容

1 港湾漁港海岸保全事業

市管理の女木、男木、立石、石場、長崎鼻、久通、庵治、葛原、大島の各港湾並びに高松、浦生、亀水、西浦、男木、庵治、房前、江の浜、竹居、鎌野、篠尾、高尻の各漁港の海岸及びその他の海岸については、既に一部において保全区域の指定を受け事業実施していますが、未指定港については、必要に応じ海岸法に基づく保全区域の指定を受け事業実施していくほか、局部補修等を行い、高潮・津波、浸食及び災害に対処するものとします。

また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つように努めます。

2 樋門等の施設の維持補修事業

海岸及び河川の防潮並びに内水排除の水門139か所(うち県施設委託23か所)については、 市が操作及び必要に応じて補修(県施設は除く)を行い、老朽化及び旧式水門については、県・ 市、それぞれにおいて計画的に改良を行うほか、防潮堤、防潮堰の設置、下水道の改修やポンプ の能力アップ、水門等への自動通報装置の設置を推進し、防潮と内水排除に万全を期するものと します。また、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所 から計画的に施設整備を行っていきます。

3 内水(雨水出水)対策事業

公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である雨水バイパス幹線やポンプ場等の整備を行います。

4 水災防止対策の実施

水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進します。

(1) 水防警報海岸の指定

県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防警報海岸」に指定 し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機 関に通知する。

(2) 水位周知海岸の指定

県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者および量水標管理者に通知します。

(3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を高潮浸水想定区域図として公表するとともに、市長に通知します。

(4) 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

本市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとします。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとします。

(5) 高潮ハザードマップの作成・普及の促進

四国地方整備局又は県は、本市が高潮等ハザードマップを作成、普及を促進するため必要な 支援を行います。

- (6) 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置
 - ア 本市地域防災計画における措置
 - (ア) 本市地域防災計画において定める事項等

本市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、本市地域防災計画において、当該区域ごとに、高潮に係る水位情報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知します。

(イ) 本市地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

本市は、高潮浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの又は大規模な工場その他の施設でその高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、本市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する高潮に係る水位情報の伝達方法を定めます。

イ 本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置 (ア)地下街等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとします。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとします。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとします。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとします。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとします。 なお、本市は要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避 難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとします。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとします。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとします。

第4 潮位及び風向、風速の観測並びに情報連絡

潮位及び風向、風速の観測については、高松地方気象台と県において行っています。特に、台風接近時は潮位の異常上昇に注意し、情報収集に努めます。

第5 気象、潮位情報の現場監視

高松地方気象台及び県等が発信する気象情報等により、高潮災害の発生が予想される場合には、 高潮災害危険区域内の気象・潮位等の監視を行うものとし、潮位の異常上昇等を確認した場合には、 速やかに区域内の住民等に対する高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の防止に努めるものとし ます。

第6 高潮ハザードマップの作成、普及の促進

高潮ハザードマップの作成、普及に努め、四国地方整備局又は県に、必要な技術的な支援を要請します。

第6節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止とともに、ため池の治水活用を図るため、老朽ため池の整備等を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定並びに農村地域の防災・減災力の強化を図ります。

主な実施担当課:土地改良課

第1 現 況

かんがい用水源として、本市水田面積の約80パーセントを支配しているため池は、総数2,500余箇所に及び、うち貯水量5万立方メートル以上のため池は85か所であって、大部分は山間部地帯の麓池で、屋島、古高松、三谷、下笠居、山田、香川町、国分寺町、牟礼町、庵治町の地区等に多く存在しています。

第2 実施内容

1 ため池等整備事業

これらのため池の管理は、土地改良区、水利組合等により行われていますが、いずれも築造以来、長い年月を経過しているため老朽化が進み、改良を必要とするものが多数を占めています。 これらの改修には、老朽ため池対策事業、単独県費補助土地改良事業又は単独市費土地改良事業 によって、逐次整備を図るものとします。

2 その他防災事業

排水改良を必要とする地域は、部分的に小団地が点在しており、これら地域の改良は、農業用水の合理的な維持管理を目的としたかんがい施設の整備と併せて推進し、逐次その成果を上げていますが、海岸線に近い地域及び排水路末端が河川と合流している低地帯で排水改良が残されている地域の排水施設の整備も、逐次推進して、農地の水害予防を図るものとします。また、用排水路に設置されている水門管理については、大雨時には流水の阻害とならないよう管理体制を確立します。

3 ため池の避難対策

本市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度により優先順位を付けた上で地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとします。

4 緊急連絡体制の整備

地震や豪雨などの緊急時に迅速に対応するため、高松市の全ての防災重点農業用ため池について、緊急連絡先一覧表とため池管理者、市町、県、消防、警察等の連絡網を作成するなど体制整備を行います。

第7節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進します。

主な実施担当課:都市計画課、公園緑地課

第1 都市施設の整備促進

1 土地区画整理

都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、 面的に計画的な市街化を図ります。

2 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保します。

3 公園緑地の整備

市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保します。

第2 都市防災対策の推進

1 都市計画における防災対策の位置付け 地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に

関する基本方針に基づき、災害に強い都市づくりを進めます。

2 住居系用途地域の指定

河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系 用途を指定します。

3 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行います。

4 地区計画による防災まちづくり

火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図る ため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図ります。

5 市街地再開発事業

市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図ります。

6 災害に強いまちづくり

立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分 考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両 面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとします。

7 住宅地区改良事業

市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図ります。

第8節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図ります。

主な実施担当課:都市計画課、建築指導課、消防局予防課

第1 建築物の防災性の向上

本市には、高層耐火建築物の建設が盛んに行われていますが、大部分の建物は依然として木造であり、戦後の素材を使用した老朽で危険な建築物もあるほか、年々建築されている建物も木造のものが多くなっています。また、木造以外の建物についても防災性に欠けるものがあり、これら建築物の災害予防について、次の事項に配慮するものとします。

- 1 建築基準法、消防法等関係法令を順守します。
- 2 建築物の防災指導を強化します。
- 3 学校、病院等既存の公共用あるいは映画館、複合ビル等多数の人の使用に供する建築物の防災性、避難設備について、現場指導を行います。また、学校、庁舎、地域コミュニティセンター等多人数を収容し得る公共建築物は、災害時における避難施設となり得るよう防災建築化を図ります。
- 4 過去の災害の資料及び地理的な資料をまとめ、予防措置を講じる上の参考にします。

第2 防災知識の普及

建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行います。また、ホームページ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行います。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不 動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供 するよう努めるものとします。

第3 特殊建築物の防災指導

県及び本市は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、 防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行います。

第4 違反建築物の指導

県及び本市は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行います。

第5 都市再開発の方針、実施計画

1 不燃性建築物の建築推進対策

本市の市街地の現状では、木造の密集地域が点在しており、防災建築物の建築促進を図るため、市街地再開発事業による計画的な防災建築物の建築等の促進に努めるものとします。

2 都市再開発による対策

公共施設の状況等地区の必要度、実施の可能性、経済性等を検討し、市街地再開発事業等の実施による市街地の防災化を図るものとします。

第6 建築物の災害予防措置

1 建築物の災害予防措置

学校、病院、百貨店、ホテル等特殊建築物について、その所有者等に対し、定期的に有資格者

による調査、報告をさせ、建築物の維持保全、防災避難等について安全確保を図るものとします。

2 建築物の耐震化

国の補助制度を活用し、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るとともに、建築物の耐震化に対する指導助言を行います。

住宅・建築物の所有者又は管理者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとします。

3 落下物等の防止対策

建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等(以下「窓ガラス等」といいます。)の飛散・落下 防止、給湯設備の転倒防止のための指導及び啓発を行います。

市民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとします。

4 ブロック塀等の転倒防止

国の補助制度を活用し、道路等に面した危険なブロック塀等の撤去の促進を図るとともに、ブロック塀等の転倒防止のための指導及び啓発を行います。また、ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機(以下「工作物等」といいます。)を設置する者は、工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとします。

第7 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけの崩壊による危険の著しい区域等において、国の補助事業を活用し、危険住宅の移転事業の 促進を図るものとします。

第8 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

本市は県が行う、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するための被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築関係団体とともに協力します。

第9節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油若しくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、高松海上保安部が中心となり、状況に応じて、香川地区大量排出油等防除協議会のもと、関係機関と連絡協調を図り、必要な予防対策を推進します。

主な実施担当課等:危機管理課、環境指導課、農林水産課、河港課、消防局消防防災課、高松海 上保安部、警察本部、香川地区大量排出油等防除協議会

第1 資機材の整備等

本市、高松海上保安部、警察本部、関係事業者等は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努めます。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

第2 大量の油又は有害液体物質の流出時における防除活動

本市、高松海上保安部、県、関係事業者等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図ります。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握します。

第3 海上災害防止思想の普及等

油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努めます。

第4 流木及び海ごみ対策

市所管の水面における貯木等木材を常置する箇所では、災害時において、貯材の流動を予防するため、市内材木業者、製材業者に指令して、係留を厳重にするよう常時指導するとともに、大量の流木等が発生した場合に備えて、県、四国地方整備局等と連携体制や回収・処理体制の整備を図ります。

第10節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進します。

主な実施担当課等:危機管理課、消防局消防防災課、高松空港事務所、高松空港(株)、警察本部

第1 防災体制の整備

高松空港(株)は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図ります。

第2 資機材の整備等

本市、高松空港(株)、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図ります。

- 1 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- 2 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- 3 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- 4 応急救護用医薬品、医療資機材

第3 防災訓練への参加

高松空港(株)は、関係機関と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行い、本市はその訓練に協力し、参加します。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

第11節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を 図ります。

主な実施担当課等:危機管理課、消防局消防防災課、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

第1 概 要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の予讃線、高徳線と高松琴平電気鉄道株式会社の琴平線、長尾線、志度線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進しています。

第2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定 期点検、必要に応じて臨時検査を行います。

第3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交 差化など安全施設の整備を図ります。

第4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行います。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図ります。

第5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行い、本市 はその訓練に協力し、参加します。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

第12節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、 災害時の協力体制の確立等を図ります。

主な実施担当課: 危機管理課、道路管理課、道路整備課、南部土木センター、消防局情報指令課

第1 概 要

本市には、高速自動車国道、一般国道、県道、市道があり、道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施しています。

第2 道路施設等の整備

道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じます。

- 1 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行います。
- 2 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋りょう補強工事等を行うとともに、高松 市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することによ り、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保します。
- 3 覆エコンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、 補強工事等を行います。
- 4 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努めます。
- 5 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努めます。
- 6 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進します。
- 7 冬季の交通確保のため、凍結防止及び除雪体制の整備を図ります。
- 8 出水期前には予想危険箇所のパトロールを強化して維持補修に努め、側溝、雨水排水枡の清掃 (国、県、市の管理者へ連絡依頼します)、暗渠等の呑口が埋没しないよう掘削や橋台、石積及 び河川に関連のある路側石積の洗堀防止(根固工等の施工)に努めます。

また、出水期に流出、埋没のおそれがある橋りょう、暗渠に対し連絡、通報並びに警戒を地元消防団等に依頼するものとします。

第3 協力体制の確立

道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に 把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図りま す。

第4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行います。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとします。

第5 防災訓練の実施

関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行います。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

第6 除雪体制の整備

- 1 道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとします。
- 2 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を 徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目 的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとします。
- 3 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者を始めその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとします。
- 4 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者を始めその他関係機関と協議して設定するものとします。
- 5 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者を始めその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとします。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとします。
 - 6 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその 他関係機関と情報交換を行い、連携を図ります。

第13節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図ります。

主な実施担当課等:危機管理課、保健医療政策課、生活衛生課、環境指導課、農林水産課、下水 道施設課、香川県広域水道企業団

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、県、警察、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図ります。

また、原子力発電所の事故等の正確な情報を住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制の整備を図ります。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に 配慮し、整備を図るものとします。

第2 環境放射線モニタリング体制の整備

県は、平時から、環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリングを実施し、本市は、国、 県及び関係機関の要請に応じて、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニ タリングの実施体制の整備に協力します。

第3 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する連絡体制の整備

原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図ります。

第4 広域的な応援体制の整備

緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいいます。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図ります。

第5 知識の普及・啓発

原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発 を図ります。

第14節 危険物等災害予防計画

危険物、少量危険物及び指定可燃物(以下「指定可燃物等」といいます。)、高圧ガス、火薬類、毒物 劇物、特定動物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体 制の強化等を図ります。

主な実施担当課:生活衛生課、消防局予防課

第1 概 要

本市には、消防法に基づく危険物施設、指定可燃物等施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの 製造施設等、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売 施設、毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱業者があり、各事業者は、防災訓練の 実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めています。

第2 施設の安全性の確保

- (1) 施設の安全性を確保するため、次の措置を講じます。
 - 1 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行います。
 - 2 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等 自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行います。
 - 3 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び 危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとします。
- (2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性 並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定さ れる場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるも のとします。

第3 資機材の整備等

地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとします。

第4 防災訓練の実施

県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行います。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

第5 防災知識の普及

住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとします。

第6 毒物劇物による危害防止

毒物劇物販売業者及び業務上取扱者に対し定期的な立入調査を実施し、毒物劇物の適正な保管管理の徹底、譲渡手続き及び交付制限の厳守等について指導を行うとともに、適正な販売及び使用について啓発を行い、毒物劇物による危害の未然防止を図ります。

第7 特定動物の飼養・保管施設の安全化対策

特定動物の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導します。

第15節 大規模火災予防計画

大規模な火災による死傷者等の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、 火災予防、消防体制の整備充実を推進します。

主な実施担当課:危機管理課、土地改良課、都市計画課、建築指導課、公園緑地課、消防局予防 課、消防防災課

第1 災害に強いまちの形成

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとします。

また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとします。

第2 火災に対する建築物の安全化

火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとします。

- 1 多数の人が出入りする事業所等及び高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。
- 2 高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図ります。
- 3 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性 材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図ります。

第3 消火活動体制の整備

大規模な火災に備え、消火栓、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽等の消防水利のみに頼ることなく、河川、池、海等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、消防水利の更なる適正な配置に努めます。また、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努めます。

第4 防災訓練の実施

県、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火災及び被害を想定し、より実践的な消火、 救助等の訓練を行います。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等 の改善を行います。

第5 防災意識の啓発

全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対して、火災予防の重要性を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図ります。

第16節 林野火災予防計画

林野火災は、交通及び水利事情の悪条件並びに消火活動の困難性、また防御範囲が拡大するなどの特殊 事情が累積することから、国の関係行政機関、県及び他市町と相互に連絡協調を図り、その予防に万全を 期するものとします。

主な実施担当課:農林水産課、消防局予防課、消防防災課

第1 林野火災の防止

- 1 火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、届出の励行
- 2 乾燥注意報又は火災警報発令中の火入れ、たき火などの制限
- 3 火入れ実施中に気象状況が急変したときの巡回パトロールの実施
- 4 林野関係者及び通行人の林野における火気取扱いの制限
- 5 ハイカー等入山者に対する林野火災予防意識の普及

第2 出火防止対策の強化

林野火災による被害の軽減に努めるとともに、地域住民に対し、林野火災時の処置について十分 周知しておくものとします。

1 林野火災活動計画の作成

林野火災における消火対策を樹立するに当たっては、その対策の前提となる林野について十分 な地理的調査を実施しなければなりません。

計画作成に当たっては、林野の実態を調査し、平常時から詳細な山林地図等を備え、水利状況、所有者区分、樹種、地形、林道網等の実態を把握しておき、これらに基づき、延焼予想、林野の被害予想、消防活動の障害の予想及び林野火災の原因に関連ある事項等を加味して作成するものとします。

2 初期消火体制の確立

林野火災における消火活動の特徴は、交通及び水利が不便なこと、消火活動が困難なこと、広大な地域にわたることなどが挙げられ、このような困難な状況のもとでは、初期のうちに鎮火することが特に重要となるので、次の事項を考慮して消火体制に関する計画を立てておくものとします。

- (1) 火災発生時及び消火活動時における円滑な通報連絡を確保するため、有線、携帯無線等通信機器の整備を図ること。
- (2) 連絡、通報等に関する伝達経路を確立しておくこと。
- (3) 林野火災の現場は、複雑な地況、林況により現場指揮の不徹底が予想されますので、指揮命令の徹底を期すための計画を立てておくこと。
- (4) 延焼拡大を的確に予想し、必要な人員の出動計画を立てておくこと。
- (5) 林野火災では、防御線の設定が最も有効であることから、その設定及び状況判断に関しての計画を立てておくこと。
- (6) 初期消火を実施するために必要な小型ポンプ、のこ、おの、なた、シャベル等を準備する とともに、その体制を確立しておくこと。

3 相互応援協定等の活用

林野火災における消火活動は、多人数で行わなければならないことが予想されますので、隣接 市町に対する応援要請が速やかに行えるよう、香川県消防相互応援協定、香川県防災へリコプタ 一応援協定の円滑な運用に努めるものとします。また、林業労務者、森林組合、山林労務者、建 設業者等との連携を図り、関係者リストを作成し、出動要請が行えるよう平常から措置しておく ものとします。

4 広域航空消防応援及び自衛隊等への応援要請

相互応援協定等の活用、また火勢その他の諸条件から、出動消防隊員等の消防力だけでは消火 作業が遅れ、延焼拡大するおそれがあると判断された場合は、知事を通じて消防庁長官に「大規 模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防・防災へリコプターの要請及 び知事に自衛隊の出動を要請するものとします。

第3 森林所有(管理)者に対する指導

森林所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導します。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導します。

第4 防災訓練の実施

関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行います。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

第5 防災意識の啓発

林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努めます。

第17節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進します。

主な実施担当課:農林水産課

第1 農作物対策

農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行います。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努めます。

第2 園芸等施設対策

風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導します。

第3 畜産業対策

災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努めるものとします。

第4 林業対策

風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等 の指導を行います。

第5 水産業対策

合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を 図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図ります。

第18節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施します。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水 害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行います。

主な実施担当課等:下水道整備課、下水道施設課、香川県広域水道企業団、四国電力(株)、四国電力(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)

第1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図ります。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図ります。

第2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行います。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図ります。

第3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図ります。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図ります。

第4 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による 浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、水運用システムの強化、応急 給水・応急復旧体制の整備、他事業体からの応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図ります。 また、自家発電設備は、使用燃料の統一を図るとともに、3日以上連続稼働が可能となるよう燃 料の備蓄に努めるなど、付属設備等についても防災性の強化を図ります。

第5 下水道施設

下水道施設の災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとと もに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の 整備、施設管理図書の整備等を図ります。

また、自家発電設備は、使用燃料の統一を図るとともに、3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努めるなど、付属設備等についても防災性の強化を図ります。さらに、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとします。

第19節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図ります。

主な実施担当課:危機管理課、道路管理課、南部土木センター、河港課、消防局総務課、消防防 災課、情報指令課

第1 気象観測施設等

- 1 水防管理者は、雨量観測については、県防災情報システムの利用により降雨等の正確な情報を 迅速かつ的確に把握するほか、量水標観測者と密接に連絡をとり、その状況により自発的に警戒 をし、消防団員の招集準備その他適切な措置を講じるものとします。
- 2 高松地方気象台は、地域気象観測システムにより、雨量観測所の雨量を把握し、香川県へオンラインにより提供しています。また、香川県と共同で香東川の洪水予報(洪水注意報、洪水警報)を発表します。
- 3 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所は、雨量観測所のうち特に雨量通報の要求がある場合には、県(河川砂防課)に通報するものとしています。
- 4 県は、新川、吉田川、春日川、本津川について「避難判断水位」を定め、水位周知河川に指定 し、避難判断水位情報を提供しています。気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測 施設・設備を整備します。

第2 水防施設等

- 1 重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土の う袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備します。
- 2 水防倉庫の管理責任者は、県の水防倉庫資機材備蓄基準に準じ、所要の資機材等を常時確保するものとします。
- 3 水防倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資機材を点検し、使用又は損傷により不足を生じたときは、速やかに補充し、次の災害に備えるものとします。
- 4 水防倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損個所の早期修繕に努め、資機材の管理 に万全を期すものとします。

第3 消防施設等

- 1 消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火 災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に 対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図ります。
- 2 救助・救急活動のため、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び島しょ部では救急艇を活用するとともに、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- 3 消防救急無線等を活用した災害情報の共有を実施するとともに、双方向の情報伝達が可能な装備の充実に努めます。

第4 通信施設等

災害時における通信の重要性にかんがみ、市防災行政無線など通信施設の拡充強化に努めるとともに、現有通信施設の維持管理についても万全を期すものとします。また、デジタル式同報系防災行政無線を整備し、避難指示発令時などに活用するとともに、災害時の通信手段として、消防無線等の効果的な運用を図ります。

1 災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じます。

- (1) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進します。
- (2) 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の 多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、 通信連絡機能の維持向上を図ります。
- (3) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、 無停電電源設備等の整備を図ります。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間 以上を目安とします。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した 実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行います。
- (4) 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図ります。
- (5) 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ります。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図ります。
- (6) 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信 の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行います。
- (7) 災害時に有効な、携帯電話(衛星携帯電話を含む)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備します。
- (8) コミュニティFM放送、ケーブルテレビと締結している災害時の緊急放送の協力に関する 協定に基づき、各放送設備を用いて住民へ災害等に関する緊急情報を提供し、災害による被害 を最小限にし、又は未然に防ぐことに努めます。
- (9) 国等の補助制度を活用し、移動系、同報系無線の整備を推進します。
- (10) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めます。
- (11) 山間部や島しょ部等、孤立する可能性がある地域において、加入電話が使用できない場合 の緊急連絡用として、陸上移動系無線機又は衛星携帯電話の整備の推進に努めます。
- 2 災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに 伝達するため、防災行政無線等の整備を推進します。特に住民への情報伝達に有効な同報系無線 屋外拡声子局の整備及び防災ラジオの普及等に努めます。
- 3 警察通信施設の使用等 災害時における警察通信施設の使用等については、市長と警察本部長との協定事項に基づいて 使用します。

第5 その他施設等

道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄します。

第20節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、 防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図ります。

主な実施担当課: 危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、河港課、消防局消防防災課

第1 職員の体制

- 1 専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図ります。また、必要に応じて、災害時に構ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図ります。
- 2 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座 等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用 できるような仕組みを平常時から構築することに努めます。また、発災後の円滑な応急対応、復 旧・復興のため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めます。

第2 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動 に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとします。なお、相 互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとします。
 - また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点 に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防・防災ヘリ、ドクターヘリ、警察ヘリなど 災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとします。
- 2 知事と各市町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築します。また、県への応援要請が 迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくと ともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくもの とします。
- 3 大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとします。
- 4 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとします。
- 5 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとします。
- 6 近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めます。
- 7 消防組織法第44条の規定に基づき、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動及び 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防・防災へリコプターを 要請します。

8 知事に対する、自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておきます。また、いかなる状況において、どのような分野 (水防、救助、応急医療等) について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊との連携を図ります。

第3 民間事業者との連携

災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとします。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとします。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に務めるものとします。

第4 業務体制の構築

躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとと もに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとし ます。

第5 防災中枢機能等の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた 非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めます。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者及び燃料事業者と災害時における電力及び燃料の優先供給先の調整を行うほか、再生可能エネルギーも含めた非常用電源の運転や公用車輌等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとします。

第6 基幹情報システムの機能確保

行政データのバックアップなどの安全対策を実施します。また、情報システム基盤(基幹情報システムが稼働する基盤となる結合サーバ、基幹ネットワーク機器、通信回線等)が被災を受けた場合においても、基幹情報システムが停止することなく、又は停止しても早期の再稼働ができるよう、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ復旧手順を定めておくものとします。

第7 広域防災活動体制の整備

関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとします。

また、他の自治体等からの物資や人員の支援を迅速に受け入れるための体制整備に努めます。 併せて、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化 に努めるものとします。

(資料編 12-8) 広域応援に係る活動拠点候補地一覧

第8 複合災害への対応

- 1 複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとします。
- 2 複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとします。
- 3 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとします。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、 県及び関係機関との合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとします。

第21節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班 の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図ります。

主な実施担当課等:保健医療政策課、みんなの病院、市民病院塩江分院、(独)国立病院機構、日本 赤十字社香川県支部

第1 初期医療体制の整備

1 高松市

- (1) 初期医療体制について、既存の医療機関が機能する場合は、それを生かし、地域の診療機能が停止した場合に応急救護所を設置するなど、実情に即した医療体制の確立を図ります。
- (2) 県医療救護計画と整合性を図り、応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動等に関する計画を作成します(以下「本市医療救護計画」といいます。)。
- (3) 本市医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護 班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させます。
- (4) 市長は、本市で対応できない場合は、災害派遣医療チーム (DMAT) や広域医療救護班 の派遣を県に要請します。
- 2 日本赤十字社香川県支部、四国厚生支局、香川大学医学部附属病院等 市町の医療救護を応援・補完するため、県の要請に基づいて派遣する広域医療救護班の編成、 派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じ て対応能力の向上に努めます。

第2 後方医療体制等の整備

1 高松市

本市医療救護計画に基づき、応急救護所等における医療救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院の確保を図ります。

救護病院の設置に当たっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についても、できる限り協力が得られるよう努めます。

なお、救護病院で対応が不可能な患者等がある場合は、その対処を県等に要請します。

2 日本赤十字社香川県支部

県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方医療機関として協力体制を整えます。

高松市指定救護病院

地区	番号	施設名	病床数	所 在 地	電話番号	
	1	前田病院	96	高松市東ハゼ町 824	087-865-7111	
	2	キナシ大林病院	254	高松市鬼無町藤井 435-1	087-881-3631	
高	3	百石病院	87	高松市屋島西町 1937-1	087-843-6121	
li-1	4	おさか脳神経外科病院	69	高松市三名町 378-1	087-886-3300	
Lev	5	オサカ病院	52	高松市香川町浅野 272	087-889-0703	
松	6	伊達病院		高松市観光町 588-8	087-831-1701	
	7	久米川病院	49	高松市新田町甲 474-3	087-844-3111	
	8	広瀬病院	43	高松市松縄町 35-3	087-867-9911	

地区	番号	施 設	名	病床数	所	在	地	電話番号	
	9	マオカ病院		58	高松市瓦町	丁 1-12-45		087-862-8888	
	10	高畠医院			高松市木力	太町 1986		087-862-3410	
	11 藤井外科胃腸科・整形外科			19	高松市田村	寸町 1277		087-867-1222	
	12	渋谷整形外科医院		19	高松市牟礼町牟礼 986-1			087-845-9339	
	13 三条整形外科スポーツクリニック		19	高松市三多	条町 482-1	087-867-2270			
	14	三宅医学研究所附属三宅リハビリテ ーション病院		61	高松市天神	申前 5-5	087-831-2101		
	15	かつが整形外科クリ	ニック	2	高松市香西本町 114-10			087-832-8877	
	1 6	1 いがわ医院 3		19	高松市藤塚町 1-11-1			087-861-4306	
	1 7	クワヤ病院		7 3	高松市塩	豆屋町 1−4		087-851- 5208	
	合計 17病院		989						

(令和5年3月20日現在)

第3 医薬品等の確保

- 1 医薬品など確保体制の確立
 - (1) 高松市

県が策定した計画と整合性を図り、緊急時の救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材 の備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備します。

- (2) 日本赤十字社香川県支部
- ア 救護班が行う医療活動に必要な標準的医薬品等を選定し、その備蓄、調達方法等を確立します。
- イ 後方医療機関として、医療活動に必要な医薬品及び医療資機材の確保及び供給方法を確立 します。
- 2 輸血用血液の確保体制の確立

香川県赤十字血液センター

- ア 県との協議に基づき、災害時に必要な血液の調達計画を策定します。
- イ 県との協議に基づき、災害時の血液の輸送計画を策定します。

第4 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス、道路等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努めます。

第5 広域的救護活動の調整

- 1 高松市
 - (1) 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域的に発生した場合、医師の不足、医薬品及び医療資機材の不足 等の問題が生じる可能性があります。これら広域かつ多量の救護需要に対応するため、県内の 他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図 ります。その際、災害医療コーディネーターは、市に対して適宜助言及び支援を行います。

(2) 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等すべての医 療救護局面において、広域的な応援要請のための情報連絡網について、関連自治体及び関連機 関との調整及び整備を図ります。その際、災害医療コーディネーターは、市に対して適宜助言 及び支援を行います。

2 日本赤十字社香川県支部

- (1) 災害時に、日本赤十字社香川県支部単独で対応できない場合に備え、あらかじめ近隣の支 部による救護班の派遣、傷病者の受入れ等の医療救護活動に関する支援体制の整備を行います。
- (2) 近隣支部間の支援体制が、発災時に機動的かつ効率的に機能するよう定期的な合同訓練や 情報交換等を行います。

高松地区広域救護病院 (★は、災害拠点病院)

	间面是四个人的人的人。				27110/13/24/		
地区	番号	施設	名	病床数	所 在	地	電話番号
	1	高松医療センター		240	高松市新田町乙8		087-841-2146
	2	国立療養所大島青松園			高松市庵治町 6034-1		087-871-3131
	3	香川大学医学部附属病院★			三木町池戸 1750-1		087-898-5111
	4	県立中央病院	*	533	高松市朝日町 1-2-1	087-811-3333	
	5	かがわ総合リハビリテーション病院			高松市田村町 1114		087-867-6008
高	6	高松市立みんなの病院 ★			高松市仏生山町甲 847-1		087-813-7171
	7	高松市民病院塩江分	院	87	高松市塩江町安原上東 9	9-1	087-893-0031
松	8	高松赤十字病院 ★		5 0 7	高松市番町 4-1-3		087-831-7101
	9	香川県済生会病院		198	高松市多肥上町 1331-1		087-868-1551
	10	屋島総合病院		279	高松市屋島西町 2105-17	•	087-841-9141
	11	りつりん病院		199	高松市栗林町 3-5-9		087-862-3171
	12	高松病院		179	高松市天神前 4-18		087-861-3261
	合	計 12病院		3, 424			

(令和5年8月1日現在)

第22節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進します。

主な実施担当課: 危機管理課、道路管理課、道路整備課、南部土木センター、河港課

第1 緊急輸送路対策

災害発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材の輸送等の広域的な緊急輸送路について定めます。

県が指定した緊急輸送路のうち、本市が管理するものについては、安全性の確保に必要な整備を順次、実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保など早期復旧に必要な対策をあらかじめ検討しておくものとします。

1 緊急輸送路の指定等

(1) 道路

県が指定した緊急輸送路の周知に努め、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のための必要な整備を行い、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとします。また、緊急輸送路と本市の防災拠点(消防機関、病院、避難所、応急給水施設等)とを相互に連絡する主要道路を道路管理者等及び警察と協議・選定し、緊急輸送体制の確立を図ります。

ア 第1次輸送確保路線

広域的な輸送に必要な主要幹線道路

イ 第2次輸送確保路線

市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

ウ 第3次輸送確保路線

第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

【第1次輸送確保路線】

(*は、本市に関係する路線)

	路線名	区間						
*	四国横断自動車道(高松自 動車道)	東かがわ市坂元〜観音寺市豊浜町、坂出市(坂出JCT〜坂出IC)						
	瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境〜坂出 I C						
*	国道 11 号	東かがわ市坂元~高松市~観音寺市豊浜町、高松市上天神町~三木町						
*	国道 30 号	高松市鍛冶屋町~玉藻町						
*	国道 32 号	高松市田村町~琴平町~三豊市財田町						
	国道 319 号	丸亀市原田町〜まんのう町買田						
*	国道 193 号	高松市上天神町~三木町						
	国道 318 号	東かがわ市(全線)						
	国道 436 号	土庄町吉ケ浦〜土庄町甲、土庄町甲〜小豆島町安田						
	国道 438 号	坂出市富士見町~まんのう町勝浦						
*	県道高松長尾大内線	高松市春日町〜東かがわ市町田						
	県道坂出港線	坂出市寿町~富士見町						
*	県道高松王越坂出線	高松市西町~香西北町						
	県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町~豊浜町姫浜、丸亀市天満町~昭和町、三豊市詫間						
		町詫間						
	県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間~高瀬町新名						
	県道三木津田線	さぬき市津田町津田〜寒川町神前						
	県道坂手港線	小豆島町安田~坂手(全線)						

	路線名	区間
	県道高松善通寺線	坂出市寿町~常盤町
	県道白鳥引田線	東かがわ市引田
	県道大内白鳥インター線	東かがわ市三本松~川東
*	県道中徳三谷高松線	高松市木太町~林町
*	県道高松空港線	高松市香南町(全線)
	県道石田東志度線	さぬき市志度
*	県道高松東港線	高松市朝日町
*	県道高松坂出線	高松市香西北町~坂出市林田町(全線)
*	県道高松停車場栗林公園線	高松市西内町~錦町
*	県道衣掛郷東線	高松市郷東町〜鶴市町
*	県道檀紙鶴市線	高松市鶴市町~檀紙町(全線)
*	県道山崎御厩線	高松市中間町~檀紙町
	県道大屋冨築港宇多津線	坂出市林田町~築港町、坂出市御供所町~宇多津町
	県道林田府中線	坂出市林田町~加茂町
	県道瀬居坂出港線	坂出市西大浜北〜番の州町
	県道川津丸亀線	宇多津町~丸亀市昭和町
	県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬〜大見
	県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
	県道本町小瀬土庄港線	土庄町甲
*	臨港道路石油基地本線	高松市朝日町
*	市道郷東中央線	高松市郷東町
*	市道高松海岸線	高松市西町~朝日町
*	市道高松海岸線2号線	高松市朝日町~春日町
*	市道屋島東山崎線	高松市屋島西町~春日町
*	市道朝日町仏生山線	高松市福岡町
*	市道福岡林線	高松市福岡町~木太町
	市道昭和町田村線	丸亀市天満町〜田村町
	市道番の州南北幹線	坂出市番の州町〜番の州緑町
	市道常盤御供所線	坂出市常盤町~御供所町

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとします。

(高松港(朝日地区の①及び朝日 C地区)、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、丸亀港、詫 間港、観音寺港)

【第2次輸送確保路線】 (*は、本市に関係する路線)

	路線名	区間
*	国道 377 号	高松市香川町安原下〜丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田〜観音 寺市豊浜町姫浜
	国道 436 号	小豆島町安田~福田
	県道丸亀三好線	琴平町五條
	県道観音寺池田線	観音寺市本大町~三豊市財田町財田上
*	県道三木国分寺線	高松市三谷町~三名町
*	県道三木綾川線	三木町下高岡~綾川町陶(全線)
*	県道高松王越坂出線	高松市亀水町、坂出市江尻町
	県道善通寺府中線	丸亀市飯山町、坂出市府中町新宮~府中町石井
	県道坂出港線	坂出市久米町、坂出市入船町
	県道坂出停車場線	坂出市元町
	県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町~三豊市詫間町、三豊市仁尾町~観音寺市観音寺町

	路線名	区間
	県道善通寺大野原線	善通寺市与北町~南町2丁目
	県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町~稲木町、善通寺市生野町~上吉田町、多度津町 葛原~栄町
*	県道高松善通寺線	高松市中新町~坂出市寿町、坂出市常盤町~丸亀市原田町
	県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田笠岡~豊中町比地大
*	県道高松牟礼線	高松市高松町~庵治町浜
	県道三木津田線	さぬき市寒川町神前
*	県道三木牟礼線	三木町氷上~高松市牟礼町
	県道小養前田東線	三木町池戸
*	県道中徳三谷高松線	高松市中新町~花園町、高松市林町~三谷町
*	県道円座香南線	高松市中間町~岡本町、高松市香南町池内~香南町横井
	県道岡田善通寺線	善通寺市生野町、琴平町上櫛梨~善通寺市大麻町
	県道善通寺詫間線	善通寺市善通寺町~仙遊町
	県道観音寺善通寺線	観音寺市栄町〜坂本町、観音寺市駅通町〜三架橋町
	県道津田引田線	さぬき市津田町鶴羽
	県道三本松停車場線	東かがわ市三本松
	県道大串志度線	さぬき市志度
	県道富田西鴨庄線	さぬき市寒川町神前
	県道石田東志度線	さぬき市寒川町神前~寒川町石田東
*	県道太田上町志度線	高松市鹿角町~林町
*	県道牟礼中新線	高松市花園町~木太町
*	県道高松東港線	高松市松島町~福岡町
*	県道高松港栗林公園線	高松市桜町~藤塚町
*	県道高松停車場栗林公園線	高松市番町
*	県道千疋高松線	高松市岡本町~香南町池内
*	県道鴨川停車場五色台線	高松市亀水町~生島町
	県道綾川国分寺線	綾川町滝宮
	県道綾川府中線	坂出市府中町石井~綾川町滝宮
	県道炭所東琴平線	まんのう町四條~琴平町五條、まんのう町炭所西
	県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上~まんのう町長尾(全線)
	県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西
	県道丸亀港線	丸亀市風袋町~港町
	県道丸亀停車場線	丸亀市浜町~大手町
	県道原田琴平線	琴平町榎井
	県道琴平停車場琴平公園線	琴平町榎井
	県道大麻琴平買田線	善通寺市大麻町~琴平町
	県道善通寺停車場線	善通寺市文京町
	県道多度津停車場線	多度津町栄町
	県道西白方善通寺線	善通寺市生野町
	県道宮尾高瀬線	三豊市高瀬町
	県道詫間仁尾線	三豊市詫間町〜仁尾町仁尾
	県道黒渕本大線	観音寺市本大町~植田町
	県道丸井荻原豊浜線	観音寺市大野原町
	県道福田原観音寺線	観音寺市大野原町
	県道先林姫浜線	観音寺市豊浜町
	県道北風戸積浦線	直島町(全線)

	路 線 名	区間
	県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大~仁尾町仁尾
*	県道高松志度線	高松市木太町~さぬき市志度
*	県道高松香川線	高松市仏生山町
*	臨港道路玉藻 1 号線	高松市サンポート
	臨港道路宮浦臨港道路1号	直島町
*	臨港道路 G 地区 1 号線	高松市朝日町
*	郷東公共施設団地内道路	高松市郷東町
*	市道高松駅北線	高松市サンポート
*	市道香西東臨港線	高松市鬼無町~香西南町
*	市道木太鬼無線	高松市鬼無町~鶴市町
*	市道香西郷東線	高松市郷東町
*	市道香東川西堤防4号線	高松市郷東町
*	市道郷東町22号線	高松市郷東町
*	市道香西 5 号線	高松市香西南町
*	市道尾池丸田線	高松市香南町横井~香南町由佐(全線)
*	市道吉光高根線	高松市香南町由佐
*	市道桜町3号線	高松市桜町(全線)
*	市道桜町5号線	高松市桜町(全線)
*	市道栗林公園東線	高松市室新町
*	市道花ノ宮木太線	高松市室町~木太町
*	市道松島町7号線	高松市松島町
*	市道片原町沖松島線	高松市松島町
*	市道松島上福岡線	高松市上福岡町~松島町
*	市道生島神在川窪2号線	高松市生島町
*	市道生島土地区画整理1号線	高松市生島町(全線)
*	市道上福岡多肥下町線	高松市多肥下町~上福岡町(全線)
*	市道多肥上町19号線	高松市多肥下町~多肥上町
*	市道五番町西宝線	高松市番町
*	市道仏生山円座線	高松市仏生山町
*	市道田井役戸線	高松市牟礼町
*	市道落合田井線	高松市牟礼町
	市道城東町南北2号線	九亀市城東町
	市道大手町南北1号線	丸亀市大手町
	市道土器線	丸亀市土器町
	市道土居町南北6号線	丸亀市土居町
	市道坂出貨物駅前線	坂出市久米町、坂出市室町
	市道東大浜26号線	坂出市久米町
	市道川崎町2号線	坂出市川崎町
	市道坂出港海岸線	坂出市入船町
	市道府中ダム東1号線	坂出市府中町 - 美通寺市仏野町
	市道生野線 市道大門通り線	善通寺市生野町 善通寺市南町
	市道坂本1号線	観音寺市坂本町
	市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町〜駅通町
	市道下組本村線	観音守巾他田町~駅地町 観音寺市大野原町
	市道観音寺大野原線	観音寺市大野原町
	印但既日寸八野炉隊	115日寸川八野/広川

路線名	区	間
市道丸井福田原線	観音寺市大野原町	
市道芝原東線	観音寺市豊浜町	
市道昭和冨田西線	さぬき市寒川町石田東、さぬき市長尾東	
市道江の口線	さぬき市志度	
市道志度港1号線	さぬき市志度	
市道新造田滝ノ宮線	さぬき市長尾東	
市道鵜部臨港線	さぬき市津田町鶴羽	
市道西町・東町線	さぬき市津田町鶴羽	
市道東代臨港線	さぬき市津田町鶴羽	
市道東町1号線	さぬき市津田町鶴羽	
市道中央公園伊座線	東かがわ市帰来	
市道田高田帰来線	東かがわ市帰来	
市道加茂長池線	三豊市高瀬町	
町道掛条線	土庄町	
町道西古浜線	土庄町	
町道東元浜海岸2号線	土庄町	
町道学校東線	小豆島町池田	
町道片城埋立10号線	小豆島町片城	
町道片城埋立8号線	小豆島町片城	
町道高松東ファクトリーパー ク1号線	三木町井上	
町道中谷線	三木町井上	
町道北地中谷線	三木町井上	
町道馬場中谷線	三木町井上	
町道池戸井戸線	三木町平木	
町道番ノ州線	宇多津町吉田	
町道番ノ州北第3号線	宇多津町吉田	
町道宇多津港線	宇多津町浜三番丁	
町道苗田櫛梨線	琴平町下櫛梨	
町道北山1号線	琴平町下櫛梨	
町道国鉄駅東1号線	琴平町五條	
町道335号線	多度津町栄町	
町道111号線	多度津町西白方~東白方	
町道8号線	多度津町東白方	
町道262-1号線	多度津町東白方~青木	

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第2次輸送確保路線と同等扱いとします。 (高松港 (朝日地区の②) 、宮浦港)

【第3次輸送確保路線】 (*は、本市に関係する路線)

	2 210 2 01000 2 110 0 0 0 0				
	路線名	区間			
	国道377号	東かがわ市西山~三木町奥山			
	県道志度山川線	さぬき市志度~さぬき市多和			
	県道丸亀三好線	丸亀市柞原町~善通寺市与北町			
*	県道三木国分寺線	高松市十川西町~三谷町、高松市三名町~国分寺町新居			
	県道府中造田線	坂出市府中町~まんのう町造田(全線)			
	県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名~まんのう町佐文			

	路線名	区間					
	県道善通寺大野原線	善通寺市南町2丁目~三豊市高瀬町下麻、三豊市高瀬町佐股~観音寺市本大町					
	県道土庄福田線	土庄町淵崎~小豆島町福田					
	県道白鳥引田線	東かがわ市西山~引田					
	県道長尾丸亀線	まんのう町羽間~長尾					
	県道まんのう善通寺線	まんのう町四條~善通寺市与北町					
	県道黒渕本大線	観音寺市柞田町~植田町					
	県道高松琴平線	琴平町榎井~丸亀市綾歌町岡田上					
*	市道木太鬼無線	高松市鶴市町〜東ハゼ町					
	市道観音寺大野原線	観音寺市柞田町					
	市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町					

(2) 港湾

ア 防災機能強化港(救助、輸送活動等を行う港湾)

次の港湾において、災害時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁 等の整備を行うものとします。(県指定)

(*は、本市に関係する港湾)

		יוםוע	• •						
港	湾	名	種			別	管	理	者
*高	松	港	重	要	港	湾	香	Ш	県
坂	出	港	重	要	港	湾	坂	出	市
三	本 松	港	地	方	港	湾	香	Щ	県
津	田	港	地	方	港	湾	香	Ш	県
坂	手	港	地	方	港	湾	香	Ш	県
土	庄	港	地	方	港	湾	香	Щ	県
宮	浦	港	地	方	港	湾	香	Щ	県
丸	亀	港	地	方	港	湾	香	Щ	県
詫	間	港	地	方	港	湾	香	Щ	県
観	音 寺	港	地	方	港	湾	香	Ш	県

イ 輸送確保路線への連絡道路

防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路 (*は、本市に関係する港湾)

港湾名	地区名	輸送確保路線への連絡経路		
*高松港	朝日地区	①→臨港道路F地区7号線→臨港道路朝日町本線→市道高松海岸線 ②→臨港道路F地区21号線→臨港道路F地区2号線→臨港道路B地区2号 線外→市道高松海岸線		
IJ	朝日C地区	→臨港道路C地区14号線→県道高松東港線→高松海岸線2号線		
坂 出 港	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道		
三本松港	三本松地区	→9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号		
津田港	津田地区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→国道11号		
坂手港	坂手地区	→坂手港臨港道路→坂手港線		
土庄港	大木戸地区	→臨港道路大木戸臨港1号線→臨港道路大木戸臨港2号線→国道436号		
宮浦港	宮浦地区	→臨港道路→県道北風戸積浦線		

丸 亀 港	本港地区	→市道西平山港町線→市道港町区画 5 号線→さぬき浜街道	
詫間港	経面地区	→臨港道路経面4号臨港線→臨港道路経面3号臨港線→県道詫間仁尾線	
観音寺港	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線	

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名 称	種 別	管 理 者
高松空港	拠点空港(国管理空港)	高松空港(株)

本市は、災害の程度に応じ、県に対し航空輸送の支援を要請します。

なお、緊急の場合には、県に対し自衛隊の災害派遣を要請します。また、ヘリコプターの緊 急離発着場の確保・充実に努めます。

2 道路、港湾等の整備

(1) 道路

- ア 県が指定する緊急輸送路及びそれらの緊急輸送路と防災拠点とを連絡する主要道路のうち、本市が管理する橋りょう等については、国の耐震基準や点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から順次、整備を行います。なお、建設中の主要な幹線道路については、その整備促進に努めます。
- イ 道路管理者その他施設の管理者は、災害時において、道路、その周辺の構築物等の倒壊等による被害の予防に努めます。特に、避難路及び緊急輸送路を確保するため、道路周辺等の構築物等の点検、補修及び補強を行うものとします。
- ウ 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図ります。
- エ 輸送確保路線として、県が指定している緊急輸送路との連携を図りながら、避難場所等の 応急活動拠点を相互に連絡する市道を選定し、人員及び物資の輸送に支障のないよう整備す るものとします。

(2) 港湾

港湾管理者は、港湾について通常の維持管理と併せて安全性の確保のための調査を行い、必要に応じ補強等の対策を実施します。

(3) その他施設

交通安全施設管理者は、信号機、交通情報収集提供装置等の施設の地震による停電又は回線 切断による機能停止を防止するための施設の整備を推進します。

第2 物資輸送体制の整備

- 1 県は、一次(広域)物資拠点から二次(地域)物資拠点までの物資の輸送体制を整備します。
- 2 市は、二次(地域)物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備します。

第3 民間事業者との連携

- 1 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備 を図ります。
- 2 物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図ります。

第23節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難情報発令基準の策定を行い、住民に対して周知徹底を図ります。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、地域振興課、危機管理課、広聴広報課、健康福祉総務 課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子育て支援課、こども保育教育 課、保健医療政策課、感染症対策課、文化芸術振興課、道路管理課、南部土木 センター、河港課、教育局総務課、学校教育課、保健体育課、生涯学習課、消 防局予防課、消防防災課、みんなの病院、市民病院塩江分院

第1 指定緊急避難場所の指定、整備

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、 災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害 種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場 所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築して おくものとします。

指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定します。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとします。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとします。

県及び本市は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、 自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。

第2 指定避難所の指定、整備

1 避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、あらかじめコミュニティセンター、学校等公共施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努めます。

指定に当たっては、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災 者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であり、想定される災害による影響が 比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとします。

また、本市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとします。本市は、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定するものとします。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとします。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとします。その場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ 周知することに努めるものとします。 なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、 指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとします。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所 運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとします。

- 2 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無 線等を活用した情報収集・伝達手段の確保に努めます。
 - ・貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - ・非常用電源、ガス設備
 - ・テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ・要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。

併せて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとします。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとします。

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとします。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県からの支援を受けます。

第3 福祉避難所

要配慮者(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)については、特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を、福祉避難所として確保するものとします。

1 指定避難所福祉エリア

風水害が予想される場合の避難においては、まず、身近な避難所へ避難するため、避難所内で要配慮者が介護等を受けることができるなど、指定避難所に一定の配慮がなされた部屋やエリア等を確保し、一時的に「指定避難所福祉エリア」とします。なお、避難者への支援は、公平を原則としますが、要配慮者には十分に配慮します。

2 協定福祉避難所

社会福祉施設等で、災害時に福祉避難所として協力してくれる施設と協定書を締結するなど、 要配慮者の受入体制を整備します。

第4 避難路の選定

避難路については、避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等を図るため、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとします。

具体的には、一般国道、県道、市道等で、原則道路幅員が2m以上あり、避難路として適切と思われるものを、地域コミュニティ継続計画において選定します。

第5 指定緊急避難場所等の明示

指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格(JIS規格)に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努めるものとします。

災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとします。

第6 避難情報の発令基準の策定

- 1 災害時に適切な避難が行えるよう、避難指示の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、 指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとします。その際、水害と土砂災害、複数河川 の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する よう努めるものとします。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国によ り示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとします。
- 2 避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとします。
- 3 避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難 支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に 対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避 難、またすでに災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急 安全確保の発令基準の設定を図るものとします。

第7 避難に関する広報

- 1 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙をはじめ、ホームページやフェイスブック等のSNS、ケーブルテレビ(データ放送含む。)、コミュニティFMなど多様な媒体を活用するとともに、防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとします。
- 2 指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線、防災ラジオ、広報車、緊急情報伝達システム等によるメール配信、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、アマチュア無線放送、ホームページ、防災アプリ等を活用するとともに、多様な手段を検討し、整備に努めるものとします。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段として活用することとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとします。
- 3 指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制 の整備に努めるものとします。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確 実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する 仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとします。

4 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に 受け入れることとします。

第8 避難計画の策定

自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとします。

当該避難計画には、本市が行う避難情報の発令の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定めます。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことこととします。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、 指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生 活環境に配慮した行動基準を作成するものとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、 開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進します。

また、地域コミュニティ協議会や自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画や行動基準を住民に周知します。

第9 避難所運営マニュアルの作成

関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めます。なお、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、避難所運営マニュアルを補完するものとして、避難所における新たな感染症が発生した際の感染症対策に係る具体的方策及び留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成に努めます。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、本市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとします。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとします。この際、住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて、啓発に努めるものとします。

第10 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設の管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとします。

第11 要配慮者への対応

要配慮者を適切に避難誘導するため、地域コミュニティ協議会を通じ、自治会、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、関係者と、要配慮者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めます。

第12 帰宅困難者への対応

災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」といいます。)の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援

するための対策の推進に努めます。

第13 児童生徒への対応

学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルールをあらか じめ定めるよう促すものとします。

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と本市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとします。

第14 旅行者の対策

旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努めます。

第15 土砂災害対策

土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設がある場合には、本市地域防災計画にこれらの施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、その必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布やその他の必要な措置を講じます。

また、土砂災害警戒区域内にあり、本市地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施します。

(資料編 5-2) 土砂災害警戒区域

第16 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、本市地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、公表し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するなど災害時の避難に万全を期するものとします。

また、浸水想定区域内にあり、市町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者等は、避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

(資料編 5-15) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等一覧

第17 孤立地域への対応

孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進します。

第18 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

新型コロナウイルス感染症等の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めます。

第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、過去の災害等も踏まえて物資等の備蓄や調達体制の整備を図るとともに、緊急物資等の円滑な受入れや配送等を行う物流拠点施設を指定します。

主な実施担当課:危機管理課、財産経営課、衛生センター、産業振興課

第1 市による物資等の確保

高松市災害時緊急物資備蓄計画に基づき、被災者及び避難者に対し、災害発生時から、物資の流通が回復するまでの間の初期対応として、迅速に生活救援物資の供給を図るため、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄場所を確保して緊急物資の備蓄を計画的に実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めます。また、関係業界と災害時の生活物資等の供給について協定を締結し、その円滑な確保に努めるものとします。

また、外部支援の時期や孤立するおそれがある地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図るとともに、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達体制の確保を図ります。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとします。

1 食料等の確保

乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な食料等の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の確保を図ります。

2 生活用水の確保

災害時に学校や本市公共施設に設置された受水槽が使用できる場合は活用し、生活用水の確保を図ります。

3 飲料水の確保

災害時に提供可能な飲料水の在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を 締結するなどして、調達体制の確保を図ります。

4 災害用トイレの確保

災害時の断水等に伴い、水洗トイレが使用不能となる事態を考慮し、簡易トイレ等の確保に努めます。また、あらかじめ避難所等に配備する仮設トイレの確保に努めます。

5 生活物資の確保

災害時に生活物資が円滑に確保できるよう毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達体制の確保を図ります。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとします。

6 指定避難所福祉エリア設営用資機材の確保

指定避難所福祉エリア設営用の間仕切り、ユニバーサルトイレ等の資機材の確保に努めます。

第2 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水(1人1日3リットルを基準とします。)等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するよう努めるものとします。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備してお くよう努めます。

第3 企業・事業者等における備蓄

企業・事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化などに取り組み、災害発生時に、従業員や来場者、帰宅困難者等の安全確保を図るとともに、応急措置を迅速かつ的確に講じることができるように、最低3日分程度の食料や飲料水、資機材等の備蓄に努めます。

第4 物流拠点施設の指定

他県等からの緊急物資等の受入れや県の物資拠点からの受入れなど、物資の一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うために、公共施設等を物流拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとします。

(資料編12-9) 大規模災害時の物流拠点候補地

第25節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の幼児児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物(以下「文教施設」といいます。)及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進します。

主な実施担当課:こども保育教育課、文化財課、美術館美術課、教育局総務課、学校教育課、保 健体育課、生涯学習課、中央図書館、高松第一高等学校

第1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市の指導により、次の措置を講じます。

1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や、連携体制の整備を推進します。また、指定避難所に指定されている学校については、本市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努めます。

2 防災教育の実施

幼児児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努めます。

3 防災上必要な訓練の実施

幼児児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行います。

4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡し に関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者と の連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図ります。

5 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行います。

第2 文教施設・設備の点検、整備

文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に 努めるとともに、これらの改善を図ります。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補 強等に必要な資機材を整備します。

第3 文化財の保護

文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するととも に、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進します。

第26節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアが自律分散的に活動できるように平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図ります。

主な実施担当課等:男女共同参画・協働推進課、危機管理課、高松災害ボランティア連絡会、高 松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

第1 協力体制の確立

高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時において協定による災害ボランティアセンターの設置など、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努めます。

(資料編 12-10) 災害ボランティアセンターの設置候補地

第2 ボランティア活動の啓発等

関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努めます。

また、高松災害ボランティア連絡会、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように 努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を 進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めます。

第3 ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行います。

第27節 要配慮者対策計画

要配慮者(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を有する者)に対し、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ的確に行われる体制を構築します。

また、被害の軽減を図るとともに、要配慮者に対し、的確な災害情報を提供し、「逃げ遅れゼロ」を目指すため、ICT技術の活用に努めます。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、地域振興課、危機管理課、健康福祉総務課、障がい福祉 課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども 女性相談課、こども保育教育課、健康づくり推進課、観光交流課、消防局予防 課

第1 在宅の避難行動要支援者の対策

- 1 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが 困難な者であって、特に支援を要する避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図 るため、当要支援者の把握に努めます。把握に当たっては、本市で把握している要介護高齢者や 障がい者等の情報を集約するほか、難病患者に係る情報等、本市で把握していない情報の取得が 必要であると認められるときは、県等と連携を図り、情報の取得に努めます。
- 2 地域において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿を作成します。 また、避難行動要支援者名簿に基づき、個別に具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策 定に努めます。
 - (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とします。
 - ア 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3~5の者
 - イ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の者
 - ウ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が A 又はA判定の者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
 - オ 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けており、障害支援区分3~6の者
 - カ 難病患者等
 - キ 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
 - ク 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者
 - (2) 避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、又は記録します。
 - ア氏名
 - イ 生年月日
 - ウ性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由等
 - キ その他避難支援等の実施に関し市長が特に必要と認める事項
 - (3) 個別避難計画には、次の事項を記載し、又は記録します。 上記(2)ア〜キの事項に加えて
 - ク 避難支援者の氏名又は名称
 - ケ 避難支援者の住所又は居所
 - コ 避難支援者の電話番号その他の連絡先
 - サ 避難施設その他の避難場所
 - シ 避難路その他の避難経路
 - ス その他避難に係る必要事項

(シ、スは必要に応じて記載)

- (4) 避難行動要支援者名簿への登録は、「高松市災害時要配慮者支援に関する手引書」に定めるとおりとします。
- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新は、毎年1回行います。ただし、重要な事項で変更が必要な場合はその都度行います。
- (6) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報 の適切な管理に努めるものとします。
- 3 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要 支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとします。

ただし、情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいいます。)の同意を得られない場合は、この限りではありませんが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

また、避難支援等関係者となる者は、次に掲げる団体及び個人とします。

- (1) 地域コミュニティ協議会
- (2) 連合自治会
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 地区社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 市社会福祉協議会
- (7) 消防機関
- (8) 警察機関
- (9) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- 4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報 管理を図るよう、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
 - (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分 に説明します。
 - (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うように指導します。
 - (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう、また、提供先が団体の場合は、名簿を取り扱う者を限定するよう指導します。
 - (5) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者に対し、誓約を求めます。
- 5 災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、必要に応じて、県から助言、情報提供等を受けます。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとします。加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとします。
- 6 消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとします。また、、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・

安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとします。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び 個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行う ことに留意します。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に 実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事 前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとします。

- 7 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画 との整合が図られるよう努めるものとします。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図 られるよう努めるものとします。
- 8 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体 の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に 応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとします。
- 9 避難行動要支援者は、市及び自主防災組織等の地域における支援団体に、あらかじめ安否確認 や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めます。
- 10 防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの 掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置します。また、高齢者の避難行動 の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図ります。

第2 福祉避難所の指定等

- 1 指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの充実に努めます。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとします。
- 2 平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の避 難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努めるものとします。
- 3 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に 応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示 するものとします。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、 個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難すること ができるよう努めるものとします。

第3 社会福祉施設等入所者の対策

- 1 被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努めます。
- 2 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常 災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとします。また、 災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置 を講じるよう努めるものとします。
 - (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛消防組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、

避難誘導体制等の整備に努めます。また、災害時に協力が得られるよう、地域コミュニティ協 議会を通じて、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておきます。

- (2) 利用者及び従事者等に対して避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努めます。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めます。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、本市、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努めます。

第4 外国人の対策

- 1 外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとと もに、指定避難所等の標識板等に外国語を併記するよう努めます。
- 2 外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努めます。
- 3 災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、関係機関と連携し、通訳ボランティア等の確保を図ります。

第28節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を 想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課 題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

主な実施担当課:危機管理課、河港課、消防局予防課、消防防災課

第1 総合訓練

大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その 他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせ た総合的な訓練を行います。

- 情報の収集・伝達、災害広報
- ・水防、消防、救出・救助
- ・避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・救援物資及び緊急物資輸送

第2 災害対策本部設置運営訓練

災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行います。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努めます。

第3 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行います。

第4 水防訓練

水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行います。

第5 消防訓練

消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行います。

第6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとします。

- 1 災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、 避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行います。
- 2 土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとします。
- 3 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する建築物の管理者は、収容者等の人命保護の ため、特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとします。

第7 非常通信連絡訓練

県、市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力 を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行います。

第8 非常招集訓練

災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行います。

第9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施する ため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行います。

第10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、国、県、市町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行うよう努め、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図ります。

第11 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、本市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとします。

第12 広域的な訓練への参加

災害による被害を最小限にとどめるために、国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に 参加し、相互の応援体制を確立します。

第29節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、本市職員に対して計画 的かつ継続的な防災研修を行います。また、住民に対する防災知識等の普及啓発に当たっては、地域コミ ュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図ります。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、人事課、危機管理課、こども保育教育課、生活衛生課、 産業振興課、学校教育課、保健体育課、生涯学習課、高松第一高等学校、消防 局予防課、消防防災課

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、本市職員による災害応急対策の円滑な実施とともに、「自らの身の安全は自らが守る。」、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という市民の気構えと行動が重要であり、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助けること、指定緊急避難場所及び指定避難所で自ら活動すること、あるいは、本市の防災活動に協力することなどが求められます。

このため、職員に対して活動体制及びその所掌事務等に関する研修等を行うとともに、市民に対しても教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災マップ等配布による周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、生涯を通じた体系的な防災教育を行い、自主防災思想の普及、徹底を図ります。

第2 市職員に対する防災研修

災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内に おける防災体制を確立するため、次により防災教育、研修の普及徹底を図ります。

- 1 教育の方法等
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 防災講演会、講習会等の開催
 - (3) 見学、現地調査等の実施
 - (4) 行動マニュアルの作成及び配布
 - (5) 職員の非常参集訓練の実施
 - (6) その他教育上必要な事項
- 2 教育の内容
 - (1) 防災に関する基礎知識(身の安全の確保など減災対策)
 - (2) 災害に関する基礎知識(本市における災害発生状況など)
 - (3) 地域防災計画等の概要
 - (4) 災害が予想される、又は発生した時に、本市職員がとるべき具体的行動に関する知識及び 果たすべき役割(動員体制、事務分掌等)
 - (5) その他防災対策上必要な事項

所属長は、上記 2 (4) については、年度当初、人事異動等の機会に、各課・各施設において 所属職員に対し、十分に周知するものとします。

第3 市民に対する防災知識・防災技術の普及啓発

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防運動をはじめとした防災関連行事等を通じ、災害時等において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、市民に対し、災害に関する正しい知識、平常時の備え、防災対応について啓発し、防災知識や防災技術の普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努めます。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用します。

1 一般的な普及啓発

(1) 方法

- ア 広報紙、パンフレット等の配布
- イ 災害に関するビデオ、パネル等の貸出し
- ウ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災講演会等の開催
- カ 自主防災組織に対する指導
- キ 防災マップの活用

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、 その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間(7月15日から7月21日)、防災週間、火災予防運動の週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行います。

(2) 内容

- ア 地域防災計画等の概要
- イ 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時に取るべき行動
- ウ 自主防災組織の意義
- エ 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- オ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- カ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- キ 正確な情報入手の方法
- ク 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ケ 避難情報の意味や内容、発令時に取るべき行動
- コ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- サ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性 バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をと ること
- シ 本市における災害発生状況
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再 建に資する行動
- セ 被災体験の伝承 (被災体験を被災者だけにとどめず、市民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていきます。)
- ソ 平常時の準備
 - (ア) 住宅耐震診断と補強
 - (イ) 家具の固定及びガラスの飛散防止
 - (ウ) 火災予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
 - (エ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (オ) 最低でも3日分、できれば1週間程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持 出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (カ) 応急手当等に関する知識、技術
- (キ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- (ク)様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害時にとるべき行動
- (ケ) 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム(災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等)の活用
- (コ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の 確認
- 2 社会教育を通じての防災知識、技術の普及

教育委員会は、コミュニティセンター等において、地域住民を対象とした各種研修会・集会・ 訓練等を少なくとも年1回開催し、防災に関する知識の普及啓発、技術力の向上を図り、市民が それぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における防災に寄与する意識と行動力 を高めるものとします。

(1) 方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会・研修会・訓練等において実施します。

(2) 内容

市民に対する一般的な知識・技術の普及の内容に準じます。

3 地域の防災活動意識の醸成、防災技術の向上

地域コミュニティ協議会における自主防災活動を通じ、防災講演会の実施、地域住民による防 災訓練やハザードマップの作成等、地域の防災活動への指導、助言等、積極的な支援を行い、防 災意識の醸成、防災技術の向上に努めるものとします。

第4 学校等における防災教育

1 幼児児童生徒に対する防災教育

保育所、認定こども園、幼稚園及び小・中・高等学校(以下この節においてこれらを「学校等」といいます。)における防災教育は、安全教育の一環として、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動を中心に、教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校等における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ各学校等の防災計画やマニュアル、資料等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行います。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加、防災教育における地域の防災士等の参画に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進します。

特に、避難及び災害時の危険防止、安全な行動の仕方並びに災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についても、幼児児童生徒の発達段階や学校等の環境等に即した防災教育を通じて、行動力を上げていきます。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めます。

2 教科等における防災教育

教科等の教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の危険性の理解及び安全な行動の仕方等についての教育を行います。

また、家庭、学校等、地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させます。

3 教職員に対する防災教育

学校等における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、幼児児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急

処置、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、内容の周知徹底を図ります。

4 避難訓練の実施

各学校等において、災害に対応した防災訓練、避難訓練を少なくとも年1回実施します。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

危険物等を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努めます。

第6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとします。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとします。中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとします。

県及び本市、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図ります。

本市及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとします。

また、県及び市は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとします。

第7 災害情報の提供等

災害状況を記録し、及び公表します。

地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとします。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとします。

第8 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとします。

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとします。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとします。

第30節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化、さらには自主防災組織と消防団等との連携強化による活動の活性化などを図るとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組みます。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進します。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図ります。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、危機管理課、障がい福祉課、長寿福祉課、こども女性相 談課、消防局総務課、予防課

第1 地域住民等の自主防災組織

1 自主防災組織の目的、育成

災害による被害を最小限に留めるには、本市、県、国及び防災関係機関のみならず、地域コミュニティ協議会等を中心とした住民の自主的な防災活動による出火防止、初期消火、情報の収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護活動等が非常に重要です。

このため、地域の関係団体等と連携をしながら地域コミュニティ活動等を通じて、平成26年度末に活動カバー率が100%となったことから、今後は、住民の自治会加入を促進するとともに、防災訓練等の実施を通じて、自主防災組織の更なる育成指導の強化を図ります。

自主防災組織は、本市、消防団等防災機関及び防災士と連携、協力しながら、訓練、広報、指導・助言及びリーダー研修等の実施により組織の育成及び強化を図るとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」という意識をもって、地域における防災活動をするものとします。

- 2 自主防災組織の編成
 - (1) 自主防災組織は、地域コミュニティ協議会等を基礎に、地理的状況、生活環境からみて、 住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に合った実効性のあ る組織に編成します。
 - (2) 高松市女性防火クラブ等は、積極的に育成強化に努めるものとします。
 - (3) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求めます。 また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求めます。
 - (4) 過去に高潮や河川氾濫による被害を受けた地区、津波や河川による浸水想定区域及び土砂 災害警戒区域等について、特に重点を置き、組織化を推進します。
- 3 自主防災組織の活動内容

(平常時)

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (2) 初期消火、情報の収集・伝達、救出・救護、避難、応急給水等の防災訓練の実施
- (3) 初期消火用資機材等の防災資機材及び救急医療セットの整備・点検
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (5) 地域における防災点検の実施
- (6) 地域における高齢者、障がい者等の要配慮者の把握
- (7) 指定避難所への避難が困難な場合の地域における一時避難所の選定
- (8) 地域の実情にあったハザードマップの作成 (災害時)
- (1) 出火防止及び初期消火の実施
- (2) 正確な情報の収集・伝達
- (3) 救出・救護の実施及び協力

- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- (5) 集団避難の実施
- (6) 応急給水活動の協力
- (7) 救援物資の配分及び炊き出しの実施及び協力
- (8) 指定避難所の開設・運営に対する協力
- (9) 指定避難所への避難が困難な場合の地域における一時避難所の設置・運営
- 4 自主防災組織の保有すべき資機材

本市は、地域での防災活動に必要な初期消火用資機材、救助・救護用資機材、応急給水用資機 材及び避難所運営資機材を地域の包括的自主防災組織単位等で保有するものとします。

(1) 初期消火用資機材 可搬型小型動力ポンプ、可搬型散水装置、大型消火器、簡易消火用具、組立型水槽その他初 期消火に必要な資機材

(2) 救助用資機材

ハンドマイク、発電機、投光器、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェン ブロック、ジャッキ、担架、はしご、救命ロープ、鋸、バールその他救助活動に必要な資機材

(3) 救護用資機材

救急医療セット、テント、防水シート、毛布、リヤカーその他救護活動に必要な資機材

- (4) 応急給水用資機材 非常時給水用給水袋、給水タンクその他応急給水活動に必要な資機材
- (5) 避難所運営資機材

ガス発電機、トランシーバー、LED ライト、携帯用充電器、移動かまど、パソコン、簡易トイレその他避難所運営に必要な資機材

第2 事業所の自衛消防組織等

大規模な災害が発生した場合には、市内に立地する事業所における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であることから、本市は事業所における自衛消防組織等の育成強化を図ります。

本市は、各事業所が自衛消防組織等を中心として自主防災体制の確立を行うのを支援するとともに、事業所は、地元地域への貢献という意味からも、自衛消防組織等を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図ります。

事業所は、従業員、利用者等の安全を守り、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するために、消防設備や防災設備等の整備・充実を図るとともに、自衛消防組織等の充実・強化を図るものとし、災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとします。

また、防災対策の責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に業務を継続するため、従業員がとるべき行動等をあらかじめ定めるとともに、その活動能力を高めるため、次の事項をそれぞれの実情に応じて行います。

- 1 防災訓練の実施
- 2 従業員等の防災教育の実施
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災等の災害予防対策の実施
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護等の訓練の実施
- 7 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- 8 その他地域の防災活動への協力

第3 社会福祉施設等の自衛消防組織

- 1 高松市
- (1) 社会福祉施設等には、災害時に、特に配慮を要する高齢者、障がい者、児童等が入所していることから、社会福祉施設等の管理者を指導し、災害発生時における施設入所者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進します。
- (2) 本市は、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設入所者等の安全確保に関する協力体制の充実に努めます。
- 2 社会福祉施設等の管理者
 - (1) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、あらかじめ自衛消防組織等を整えるとともに、 職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、施設入所者等の避難誘導等の防災対策に係る「消 防計画書」を作成するものとします。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び施設入所者等の避難誘導体制に十分配慮するものとします。

- (2) 社会福祉施設等の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 社会福祉施設等の管理者は、本市及び地域の自主防災組織等と連携し、施設入所者等の安全確保に関する協力体制づくりに努めるものとします。

第4 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、女性団員や、大学生を中心とした機能別団員の確保を強化するとともに、装備の充実や知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図ります。

第5 地域コミュニティ継続計画の策定等

自主防災組織は、地域コミュニティ活動等を通じ、自治会、社会福祉協議会などの各団体及び事業所の自衛消防組織と連携を図り、災害発生時における相互の支援体制の構築に努めるとともに、地域コミュニティ協議会は、本市と協働で、地域の実情に応じて「地域コミュニティ継続計画」の策定を進め、地域防災力の向上に努めます。

第6 地区防災計画の策定

1 災害対策基本法に基づき、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者による当該地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画を、必要に応じて、本市地域防災計画に定めます。

また、「地域コミュニティ継続計画」が策定されたときは、当計画を地区防災計画として、本市地域防災計画に定めます。

併せて、市は地区防災計画の作成の支援等に努めるものとします。

2 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとします。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとします。

(資料編 13-2) 地域コミュニティ継続計画策定地区・校区一覧

第31節 緊急消防援助隊運用計画

緊急消防援助隊の運用について、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めます。

主な実施担当課:消防局消防防災課

第1 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいいます。)の発生に際し、消防庁長官の出動の求め、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とします。

第2 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊の編成については、別途定める緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊香川県応援等実施計画及び高松市緊急消防援助隊応援等実施計画に基づくものとします。

第3 緊急消防援助隊の受援計画

緊急消防援助隊の受援については、香川県緊急消防援助隊受援計画及び高松市消防局緊急消防援助隊受援計画のとおりとします。

第32節 被災動物の救護体制整備計画

災害時には、指定避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれた動物、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想されます。

本市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備します。

主な実施担当課:生活衛生課

第1 被災動物避難対策(飼い主の役割)

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努めます。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努めます。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努めます。

第2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努めます。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

本市は、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適 正飼養できる環境づくりに向けて、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、 住民への周知、指定避難所での受入れや飼育管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や 動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとします。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努めます。

動物の飼い主は、動物を飼っていない、又は動物が苦手な避難者やアレルギーを持っている避難 者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、 共同で飼養するよう努めます。

第4 被災動物救護活動対策

本市は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援します。

また、被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備します。

第33節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測されます。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図ります。

主な実施担当課:危機管理課、広聴広報課、観光交流課

第1 市民への啓発

市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとします。

第2 事業所等への啓発

事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとします。

第3 指定避難所等の提供

指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の 運営体制の整備に努めます。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅 困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に 滞在できる施設の確保を検討するものとします。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配 慮するものとします。

第4 情報提供体制の整備

公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、 指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅 速に提供できる体制を整備するものとします。

第5 安否確認の支援

災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム(災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言 板サービス等)の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとします。

第6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの 提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備します。

第7 帰宅困難となる観光客等への対策

- 1 現地の地理に不案内な観光客等(訪日外国人旅行者を含みます。)に対して、パンフレットや チラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努め るものとします。
- 2 特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあら

かじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るもの とします。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の 確保を検討するものとします。

3 ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進します。

第3章 災害応急対策計画

第1節 方針

災害応急対策の基本方針及びその計画事項は、次のとおりとします。

第1 基本方針

- 1 災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、市民の避難誘導及び災害未然防止活動
- 2 災害が発生するおそれがある場合の災害の危険性の予測、発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関の活動体制の確立並びに他機関との連携 による応援体制の確立
- 4 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動
- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送
- 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給
- 9 被災者の健康状態の把握並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、災害廃棄物の 処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧
- 12 流言、飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促す、被災者への的確な情報伝達
- 13 二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ市民の避難、応急対策の実施
- 14 義援物資・義援金の適切な受入れ
- 15 災害ボランティアとの円滑な連携と効果的な支援

第2 計画事項

節	計 画 名	節	計 画 名
1	方針	21	住宅応急確保計画
2	活動体制計画	22	社会秩序の維持計画
3	広域的応援計画	23	文教対策計画
4	自衛隊災害派遣要請計画	24	公共施設等応急復旧計画
5	気象情報等伝達計画	25	ライフライン等応急復旧計画
6	災害情報収集伝達計画	26	農林水産関係応急対策計画
7	通信運用計画	27	ボランティア受入計画
8	広報活動計画	28	要配慮者応急対策計画
9	災害救助法適用計画	29	被災動物の救護活動計画
10	救急救助計画	30	水防等活動計画
11	医療救護計画	31	海難等災害対策計画
12	緊急輸送計画	32	海上大量流出油等災害対策計画
13	交通確保計画	33	航空災害対策計画
14	避難計画	34	鉄道災害対策計画
15	食料供給計画	35	道路災害対策計画
16	給水計画	36	原子力災害対策計画
17	生活必需品等供給計画	37	危険物等災害対策計画
18	防疫及び保健衛生計画	38	大規模火災対策計画
19	廃棄物処理計画	39	林野火災対策計画
20	死体の捜索、処理及び埋葬計画		

第2節 活動体制計画

第1 高松市災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長が設置します。

- (1) 高松市に、大雨、暴風、洪水又は高潮警報が発表されたとき、又は災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に本部の設置が必要と認められるとき。
- (3) 市内に大規模な火災、その他重大な人為的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) その他本市動員配備基準による。

2 設置場所

(1) 災害対策本部の設置場所は、高松市防災合同庁舎(危機管理センター) 3階 災害対策本 部室とします。

ただし、高松市防災合同庁舎(危機管理センター) 3階 災害対策本部室が被害等により使用不可能と判断される時は、南消防署災害対策室など使用可能な場所に設置します。

(2) 既に個別要綱に基づく対策本部(水防本部等)が設置されている場合は、当該本部を災害対策本部に吸収するものとします。

3 解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後、避難所の閉鎖、被災地区での災害廃棄物の収集等の応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散します。

4 災害対策本部が設置されない場合

災害の状況等により、災害対策本部が設置されない場合は、高松市事務分掌規則(昭和53年 高松市規則第33号)及び本計画の定める所掌事務によって、それぞれ関係各局課が災害対策に 当たるものとします。

(資料編 3-2) 災害対策(水防)本部設置レイアウト

第2 高松市災害対策本部の組織・分掌事務

- 1 組織及び分掌事務
 - (1) 本部長
 - ア本部長には市長を充てます。
 - イ 本部長は災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。
 - (2) 副本部長
 - ア 副本部長には、副市長を充てます。
 - イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。 なお、本部長、副本部長ともに事故があるときは、総務局長がその職務を代理します。
 - (3) 危機管理監

発災時における本部体制の確立や初動対応においては、原則として危機管理監が指揮監督します。

(4) 本部員

ア 本部員は、教育長、市民政策局長、総務局長、財政局長、健康福祉局長、環境局長、創造 都市推進局長、都市整備局長、教育局長、消防局長、病院局長、監査委員事務局長及び市議 会事務局長の職にある者を充てます。

イ 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事します。

(5) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は、災害対策に関する重

要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集します。

ア 本部会議の協議事項

- ・本部の動員配備体制に関すること。
- ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・市民に対する避難指示に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

イ 本部会議の開催

- ・本部会議は、特別な指示がない限り、高松市防災合同庁舎(危機管理センター) 3 階 災害対策本部室で開催します。
- ・各本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を、あらかじめ事務局まで 提出しなければなりません。
- ・各本部員は、必要により部内の所要の職員を伴って、会議に出席することができます。
- ・各本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、事務局長にその旨を申し出るものとしま す。
- ・本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができます。

(6) 本部事務局

- ア 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局に班を置きます。
- イ 事務局各班の組織及び分掌事務は「5 本部事務局及び各部の分掌事務」のとおりとしま す。
- ウ 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理します。

(7) 部

- ア 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置きます。
- イ 各部の組織及び分掌事務は「5 本部事務局及び各部の分掌事務」のとおりとします。
- ウ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督します。

(8) 総合センター及び支所

総合センター及び支所は、地域住民の安全を確保するため、情報の収集・伝達、広報、現地 対応などの活動を行います。また、災害応急対策に必要な事項を速やかに本部へ報告するとと もに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事します。また、気象警報等が発表され災害応急 対応に人員不足が生じると予想されるときには、本部より人員を派遣します。

(9) 出先機関

出先機関は、管内あるいは施設周辺で災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況や住民の安全確保等、災害応急対策に必要な事項を、速やかに、所属部長を通じて本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事します。

□ 現地災害対策本部

ア設置

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、必要に応じて、現地災害対策本部を設置します。設置場所は、本部長が指定する場所とします。

イ 解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後、避難所の閉鎖、被災地区での災害廃棄物の収集等の応急対策がおおむね完了したと認められるときは、現地災害対策本部を解散します。

ウ構成

- ・現地災害対策本部長 ①創造都市推進局長、②環境局長、③その他の局長級職員、の順位で、災害の発生状況等に応じ本部長の指名する者

- ・地域コミュニティ協議会、連合自治会、自主防災組織等地元関係者

工 所掌事務

- ・地域内の応急対策に関すること。
- ・地域内の住民の支援に関すること。
- ・地域内の被災状況等、各種災害情報の収集に関すること。
- ・災害対策本部との連絡・調整に関すること。
- ・その他地域内の住民への対応に関すること。

2 避難所への災害時指定職員の配置

災害対策本部(水防本部)が設置されたときは、予想される災害の規模に応じて、あらかじめ 地域コミュニティ協議会ごとに定めた近隣に住む災害時指定職員を避難所等に配置し、地域コミュニティ協議会や自主防災組織など地元団体と協力し、災害対応に従事します。

3 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置したときは、報道機関、ホームページ等を通じて公表するとともに、県、その他防災関係機関にその旨を通知するものとします。

5 本部事務局及び各部の分掌事務

本部事務局及び各部の分掌事務は、次のとおりとします。

なお、本部事務局各班においては、各分掌事務に関する状況把握、情報収集及び伝達に関する 事務を主として実施し、各部へ対応を指示することとします。

また、機構改革等により変更があった場合は、本部長は本部の編成等を変更することができます。

(1) 本部事務局分掌事務

(E) 1 HE 3	· 伤问万手事伤 	
本部事務局	担当	分 掌 事 務
事務局長	総務局長	1 総括
総務班 班長 総務局長 副班長 総務局次長	秘書課 総務課 危機管理課 デジタル戦略課 情報マネジメント課	 本部の運営に関すること。 本部長の命令、指示の伝達に関すること。 被害状況、応急対策の実施状況その他必要な情報を取りまとめること(防災情報システム等)。 国、県その他関係機関への連絡、要請に関すること。 自衛隊の派遣要請に関すること。 情報を取りまとめて、随時本部長に報告すること。 重要情報を本部長に報告し、対応策を検討すること。 高齢者等避難、避難指示の発令及び避難所開設等の重要事項の発表に関すること。 防災行政無線など緊急広報活動(車両による広報活動を含む。)に関すること。 安否不明者の氏名公表に関すること。
	動 員 係 人事課	1 職員等の動員、調整に関すること (現地パトロール、現地広報、支所、避難所等)。2 各部応援職員の配置に関すること。
	広報 係 広聴広報課	1 報道機関への情報提供に関すること。 2 市民への災害広報に関すること。 3 ホームページ、携帯電話等情報通信技術を利用した情報提供に関すること(各部から要員派遣)。
地域支援班 班長 市民政策局長 副班長 市民政策局次長 教育局次長	政策課 コミュニティ推進課 地域振興課 教育局総務課 学校教育課	1 各地域の情報収集及び各地域への情報伝達に関すること。 2 各地域の情報の記録・整理に関すること。 3 コミュニティセンターや総合センター・支所・出張所との連絡・調整に関すること。 4 各地域の状況を総務班、対策班に報告すること。 5 各地域の避難所の設置及び運営に関すること。
	総合センター、支所	1 本部地域支援班との連絡・調整に関すること。2 総合センター、支所管内の広報活動(高齢者等避難、避難指示及び避難所開設等)に関すること。

本部事務局	担当	分 掌 事 務
1 111 4 424	• -	27 7 7
輸送調達班	財政課	1 輸送用車両の配備に関すること。
班長	契約監理課	2 災害対策に伴う資材の緊急調達支援に関するこ
財政局長	財産経営課	と。
副班長		3 公用車及び庁用電話に関すること。
財政局次長		4 緊急調達物資、避難所・一時避難所への支援物
		資等の調達・手配・輸送等に関すること。
要配慮者支援班	健康福祉総務課	1 避難行動要支援者への連絡等の支援に関するこ
班長	障がい福祉課	と。
健康福祉局長	生活福祉課	2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等にお
副班長	長寿福祉課	ける地下街及び要配慮者利用施設等への情報伝達
健康福祉局次長	介護保険課	等の支援に関すること。
対策班	土地改良課	1 予防措置、応急措置等の指示・調整に関するこ
班長	道路管理課	と。
都市整備局長	道路整備課	2 建設業協会・造園協会等関係機関との連絡・調
副班長	南部土木センター	整に関すること。
都市整備局参	河港課	3 各種情報の記録・整理に関すること。
事	公園緑地課	4 各部への連絡・指示に関すること。
※年度によりいない場合は欠員	下水道整備課	
副班長	監視分析係	1 現地パトロール係からの情報収集・分析に関す
都市整備局次長	環境総務課	ること。
副班長	建築課	2 津波情報・雨量情報・河川情報・砂防情報・気
下水道部長	建築指導課	象情報・雨水ポンプ施設の稼働状況等の情報収集
177021120		に関すること。
		3 総務班、対策班との連絡・調整に関すること。
	対策指示係	1 情報班・各班が受け付けた情報を、対応する班
	都市計画課	へ分類すること。
	道路整備課	
	(副班長)	
	対策整理係	1 応急対策の実施状況、被害等の情報を地図に整
	交通政策課	理すること。
	下水道経営課	2 交通規制に関すること。
	下水道業務課	3 関係機関との連絡、調整に関すること。
		4 防災情報システムの対策整理をすること。
		5 受付した情報を地図に整理すること。
	現地パトロール係	1 河川、道路、港湾、海岸及び重要施設の巡視に
	光地 八口 ルボ	関すること。
		2 現地状況を監視分析係に報告すること。
		2 先地人先を監視力が保に報告すること。
	被災建築物応急危険度判	1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度
	定・被災宅地危険度判定実	判定実施本部の設置に関すること。
	施係	2 危険度判定士の活動に関すること。
	建築指導課	
	対策調整係	1 各部・各班との連絡・調整に関すること。
	消防局	
	香川県警本部(北警察署)	
	香川県広域水道企業団	
	(高松ブロック統括セン	
	ター)	
	/ /	

本部事務局	担当	分 掌 事 務
情報班 班長 監查委員事務局長 副班長 選挙管理委員会事 務局長 農業委員会事務局長	情報 学校 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	1 市民からの災害情報の受付に関すること。 2 対策班・各班の行った対応情報を市民へ情報提供すること。 3 受付した情報を対策指示係へ伝達すること。 4 各班と情報班の連絡・調整に関すること。
調査班 班長 税務部長 副班長 都市整備局次長	納税課 市民税課 資産税課 健康福祉総務課 国保・高齢者医療課 介護保険課 建築指導課 建築課	 被災者台帳の作成に関すること。 以下のことについて、連絡・調整に関すること。 (1)被災状況調査に関すること。 (2)被災世帯調査に関すること。 (3)支援施策等の周知、広報に関すること。
廃棄物処理班 班長 環境局長 副班長 環境局次長	廃棄物係 環境局	1 災害廃棄物の収集・処理に関すること。
医療班 班長 保健所長 副班長 保健所次長	保健所 保健医療政策課 感染症対策課 生活衛生課 健康づくり推進課	1 医療機関の稼働状況把握に関すること。 2 医療救護班の派遣に関すること。 3 応急救護所の設置・運営に関すること。 4 防疫の対策に関すること。

(2) 各部分掌事務

部名	担当所属課	分 掌 事 務
市民政策部(部長:市民政策局長)	政策課 移住・定住促進室 男女共同参画・協働推進課 コミュニティ推進課 地域振興課 くらし安全安心課 市民やすらぎ課 市民課 人権啓発課	1 地域支援班の支援に関すること。 2 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局に報告すること。 3 コミュニティセンター等の災害対策及び保安、並びに利用者等の安全確保に関すること。 4 避難所の設置及び運営に関すること。 5 生活必需物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。 6 死体収容所の開設及び管理に関すること。 7 死体の運搬、収容及び処理に関すること。 8 火葬に関すること。 9 ボランティアの活動の支援に関すること。 10 被災外国人の援護に関すること。 11 施設利用者の安全確保及び施設の保安に関すること。 12 施設及び周辺の状況を本部に報告すること。
	出先機関 各総合センター、支所・ 出張所	1 管内の防災対策全般に関すること。 2 管内の被害状況の収集に関すること。 3 管内の関係団体との連絡調整に関すること。 4 管内の状況を本部に連絡すること。
総務部(部長:総務局長)	秘書課 総務課 コンプライアンス推進課 人事課 行政改革推進室 危機管理課 デジタル戦略課 情報マネジメント課 広聴広報課	1 総務班の支援に関すること。 2 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局に報告すること。 3 災害時の渉外事務に関すること。 4 災害地視察に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 災害情報の広報に関すること。 7 防災 IOT に関すること。 8 緊急物資の備蓄に関すること。 9 その他他の部の所管に属さないこと。
財政部(部長:財政局長)	財政課 契約監理課 技術検査室 財産経営課 ファシリティマネジメン ト推進室 納税課 債権回収室 市民税課 資産税課 出納室	1 輸送調達班の支援に関すること。 2 広報車輌等の確保に関すること。 3 災害対策用物資の出納及び保管に関すること。 4 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局に報告すること。 5 災害の応急対策費及び復旧費の財政措置に関すること 6 罹災証明・被災証明に関すること。 7 災害時における市有財産の保全に関すること。

部名	担当所属課	分 掌 事 務
健康福祉部(部長:健康福祉局長)	健康福祉総務課 地域共生社会推進室 国保・高齢者医療課 障がい福祉課 生活福祉課 長寿福祉課 介護保険課 子育でも女援課 こども女性相談課 こども保育教育課 こども未来館	1 要配慮者支援班の支援に関すること。 2 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局に報告すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 5 義援金品等の受付及び配分に関すること。 6 日赤香川県支部、日赤奉仕団その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 7 応急救護を要すると認められる者の救護その他保護に関すること。 8 要配慮者の保護等支援に関すること。 9 部所管施設の応急対策、保安、及び施設利用者の安全確保に関すること。 10 身元不明死亡者の死体の処理に関すること。 11 炊出し及び給食に関すること。
	地域包括支援センター 保健所 保健医療政策課 感染症対策課 生活衛生課 健康づくり推進課	1 医療班の支援に関すること。 2 被災者の健康調査・相談に関すること。 3 被災者の身体・メンタルヘルスに関すること。 4 被災者の栄養相談・指導に関すること。 5 健康被害拡大防止のための啓発活動に関すること。 6 防疫活動に関すること。 7 防疫薬剤の調達に関すること。 8 食品・衛生に関すること。 9 要配慮者の保護等支援に関すること。 10 医療救護班に関すること。 11 応急救護所の設置・運営及び病院等に関すること。 12 医療用物資の保管、調達及び配給に関すること。 13 血液の搬送要請に関すること。 14 被災動物の救護に関すること。
環境部 (部長:環境局長)	環境総務課 ゼロカーボンシティ推進 課 環境指導課 適正処理対策室 環境業務課 環境施設対策課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生センター	1 廃棄物処理班の支援に関すること。 2 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局に報告すること。 3 災害廃棄物の収集・処理に関すること。 4 し尿処理、仮設トイレの設置に関すること。

部名	担当所属課	分 掌 事 務
創造都市推進部(部長:創造都市推進局長)	産業保証を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 産業を受ける。 大学を受ける。 では、対学を受ける。 では、対学を受ける。 では、対学を受ける。 では、対学を使ける。 では、対学を使りる。 「は、対学を使うな、対学を使りる。 「は、対学を使うな、対学を使りる。 「は、対学を使うな、対学を使うない、対学を使りる。 「は、対学を使うない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	1 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動等に必要な情報を本部事務局へ報告すること。 2 部所管の関係団体との連絡調整、関係施設等の被害調査に関すること。 3 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 4 観光施設の被害調査、観光客に対する応急対策、及び観光・旅行業関係団体との連絡調整に関すること。 5 主食食料の供給、確保及び出庫に関すること。 6 農地、農業用施設、水門及びため池施設の災害対策に関すること。 7 農作物、家畜等の被害調査及び災害対策、並びに防疫に関すること。 8 農林漁家に対する被害金融、被災証明に関すること。 9 被災外国人の援護に関すること。 10 施設利用者の安全確保及び施設の保安に関すること。 11 施設及び周辺の状況を本部に報告すること。 12 文化財等の災害対策に関すること。
	出先機関 競輪場事業課	1 施設利用者の安全確保並びに施設の保安に関すること。 2 施設及び周辺の状況を本部に報告すること。
	市場管理課 施設整備室	1 施設利用者の安全確保及び施設の保安に関すること。 2 施設及び周辺の状況を本部に報告すること。 3 生鮮食料品等の調達及びあっせんの準備並びに実施に関すること。

都市整備部 (部長:都市整備局長) 在宅・まちづくり推進室 交通政党課 道路管理課 道路整備課 南部士木センター 用地電 河港課 公園緑地課 法確課 公園緑地課 法確課 下水道整質課 下水道整質課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 「常住宅課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層課 下水道整層器 下水道整層 下水道整層 下水道整層 下水道整層 下水道整層 下水道整度 下水道定 下水道整理 下。 下水道整理 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。 下。

部名	担当所属課	分 掌 事 務
教育部 (部長:教育局長)	教育局総務課 学校施設整備室 学校教育課 保健体育課 生涯学習課 生涯学習センター 少年育成センター 人権教育課 中央図書館 総合教育センター 高松第一高等学校	1 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、 その他災害活動等に必要な情報を本部事務局 へ報告すること。 2 学校等、文教施設の災害対策及び保安、並 びに利用者等の安全確保に関すること。 3 避難所の設置及び運営に関すること。 4 文教関係の災害資料及び記録に関すること。 5 文教施設の応急修理計画に関すること。 6 教育関係義援金品等の受付、配分に関すること。 7 教材教具の調達及び指導に関すること。 8 被災幼児児童生徒の育英、奨学等に関すること。
消防部 (部長:消防局長)	消防局総務課 予防課 消防防災課 情報指令課 北消防署 南消防署 東消防署 西消防署	1 部所管の被害状況、応急対策の実施状況、 その他災害活動等に必要な情報を本部事務局 へ報告すること。 2 災害情報の広報及び調査に関すること。 3 情報の収集及び記録並びに報告に関すること。 4 災害現場における各種消防活動の実施に関すること。 5 災害危険場所の巡視警戒に関すること。 6 被災者の救急救助に関すること。 7 被災地の警備に関すること。 8 各種災害情報の収集に関すること。 9 関係機関への情報連絡に関すること。
病院部 (部長:病院局長)	みんなの病院事務局総務課 みんなの病院事務局経営企画課 みんなの病院事務局医事課 市民病院塩江分院事務局	1 市立病院の入院患者及び利用者の安全確保 並びに病院施設の保安に関すること。 2 直轄医療班の編成及び派遣に関すること。 3 医療用物資の保管、調達及び配給に関すること。 こと。
市議会事務局部 (部長:市議会事務 局長)	総務調査課 議事課	1 市議会議員への連絡に関すること。 2 本部事務局の運営に関すること。
委員会部 (部長:監査委員事 務局長)	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	1 本部事務局の運営に関すること。

注 本表に記載されていない事務の分担は、その都度本部長が定めるものとします。

第3 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本部長(市長)は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行います。

1 動員基準

区分	動員配備の基準	動員担当課等
注意報発表 注意報発表	1 次の注意報の1以上が高松市(あるいは県全域)に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 大雪注意報 2 高松市内で震度4以上を観測する地震が発生したとき。 3 香川県の予報区に津波注意報以上の発表が予想されるとき。 4 災害の発生が予想されるとき。 5 その他必要により本部長(市長)が指示したとき。	災害の発生が予想される場合に、速やかに配備体制を とるために、情報収集や配備指示の伝達を行う体制。 総務部人事課、危機管理課、デジタル戦略 課、情報マネジメント課、広聴広報 課 財政部財産経営課 創造都市推進部土地改良課 都市整備部都市計画課、道路管理課、河港課、 市営住宅課、下水道整備課、下水道 施設課 消防防災課(各課2名程度) (※下水道施設課は地震・津波注意 報時のみ)
警報発表=水防本部設置(※風水害の場合) 第2次配備(警戒準備体制)	1 次の警報の1以上が高松市(あるいは 県全域)に発表され、かつ、基準の超過 が数時間後に予想されるとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 (7) 波浪警報 2 本市が定める高齢者等避難、避難指示 の発令基準に達することが予想されると き。 3 香川県の予報区に津波注意報が発表さ れたとき。 4 香川県の予報区に津波警報の発表が予 想されるとき。 5 その他必要により本部長(市長)が指 示したとき。	災害の発生するおそれや気象に関する警報が発表され、今後の推移に特に注意を要するときなどに、情報収集、警戒、巡視、応急対策活動等に当たる体制(水防本部又は災害対策本部で対応) 市 民 政 策 部 政策課、男女共同参画・協働推進課、コミュニティ推進課、地域振興課、市民課器、 1 中 大

区		動員担当課等
<u>分</u>	1 次の警報の1以上が高松市(あるいは 県全域)に発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 (7) 波浪警報 2 本市が定める高齢者等避難、避難指示 の発令基準に達したとき。 3 高松市内で震度5弱又は5強を観測す る地震が発生したとき。	気象等の警報が発表され、重大な災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小規模な災害に対応するとともに、情報収集、警戒、巡視及び災害応急対策に当たる体制(水防本部又は災害対策本部で対応)
		市 民 政 策 部 政策課、男女共同参画・協働推進課、コミュニティ推進課、地域振興課、総合センター、支所・出張所、くらし安全安心課、市民やすらぎ課、市民課、人権啓発課総 務 部 秘書課、総務課、コンプライアンス推進課、人事課、危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課
	4 香川県の予報区に津波警報が発表されたとき。 5 重大な災害が発生するおそれがあると	財 政 部 財政課、契約監理課、財産経営課、 納税課、市民税課、資産税課、出納 室
tele .	き。 6 その他の必要により、本部長(市長) が指示したとき。	健康福祉総務課、国保・高齢者医療課、障がい福祉課、生活福祉課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども女性相談課、こども家庭課、こども保育教育課、こども未来館、保健所
第3次配備(警戒		環 境 部 環境総務課、ゼロカーボンシティ推 進課、環境指導課、環境業務課、環 境施設対策課、南部クリーンセンタ 一、西部クリーンセンター、衛生セ ンター
発表 (警戒体制)		創造都市推進部 産業振興課、企業立地推進課、農林 水産課、土地改良課、競輪場事業 課、市場管理課、観光交流課、文化 芸術振興課、文化財課、スポーツ振 興課、美術館美術課
		都 市 整 備 部 都市計画課、交通政策課、道路管理 課、道路整備課、南部土木センタ 一、河港課、建築指導課、公園緑地 課、建築課、市営住宅課、下水道経 営課、下水道業務課、下水道整備 課、下水道施設課
		教 育 部 総務課、学校教育課、保健体育課、 生涯学習課、人権教育課、中央図書 館、総合教育センター、高松第一高 等学校
		消 防 部 総務課、予防課、消防防災課、情報 指令課
		病院 部 みんなの病院事務局総務課、経営企 画課、医事課、塩江分院事務局
		市議会事務局部 総務調査課、議事課 委員会部 監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

所要人員の程度は、特に指示ある場合を除き、おおむね各部所属職員の1/2以内(震度5強では全職員)としますが、各部長において気象状況、職員の翌日勤務などを勘案して別に定める場合は、本部長(市長)の承認を得るものとします。

区分	動員配備の基準	動員配備人員等
第4次配備(非常体制)	1 特別警報の発表等、気象警報等が強化されたとき。 2 風水害その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生し、又は予想されるとき。 3 高松市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 4 香川県の予報区に大津波警報が発表されたとき。 5 災害による被害が特に甚大であると予想されるとき。 6 その他の必要により、本部長(市長)が指示したとき。	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、 又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対 策、救助、被害の拡大防止に当たる体制。 (災害対策本部で対応) 本部員及び各部全員をもって当たるもので、状況によ り直ちに活動が開始できる完全な体制とします。

- (1) 災害対策本部が設置されるまでは、原則として第1次配備(準備体制)を執り、第1次配備要員が災害対策に当たります。災害対策本部が設置され第2次配備では災害に対処できないと予想される場合、本部長(市長)は、第3次配備(警戒体制)又は第4次配備(非常体制)に切り替えることができますが、その事務は、事務局長(総務局長)が行うものとします。
- (2) 配備時期及び配備内容については、気象状況又は異常な自然現象あるいは人為的原因等により、本部長(市長)が必要と認めたときは、変更することがあります。この場合は別に指示します。

2 動員及び配備

(1) 動員体制の確立

- ・災害対策本部の部長に充てられる者は、それぞれの部の動員計画(所管する出先機関を含みます。)を作成し、職員に周知するものとします。
- ・各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策活動に従事する職員をあらかじめ指名します。
- ・各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備え、連絡体制を整備します。
- ・各部は、円滑な応急救助の実施を期すため、あらかじめ資材その他災害物資の調達計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係部との連絡を密にしておきます。
- ・物資その他の輸送については、原則として、市が所有する車両を使用するものとしますが、 不足の場合は民間の車両を借り上げるよう、財産経営課において措置するものとします。
- ・職員は、常に予報、警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生又は発生するお それがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう心得 ておかなければなりません。

(2) 動員方法

ア 勤務時間内における動員

危機管理課長は、気象等に関する注意報又は警報等が発表されたとき、又は災害が発生したときは、防災情報メール等で関係所属長等に当該情報の内容を伝達します。

関係所属長は、上記の情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指名した職員を配備 につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させます。

イ 勤務時間外における動員

気象等に関する注意報、警報等が発表されたとき、又は災害に関する情報があったときは、 消防局から連絡を受けた守衛室職員は、危機管理課職員へ連絡し、連絡を受けた危機管理課 職員は、防災情報メール等で関係所属長等に当該情報の内容を伝達します。 関係所属長は、あらかじめ整備した連絡体制に則り、指名した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させます。

指名された職員は、所属長からの連絡に基づく配備のほか、防災情報メール等や報道機関等の情報により災害の発生等を知った場合は、自主的に参集しなければなりません。

災害の状況により所定の場所に参集できない職員は、次の順序により市役所本庁舎又は出 先機関に参集し、所定の場所に参集可能となるまでの間、当該場所の所属長等の指示に従い、 災害応急対策に当たります。

- (ア) 最寄りの総合センター、支所、出張所、コミュニティセンター又は指定避難所
- (イ) 最寄りの所属する部の事務所

ウ 配備状況の報告

- (ア) 職員は参集後、直ちに、部にあっては各部長に、本部事務局にあっては各班長に参集 の報告を行います。各部各班長は、参集状況を総務班動員係に報告します。
- (イ)総務班動員係は、職員の参集状況を取りまとめます。

【職員動員報告書(第3号様式)】

- エ 応援職員の要請・動員
 - (ア) 各部は、職員の不足又は災害が長期化する場合など、他部の応援を必要とするときは、 総務班動員係に要請します。
 - (イ) 総務班動員係は、上記の要請があったときは、関係部長、班長等と協議の上、職員を 派遣します。

3 職員の動員配備

本市災害対策本部が設置されたときの動員配備は、次によります。

- (1) 本部事務局に配置される職員は、直ちに、所定の場所において、関係班長の指揮の下に災害応急対策に当たります。
- (2) 本部事務局の各班長は、直ちに、所定の場所において、担当災害応急対策の指揮に当たります。
- (3) 各部に所属する職員(応援担当を除きます。)は、直ちに、所定の場所において、関係部長の指揮の下に災害応急対策に当たります。
- (4) 応援担当の職員は、速やかに、指示された場所において、関係部長等の指揮の下に災害応急対策に当たります。

第3節 広域的応援計画

災害時において、本市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、市外の防災関係機関等に応援を依頼し、防災活動に万全を期すものとします。

主な実施担当課:危機管理課、消防局消防防災課

第1 県による応援要請等

県は、本市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要がある と認めるときは、本市に対して、他の市町を応援するよう要請等を行います。

第2 市による応援要請等

1 他市町に対する応援要請

本市域内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、中核市災害相互応援協定、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定などに基づき協定締結市町に対して応援(職員派遣を含みます。)を要請します。

- 2 県に対する応援要請等
 - (1) 本市域内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援(職員派遣を含みます。)を求め、又は災害応急対策の実施を要請します。
 - (2) 本市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めます。
 - (3) 本市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができます。
- 3 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請本市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請します。
- 4 協定締結民間団体等に対する要請

本市は、本市域内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害時における応急措置等の実施に関する協定などに基づき協定締結民間団体等に対して協力を要請します。

第3 消防機関の応援要請

本市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、香川県消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請します。

第4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法第44条に基づき行います。

1 市からの応援要請連絡

大規模災害等が発生し、災害の状況並びに管内及び香川県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県に対して大規模な消防の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡します。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とします。)により速やかに行うものとします。

- 2 明らかになり次第追加的に連絡を要する情報 (詳細な災害の状況及び必要な隊の種別、規模等)
 - (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿 直 室 (夜間休日)				
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553			

第5 応援受入体制の確保

応援等を要請した時は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる 資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとしま す。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、香川県防災航空隊及び航空指揮本部と連携し、 応援機体数に応じた臨時場外離着陸場及び燃料補給体制を準備するとともに、「広域航空応援受援 マニュアル」に基づき、受入体制を整備します。

第6 被災自治体への応援

本市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとします。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとします。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとします。 また、被災自治体において、自ら情報発信機能が低下している場合は、インターネットやフェイスブック等のSNSなどを利用して、現地の情報を発信するよう努めます。

第7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、 緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができます。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどります。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施する ために必要な事務

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、 災害派遣要請を行います。

主な実施担当課:危機管理課

第1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との 協定書」に基づき行います。

- 1 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、県に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供します。
- 2 本市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求めます。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに 文書を提出します。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県に通知します。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

【派遣要請書 (第40号様式)】

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第 3 部	(NTT)	第 3 部 (防災行政無線:地 上) ※1		
TEL 0877-62-2311 (内線切替)	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	星)	FAX 466-581 「防災行政無線:衛 ※2	
		TEL 037-466- 001	FAX 037-466-002	

【陸上自衛隊第15即応機動連隊連絡先】

第 3	科 (NTT)	第	3	科	5災行政無線:地上) ※1
TEL 0877-62-2311 (内線切替)	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL	46	6-506	FAX —

- ※1 防災行政無線電話機による
- ※2 衛星電話機による

第2 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、本市及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行います。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握します。

2 避難の援助

避難情報が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難 を援助します。

3 漕難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行います。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行います。

5 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行います。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。)

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たります。 (ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行います。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する ものを使用します。)

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行います。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行います。

10 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行います。

11 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与します。

12 危険物等の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行います。

13 入浴支援

被災者に対して、入浴の支援を行います。

14 その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行います。

第3 派遣部隊の受入

- 1 派遣を受ける時は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければなりません。
 - (1) 派遣部隊との連絡員を指名します。
 - (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備します。
 - (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮します。
 - (4) 集結地(宿泊施設、駐車場等を含みます。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとと もに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保します。

第4 撤収要請

派遣の必要がなくなったと認めた場合は、派遣部隊等と協議し、県に対して、派遣部隊の撤収を要請します。

【撤収要請書 (第41号様式)】

第5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議します。

- 1 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除きます。)等の購入費、借上料、運搬費、 修理費等
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- 4 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- 5 県等が管理する有料道路の通行料

第5節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、 伝達等の方法等について定めます。

主な実施担当課:危機管理課、河港課、消防局情報指令課

第1 気象予警報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、香川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表されます。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表されます。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等を まとめた地域の名称が用いられる場合があります。

また、災害時の応急活動等を支援するため、被災地を対象とした詳細な情報の提供に努めます。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供されます。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合 はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生す る前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。

2 特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報の種類及び基準は次のとおりです。

(1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

種 類	発表基準等
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいと予想されたときに発表されます。大雨特別警報には、大雨特 別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂 災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記されます。災害 が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確 保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいと予想されたときに発表されます。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されます。

種 類	発 表 基 準 等
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されます。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられます。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいと予想されたときに発表されます。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な 災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表され ます。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相 当。

(2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがある ときに、その旨を警告して行う予報。

さに、その音を警告	
種 類	発 表 基 準 等
	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	に発表されます。具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場
	合です。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水
大雨警報	害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事
	項が明記されます。
	大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必
	要があるとされる警戒レベル3に相当。
	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が
	発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的に
	は別表4のいずれかの条件に該当する場合です。
洪水警報	河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象と
	してあげられます。
	高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ
	ル3に相当。
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
大雪警報	に発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。
	12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
暴風警報	に発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。
外四十八	平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予
	想される場合。
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ
	れたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合で
	す。
暴風雪警報	雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上
	になると予想される場合。
	「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障
	害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられま
	す。
\\\	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
波浪警報	に発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。
	有義波高が2.5m以上になると予想される場合。

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生 するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には別 表5の条件に該当する場合です。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相 当。
------	--

(3) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、 その旨を注意して行う予報。

の旨を注意して行う	2 学報。
種 類	発 表 基 準 等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合です。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合です。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難 行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。 12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられます。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表されます。具体的には別表5の条件に該当する場合です。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次の条件に該当する場合です。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもあります。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられます。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、火災の危険が大きい次の条件に該当する場合です。

種 類	発 表 基 準 等
	最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合です。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのある次の条件に該当する場合です。 24時間の降雪の深さが20cm以上あり、気温が−1℃から2℃になると予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合です。 ・ 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合です。 高松地方気象台において最低気温が-4℃以下になると予想される場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され ます。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに 発表されます。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表されます。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安です。
 - 2 地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。
 - 3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続されます。また、新たな 特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的 に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられます。
 - 4 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われます。地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表されます。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表されます。

別表1 大雨注意報

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
高松地域	高松市	11	88
	直島町	8	88
小豆	土庄町	11	83
	小豆島町	12	106
東讃	さぬき市	12	109
	東かがわ市	13	130
	三木町	13	109
中讃	丸亀市	10	93
	坂出市	11	91
	善通寺市	8	94
	宇多津町	10	93
	綾川町	7	98
	琴平町	9	94
	多度津町	9	92
	まんのう町	10	88
西讃	観音寺市	9	85
	三豊市	9	88

別表 2 大雨警報

(令和4年5月26日現在)

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
高松地域	高松市	16	123
	直島町	14	123
小豆	土庄町	19	110
	小豆島町	20	140
東讃	さぬき市	19	141
	東かがわ市	19	167
	三木町	18	141
中讃	丸亀市	15	123
	坂出市	16	120
	善通寺市	10	124
	宇多津町	15	123
	綾川町	14	130
	琴平町	12	124
	多度津町	14	122
	まんのう町	15	117
西讃	観音寺市	15	117
	三豊市	16	121

別表3 洪水注意報

(令和5年6月8日現在)

市町をまとめた地域	市町	指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数基準	複合基準 *1
高松地域	高松市	香東川水系香東川[成 合]	本津川流域=10.4,, 本津川支流古川流域=6.1, 御坊川流域=11.1, 亀水川流域=4.8, 新川流域=16, 吉田川流域=8.5, 春日川流域=13.2, 春日川支流古川流域=7.5, 朝倉川流域=6.8	本津川流域=(8, 8.3), 本津川支流古川流域=(5, 4.1), 御坊川流域=(5, 8.9), 亀水川流域=(8, 4.8), 新川流域=(5, 9.4), 吉田川流域=(5, 7.8), 春日川流域=(5, 13.2), 春日川支流古川流域=(5, 5.3), 朝倉川流域=(5, 6.8), 香東川流域=(9, 16.1)
	直島町	_	_	_
小豆	土庄町	_	橘川流域=7.9, 伝法川流域=10.2	伝法川流域=(5, 10.2)

市町を まとめた地域	市町	指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数基準	複合基準 * 1
	小豆島町	_	殿川流域=7.5	_
東讃	さぬき市	_	津田川流域=12.2,	津田川流域=(10, 9.8),
			鴨部川流域=12,	鴨部川流域=(9, 9.6),
			- - 栴檀川流域=5.6,	栴檀川流域=(10, 4.5),
			爛川流域=6.3 ,	爛川流域=(10, 5),
			地蔵川流域=6	地蔵川流域=(9, 4.8)
	東かがわ市	_	馬宿川流域=13.1,	馬宿川流域=(6, 13.1),
	X/3 /3 1/1/3		小海川流域=8.4,	小海川流域=(6, 8.4),
			为场州流域=0.4, 湊川流域=14.6,	湊川流域=(0, 0.4), 湊川流域=(10, 14.6),
			番屋川流域=9.4,	番屋川流域=(6, 9.4),
	- I m-		北川流域=5.6	北川流域=(6, 5.6)
	三木町	_	鴨部川流域=9.3,	鴨部川流域=(9, 7.4),
			新川流域=7.8,	新川流域=(6, 6.7),
			吉田川流域=6.4,	吉田川流域=(10, 6.4),
			朝倉川流域=4	朝倉川流域=(10, 4)
 中讃	丸亀市	土器川[祓川橋(丸亀	綾川流域=14.6,	綾川流域=(5, 13.5),
		区域)]	大東川(北地区)流域=8.8,	大東川(北地区)流域=(5, 6.4),
			西汐入川流域=4.1,	西汐入川流域=(5, 3.7),
			金倉川流域=12,	金倉川流域=(8, 12),
			大東川(南地区)流域=3.8,	大東川(南地区)流域=(5, 3.8),
			大宋//(南地区////域=5.6, 中大東川流域=4.7	中大東川流域=(5, 3.3),
			一个人来川加坡一年7	土器川流域(5,16.1)
	+E-iii +		事先以为禄 6.4	
	坂出市	_	青海川流域=6.4,	青海川流域=(5, 6.4),
			綾川流域=17.4,	綾川流域=(5, 17.4)
			大東川流域=10.9	
	善通寺市	_	金倉川流域=11.2,	金倉川流域=(5, 11.2),
			弘田川流域=5.1	弘田川流域=(5, 4.6)
	宇多津町	_	大東川流域=10	大東川流域=(7, 10)
	綾川町	_	本津川流域=5.9,	綾川流域=(5, 13.5),
			綾川流域=14.6,	富川流域=(6,5),
			富川流域=6.3,	今滝川流域=(5, 3.1),
			今滝川流域=3.9,	田万川流域=(5, 6.2),
			田万川流域=7.2,	竹本川流域=(5, 3.6)
			西長柄川流域=5.6,	,
			竹本川流域=3.6	
	琴平町	_	金倉川流域=8.6	金倉川流域=(7, 6.9)
	多度津町	_	金倉川流域=3.0	金倉川流域=(7, 9.5),
	多泛洋叫			
			弘田川流域=8,	弘田川流域=(5, 8),
		1.00 5=6 15 / 1.00	桜川流域=3.1	A A
	まんのう町	土器川[祓川橋(丸亀	財田川流域=8.9,	金倉川流域=(8, 6.2),
		区域)・祓川橋(まんの	金倉川流域=7.8	土器川流域=(8, 12.4)
		う区域)]		
西讃	観音寺市	_	財田川流域=18.8,	竿川流域=(7, 3.2),
			竿川流域=4,	一の谷川流域=(7, 3.6),
			一の谷川流域=4.5,	吉田川流域=(7, 4.9)
			柞田川流域=12.5,	
			唐井手川流域=4.8,	
			吉田川流域=6.1,	
			粟井川流域=4.9	
			大池川流域=4.9	
	三豊市	_	財田川流域=15.6,	財田流域=(5, 15.6),
	<u> </u>		財田川流域=15.6, 竿川流域=4.7,	•
				竿川流域=(5, 3.3),
			宮川流域=4.2,	宮川流域=(5, 3.2),
			河内川流域=5.3,	河内川流域=(7, 4.2),
			神田川流域=5,	神田川流域=(7, 4),
			入樋川流域=6,	入樋川流域=(7, 4.7),
			谷道川流域=7.8,	高瀬川流域=(5, 7.9)
		I	帰来川流域=5.6,	

市町を まとめた地域	市町	指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数基準	複合基準 *1
			高瀬川流域=9.6	

^{*1 (}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表4 洪水警報

(令和5年6月8日現在)

市町を まとめた地域	市町	指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数基準	複合基準 *1
高松地域	高松市	香東川水系香東川[成 合]	本津川流域=13.1, 本津川支流古川流域=7.7, 御坊川流域=13.9, 亀水川流域=6, 新川流域=20, 吉田川流域=10.7, 春日川流域=16.5, 春日川支流古川流域=9.4, 朝倉川流域=8.6	本津川流域=(8, 11.7), 御坊川流域=(8, 12.5), 亀水川流域=(8, 5.6), 吉田川流域=(8, 9.8), 春日川流域=(8, 14.8), 春日川支流古川流域=(8, 8.4), 朝倉川流域=(8, 7.7), 香東川流域=(16, 22.8)
	直島町	_	_	_
小豆	土庄町	_	橘川流域=9.9, 伝法川流域=12.8	_
	小豆島町	_	殿川流域=9.4	_
東讃	さぬき市	-	津田川流域=15.3, 鴨部川流域=15, 栴檀川流域=7, 爛川流域=7.9, 地蔵川流域=7.6	鴨部川流域=(9, 13.5), 地蔵川流域=(9, 6.8)
	東かがわ市	-	馬宿川流域=16.4, 小海川流域=10.6, 湊川流域=18.3, 与田川流域=9.8, 番屋川流域=11.8, 北川流域=7	小海川流域=(10, 9.5), 湊川流域=(10, 18.3), 与田川流域=(10, 8.8), 番屋川流域=(10, 10.6), 北川流域=(10, 6.3)
	三木町	-	鴨部川流域=11.7, 新川流域=9.8, 吉田川流域=8, 朝倉川流域=5	鴨部川流域=(9, 10.7), 新川流域=(10, 8.8), 吉田川流域=(10, 7.2), 朝倉川流域=(10, 4.5)
中讃	丸亀市	土器川[祓川橋(丸亀 区域)・祓川橋 (まんのう区域)]	綾川流域=18.3, 大東川(北地区)流域=11, 西汐入川流域=5.7, 金倉川流域=15, 大東川(南地区)流域=4.8, 中大東川流域=5.9	綾川流域=(5, 16.5), 大東川(北地区)流域=(8, 9.9), 西汐入川流域=(8, 4.6), 金倉川流域=(11, 13.9), 大東川(南地区)流域=(8, 4.3), 土器川流域(8,21.9)
	坂出市	土器川[祓川橋(丸亀 区域)]	青海川流域=8, 綾川流域=21.8, 大東川流域=13.7	青海川流域=(8, 7.3), 綾川流域=(10, 19.6)
	善通寺市	土器川[祓川橋(まん のう区域)]	金倉川流域=14.1, 弘田川流域=6.6	弘田川流域=(6, 5.9)
	宇多津町	土器川[祓川橋(丸亀 区域)]	大東川流域=12.6	大東川流域=(7, 11.3)
	綾川町	- 上器川[祓川橋(まん	本津川流域=7.4, 綾川流域=18.3, 富川流域=7.9, 今滝川流域=4.9, 田万川流域=9, 西長柄川流域=7.1, 竹本川流域=4.6 金倉川流域=10.8	綾川流域=(5, 16.5), 今滝川流域=(5, 4.4), 竹本川流域=(5, 4.6) 金倉川流域=(7, 9.7)

市町をまとめた地域	市町	指定河川洪水予報 による基準	流域雨量指数基準	複合基準 *1
		のう区域)]		
	多度津町	土器川[祓川橋(丸亀	金倉川流域=14.9,	
		区域)•祓川橋	弘田川流域=10.1,	
		(まんのう区域)]	桜川流域=3.9	
	まんのう町	土器川[祓川橋(丸亀	財田川流域=11.2,	土器川流域=(8, 17.4)
		区域)・祓川橋	金倉川流域=9.8	
		(まんのう区域)]		
西讃	観音寺市	_	財田川流域=23.6,	竿川流域=(7, 4.5),
			竿川流域=5.1,	一の谷川流域=(7, 5.1),
			一の谷川流域=5.7,	吉田川流域=(7, 6.9)
			柞田川流域=15.7,	
			唐井手川流域=6,	
			吉田川流域=7.7,	
			粟井川流域=6.2,	
			大池川流域=6.2	
	三豊市	_	財田川流域=19.6,	財田川流域=(7, 17.6),
			竿川流域=5.9 ,	竿川流域=(7, 5.3) ,
			宮川流域=5.3,	宮川流域=(7, 4.7),
			河内川流域=6.7,	河内川流域=(9, 6),
			神田川流域=6.3,	神田川流域=(7, 6.3),
			入樋川流域=7.5,	高瀬川流域=(7, 11.6)
			谷道川流域=9.8,	
			帰来川流域=7.1,	
			高瀬川流域=12	

*1 (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【大雨及び洪水注警報基準表(別表1~4)の解説】

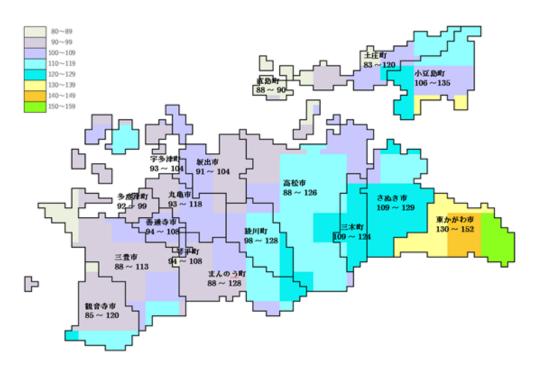
- 1. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち 基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合につい ては、その欄を"一"で、それぞれ示しています。
- 2. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土 壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想され る場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表します。
- 3. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとります。ただし、 暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合があります。この 場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示しています。
- 4. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定していますが、別表 1 及び2の土壌雨量 指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示しています。 1km 四方毎の基準値については、 気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)を参照して ください。
- 5. 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味します。
- 6. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表しています。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照してください。

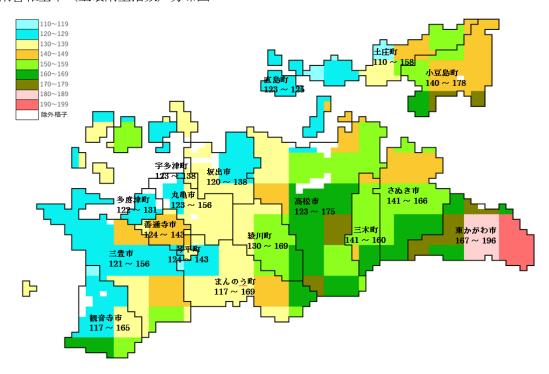
- 7. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示しています。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照してください。
- 8. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△] 」は、洪水警報においては「指

定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味します。

別図1 土壌雨量指数基準(1 k m格子) 大雨注意報基準(土壌雨量指数)分布図



大雨警報基準(土壤雨量指数)分布図

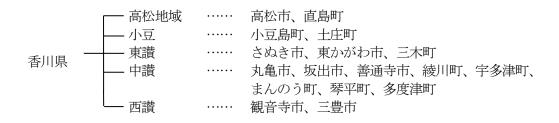


別表 5 高潮警報及び注意報

市町を	-t-m-	潮	位
まとめた地域	市町	警報	注意報
高松地域	高松市	1.9m	1.6m
	直島町	1.9m	1.6m
小豆	土庄町	2.0m	1.6m
	小豆島町	2.0m	1.6m
東讃	さぬき市	1.8m	1.5m
	東かがわ市	1.7m	1.4m
	三木町	_	_
中讃	丸亀市	2.3m	2.0m
	坂出市	2.3m	2.0m
	善通寺市	_	_
	宇多津町	2.3m	2.0m
	綾川町	_	_
	琴平町	_	_
	多度津町	2.4m	2.1m
	まんのう町	_	_
西讃	観音寺市	2.6m	2.3m
	三豊市	2.5m	2.2m

(4) 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されますが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合があります。



-,				(1410 + 07) 0 1 2 12		
高松市	府県予報区 一次細分区域	香川県 香川県				
同仏巾	市町村等をまとめた地域					
			16			
	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	16			
	(工份火告)	流域雨量指数基準	亀水川流	本津川流域=13.1,本津川支流古川流域=7.7,御坊川流域=13.9, 亀水川流域=6,新川流域=20,吉田川流域=10.7,春日川流域 =16.5,春日川支流古川流域=9.4,朝倉川流域=8.6		
警報	洪水	複合基準*1	本津川流域=(8, 11.7), 御坊川流域=(8, 12.5), 亀水川流域=(8, 5.6), 吉田川流域=(8, 9.8), 春日川流域=(8, 14.8), 春日川支流古川流域=(8, 8.4), 朝倉川流域=(8, 7.7), 香東川流域=(16, 22.8)			
		指定河川洪水予報 による基準	香東川水	系香東川[成合]		
	暴風	平均風速		20m/s 25m/s		
		T16014		20m/s 雪を伴う		
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う		
	 大雪	降雪の深さ		E		
	波浪	有義波高	2.5m	+347/KC 133/11		
	高潮	潮位	1.9m			
	101771	表面雨量指数基準				
	大雨	土壌雨量指数基準	11 88			
	洪水	流域雨量指数基準	本津川流域=10.4, 本津川支流古川流域=6.1, 御坊川流域=11.1, 亀水川流域=4.8, 新川流域=16, 吉田川流域=8.5, 春日川流域 =13.2, 春日川支流古川流域=7.5, 朝倉川流域=6.8			
		複合基準*1	本津川流域=(8, 8.3), 本津川支流古川流域=(5, 4.1), 御坊川流域=(5, 8.9), 亀水川流域=(8, 4.8), 新川流域=(5, 9.4), 吉田川流域=(5, 7.8), 春日川流域=(5, 13.2), 春日川支流古川流域=(5, 5.3), 朝倉川流域=(5, 6.8), 香東川流域=(9, 16.1)			
		指定河川洪水予報 による基準	看東川水系香東川[成合]			
	沙国	平均風速	陸上	12m/s		
	強風		海上	15m/s		
注意報	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う 15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間陷	· P雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	1.5m			
	高潮	潮位	1.6m			
	雷	落雷等により被害が		場合		
	 融雪					
	濃霧	視程	陸上 海上	100m 500m		
	 乾燥	最小湿度35%で実効				
	なだれ	取小派及33% C美別派及60% ①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*2				
	 低温	最低気温-4°C以下*2				
	霜	政心式温-4 C以下・2 晩霜期 最低気温3°C以下				
	<u> </u> *⁼ 着氷	晄相別 取仏又温3 し以下				
	着雪	 24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-1°C~2°C				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1				
記録	的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm			

- *1 (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 *2 香川県が定める基準水位観測所(観音寺港、三本松港)における高潮特別警戒水位(2.52m、1.98m)への 潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。
- *3 気温は高松地方気象台の値。

【市町をまとめた地域名称図】



(5) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種 類	概要
土砂キキクル (大雨 警報 (土砂災害) の 危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄):ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨 警報(浸水害)の危険 度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水 警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報です。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認

	することができます。
流域雨量指数の 予測値	る河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新しています。

(6) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表されます。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(7) 気象情報

気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び かけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が 解説される場合等に発表されます。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」、「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表されます。

また、大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表されます。

さらに、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し 迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本 文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合があります。

ア 記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(香川県では1時間降水量 90mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表されます。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

【例】

気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨 小豆島町内海で102ミリ 9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ

イ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で 更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天 気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表されます。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。

雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、○○日11時30分まで有効です。

(8) 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達

高松地方気象台が特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図に 従い、本市に伝達されるが、気象等に関する特別警報について通知を受けとき又は自ら知った ときは、直ちに既定の手段により住民への周知措置を実施します。

また、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集します。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない 状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、 対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で 発表されます。なお、市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害)の危険度分布)で確認することができます。危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、該当市町に対して 土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言します。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関等の協力を求めて、住民等に周知されるよう 努めます。

また、県は、各市町、各消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信を活用し、周知します。

(3) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要があります。 避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要があります。

また、市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とします。

4 指定河川洪水予報

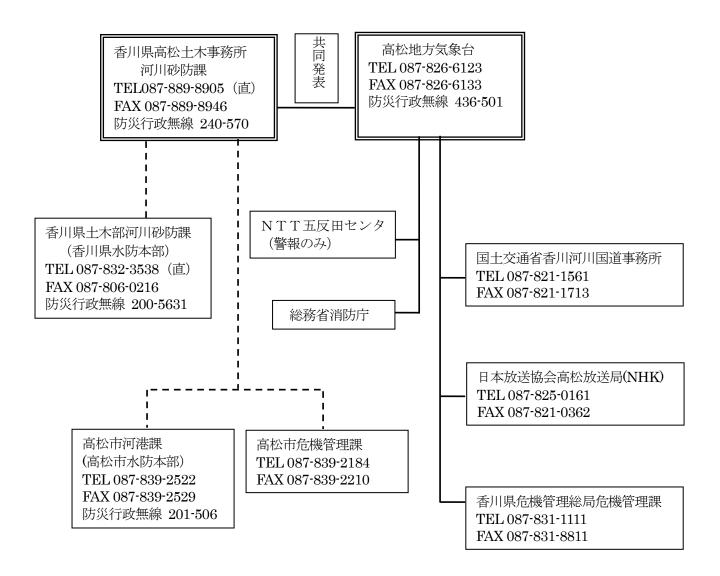
(1) 高松地方気象台及び香川県高松土木事務所は、香東川において、洪水等のおそれがあるときは、香東川水系香東川の洪水予報実施要領に基づき水位又は流量を示して洪水予報(洪水注意報、洪水警報)を発表し、香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図に従い関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知します。

【洪水予報の種類と解説】

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報です。

		を次めて小型又は加里を小して光衣される青粒及い住息報です。 「
種 類		解 説
	氾濫発生 情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表されます。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となります。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を 確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水警報	氾濫危険 情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表されます。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とします。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒 情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表されます。 高齢者等避難の発令の判断の参考とします。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意 情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表されます。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】



凡	例	
専用線		
専用線以外		

【香東川水系香東川洪水予報の伝達先】

伝 達 先	伝達方法等	電話番号 FAX番号	担当官署
香川県土木部河川砂防課	NTT FAX	TEL 087-832-3538 FAX 087-806-0216	高松土木事務所
高松市河港課	11	TEL 087-839-2522 FAX 087-839-2529	11
高松市危機管理課	"	TEL 087-839-2184 FAX 087-839-2210	"
香川県危機管理総局危機管理課	気象情報伝送処理 システム	TEL 087-831-1111 FAX 087-831-8811	高松地方気象台
国土交通省香川河川国道事務所	"	TEL 087-821-1561 FAX 087-821-1713	"
日本放送協会	11	_	"
NTT五反田センタ	"		"
総務省消防庁	"	_	"

- ※ NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の 通知をもって代える。
- ※ ※報道機関については、日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象 庁システムにより配信している。
 - (2) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知します。
 - (3) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、氾濫危険水位等を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知します。

水位が氾濫危険水位に到達した場合は、本市は避難情報の発令を判断します。

また、県は、河川の水位が「氾濫危険水位」以下であっても、「浸透」「侵食」の危険が高まったと判断される場合には、本市へ情報提供するとともに、水防団への監視の強化の要請を行います。

(4) 県及び市は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水 位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集します。

第2 火災気象通報等

1 火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに香川県知事に対して通報します。知事は、速やかに市町長に通報します。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおりです。

(1) 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。ただし、通報基準に該当する

場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがあります。

(2) 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域(市町単位)を用います。

(3) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報します。 この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、 注意すべき事項を付加します。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、そ の旨を随時に通報します。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に関する警報を発令することができます。

第3 異常現象発見者の通報義務等

1 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町又は警察若しくは海上保安部等に通報しなければなりません。通報を受けた警察又は海上保安部等は、その旨を速やかに市町に通報します。

この通報を受けた市町は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとします。

- 2 通報すべき異常現象
 - (1) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
 - (2) たつまき、強いひょうがあったとき。
 - (3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。
 - (4) 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

第4 市における注意報・警報等の伝達要領

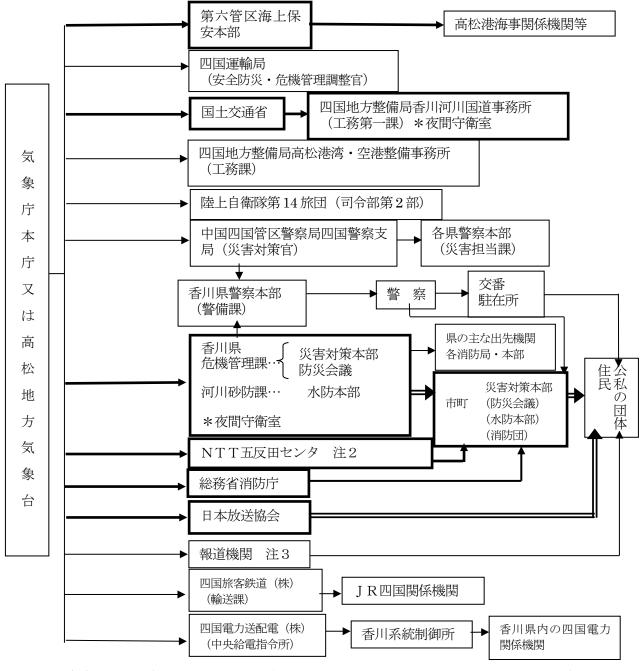
- 1 市本庁における措置
 - (1) 県から市に通知される警報・注意報、火災予防のための気象通報及び情報は、消防局情報指令課及び危機管理課が受領します。
 - (2) 危機管理課長は、県からの警報等の情報を受領した場合は、速やかに市長、副市長、市民政策局長、総務局長、財政局長、都市整備局長及び教育長に報告するとともに関係各課に伝達するものとします。
 - (3) 危機管理課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに関係出先機関等へ伝達するものとします。
 - (4) 危機管理課長は、警報・注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについて は、庁内放送等所要の措置を行うものとします。
 - (5) 危機管理課長は、上司の命があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに関係先へ所要の連絡を行うものとします。
 - (6) 危機管理課長は、前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係先との間に警報等の受領伝達 その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、 伝達についても支障のないようにしておくものとします。
- 2 総合センター、支所、出張所及び関係出先機関における措置

総合センター、支所、出張所及び関係出先機関の長は、警報等を受領したとき及び台風又は大雨に関する情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、放送局の放送により当該気象、その他の状況を聴取するよう努めるものとします。

第5 住民等への伝達等

さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(JーALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な伝達手段を活用するものとします。

【気象警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令(気象業務法等)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
 - 2 NTT五反田センタへは、特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 - 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第6節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと 迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図るほか、SNS により発信される被害情報等の収集に努めます。

主な実施担当課: 危機管理課、納税課、河港課、消防局消防防災課、情報指令課

第1 情報の収集伝達

- 1 被害規模の早期把握のための活動
 - (1) 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている 負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集します。
 - (2) 消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集します。
 - (3) 各局・班において収集した情報は対策班に報告し、応急対策を終えた後、総務班で集約するとともに対策班対策整理係でも整理します。なお、広報する必要がある情報は、対策班への報告と共に、総務班に連絡し、広報係より広報します。
- 2 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達
 - (1) 人的被害の状況(行方不明者の数を含みます)、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録等の有無にかかわらず、本市の区域(海上を含みます。)内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとします。
 - (2) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとします。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとします。
 - (3) 119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告します。これら被害等の第一報は原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告します。
- 3 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達 各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図ります。
 - (1) 被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡します。 なお、被害情報等の収集が十分に行えない場合等にあっては、県に対し、調査のための職員の 派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用について要請する等、あらゆる手段 を尽くして被害情報等の把握に努めるものとします。
 - (2) 応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行います。
- 4 SNSにより発信される情報の収集

市民等から SNS で発信される、時々刻々と変化する被害状況等の情報について、収集に努めるものとします。 (参考: 災害対応における SNS 活用ガイドブック)

5 収集する情報の種類

【災害発生直後】

項目	収集内容	担当
	①人的被害や住家被害の発生状況	各局 調査班(取りまとめ)
	②二次災害危険の状況	対策班
1 概括的被害情報	③道路、港湾、交通機関の被害状況	都市整備局
	④地域コミュニティ協議会、自治会、自主防 災組織からの情報	市民政策局、消防局
	⑤出勤途上報告(勤務時間外の場合)	全職員
2 ライフライン被害	①上下水道	対策班
	②その他ライフライン (電話、ガス、電力)	総務班
3 医療機関の死者・ 負傷者の状況	①高松市医師会	健康福祉局
4 译和少华河	①119番通報状況	消防局
4 通報の状況 	②市民からの通報状況	情報班
	①各指定避難所の避難者の状況	地域支援班
5 その他	②本市施設、設備の損壊状況	財政局
	③その他災害拡大防止措置	各局

【その後の段階】

100	り後の段階』			
	項目	収集内容	担当	
1	1 人的被害	死者、行方不明者の状況	対策班、消防局	
		負傷者の状況	対策班、消防局、健康福祉局	
		全壊、半壊等の状況	調査班	
2	住家被害	浸水の状況	· 加·查·坎	
		火災の状況	消防局	
2	北什字址字	公共(市有)建築物	財政局	
3	3 非住家被害	その他	調査班	
		罹災者、罹災世帯数	調査班	
4	罹災者	生活必需物資の配布状況	健康福祉局	
		救護所の設置・開設状況	健康福祉局	
		避難指示、警戒区域の設定状況	対策班	
5	避難状況	指定避難所の設置状況	地域支援班	
		避難者の状況	地域又1友班	
6	火災	火災の発生状況	消防局	
7	ライフライン	上水道、下水道の復旧状況	対策班	

項目 収集内容		担当
	電話、ガス、電気の復旧状況総務班	
	農地被害の状況	創造都市推進局
	文教施設の被害状況	教育局
	医療機関等の被害、開設状況	健康福祉局、病院局
8 その他	道路、橋りょうの被害及び復旧状況	都市整備局
	河川、港湾の被害等の復旧状況	都市整備局
	がけ崩れの状況	都市整備局
	公共交通機関(鉄道、船舶等)の状況	都市整備局
	災害廃棄物の状況	環境局
	市有施設	財政局
9 被害額	農林水産施設・設備	創造都市推進局
9 被害額	農林業、商工業被害	創造都市推進局
	公共土木施設	都市整備局

第2 直接即報基準に該当した場合の報告

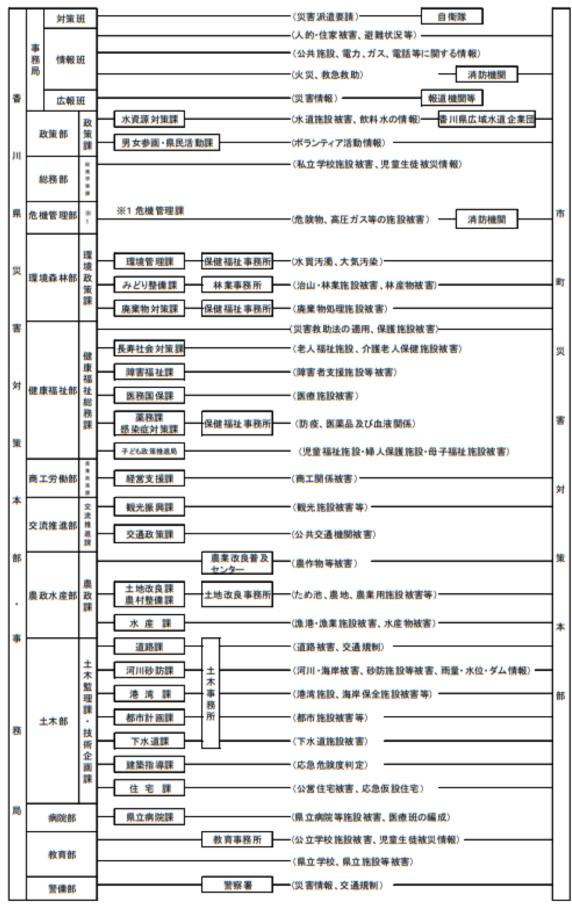
火災・災害等の報告は、県に行うことが原則ですが、直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で報告します。

- 1 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ・航空機火災、タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
 - ・石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - ・ 危険物等に係る事故
 - ・原子力災害等
- 2 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等
- 3 武力攻撃災害即報に該当するもの
- 4 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ・地震が発生し、震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問いません。)
 - ・津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの等

第3 被害の認定

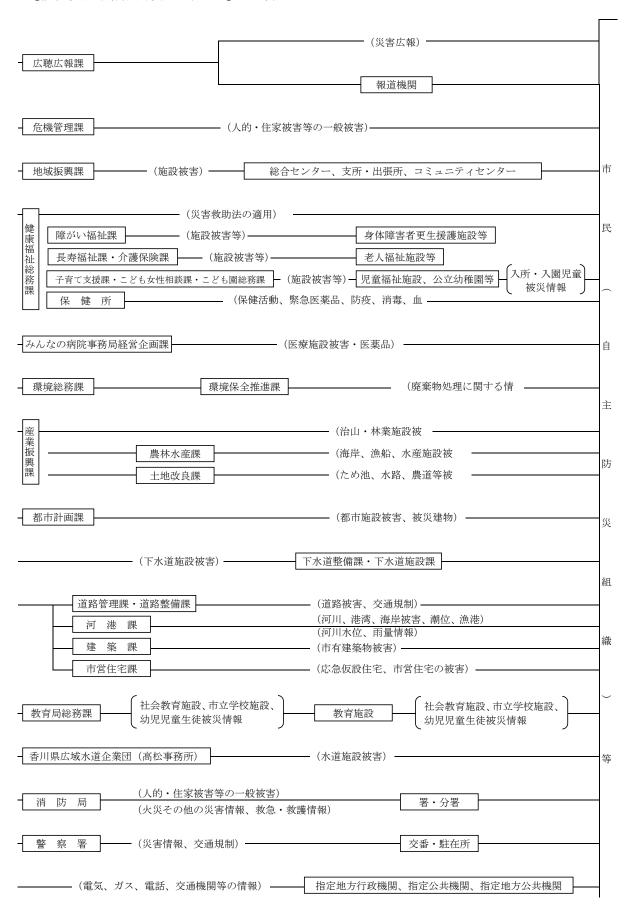
罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施できるよう具体的な調査方法等を定めた罹災証明書・被災証明書発行マニュアルを作成し、円滑な罹災証明書・被災証明書発行業務を実施するものとします。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

【被害状況等情報収集伝達系統図】市側分



第7節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努めます。

主な実施担当課: 危機管理課、消防局情報指令課

第1 災害時の通信連絡

県及び防災関係機関への相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、県防災情報システム、衛星携帯電話等を利用して行います。また、本市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じます。

- 1 発災直後の障害発生状況の調査・点検 市役所本庁舎内基地局を始め、各移動局設備の障害発生状況を調査し、障害が発生し、通信不 能に陥った局については、直ちに、復旧の措置をとります。
- 2 商用電源停止時の非常電源確保 商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の 措置をとります。
- 3 通信規制の実施 必要に応じ、基地局への発着信規制を行います。また、本市、県及び防災関係機関相互の災害
- 4 災害現場との通信

総合センター、支所、出張所や災害現場に派遣される職員との連絡には、陸上移動系無線を使用します。

(資料編 7-1) 高松市防災行政用無線局管理運用規程

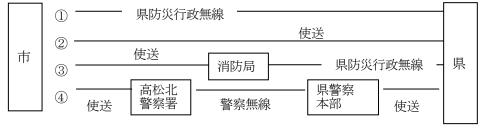
情報の伝達には、主として県防災行政無線を利用します。

第2 その他の通信手段

- 1 災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、本市防災行政無線が使用できないときは、状況に応じ、次の通信手段のうち、いずれかを利用して行うものとします。
 - (1) 県防災行政無線
 - (2) 加入電話(携帯電話)、災害時優先電話
 - (3) 消防無線
 - (4) 市清掃無線(5) 警察無線
 - (6) アマチュア無線
 - (7) 民間の放送局
 - (8) その他防災関係機関の無線設備

(資料編 7-2) 香川県防災行政無線電話機等配備一覧

2 本市と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段 を確保するものとします。 (①は通常通信ルート、②~④は非常通信ルート)



第3 通信施設の応急復旧

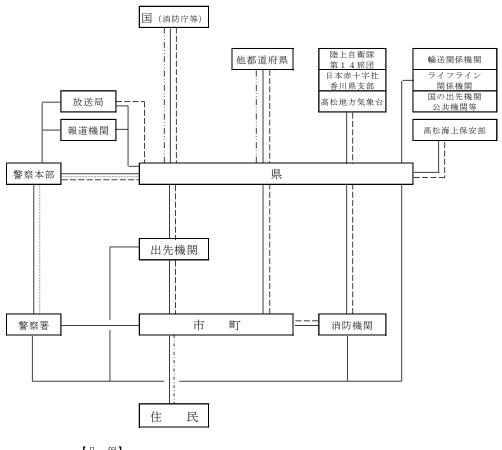
本市は、本市防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行います。

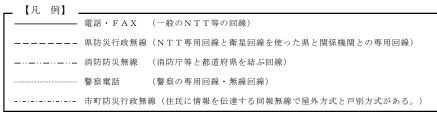
有線回線に被害を受けた場合は、西日本電信電話(株)に対し、復旧の優先順位をつけて、早期 復旧を申し入れます。

第4 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとします。

【災害時通信連絡系統図】





第8節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、県、他市町、防災関係機関等と相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施します。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとと もに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとします。

主な実施担当課:危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課

第1 広報内容

1 高松市

災害の規模及び態様に応じて、市民に関係ある次の事項について広報を行います。

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 人的被害、住家など建物被害の概況
- (3) 道路、河川、下水道等の公共施設被害状況
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 応急対策の実施状況
- (6) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (7) 避難情報、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所の開設状況等
- (8) 応急救護所の開設状況
- (9) 給食及び給水実施状況
- (10) 電気、ガス、水道など供給の状況
- (11) 安否情報(被災者支援システムを活用)
- (12) 道路交通及び交通機関に関する事項
- (13) 民心の安定に関する事項
- (14) 災害廃棄物の収集に関する情報
- (15) し尿収集に関する情報
- (16) 一般的な市民生活に関する情報
- (17) 被災者生活支援に関する情報
- (18) その他必要な事項

(資料編 2-12) 災害広報文例

- 2 防災関係機関
 - (1) 所管する施設等の被害状況
 - (2) 応急対策の実施状況
 - (3) その他必要な事項

第2 広報手段

1 高松市

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行います。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮します。

(1) 報道機関による広報

報道機関に対し情報を提供する場合は、すべて本部事務局総務班が行うものとします。 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する場合は、原則として市政記者クラブを通じて行います。

- (2) コミュニティFM放送、ケーブルテレビ等へ情報提供の依頼を行います。 (資料編 2-12) 災害時緊急放送の協力に関する協定書
- (3) 広報車等による広報
- (4) 広報紙の発行、掲示及び配布
- (5) 自治会、地域コミュニティ協議会、自主防災組織等を通じての連絡 市民政策局、消防局は災害時に速やかに広報が行えるように連絡体制の整備に努めます。
- (6) ケーブルテレビ (データ放送を含みます。) の活用による広報
- (7) インターネット(市ホームページ・オープンデータサイトやフェイスブック等のSNS) の活用による広報
- (8) 県防災情報システムによるメール配信、緊急速報メール等、携帯電話を利用した通信機能 の活用による広報
- (9) 同報系防災行政無線による広報(屋外拡声子局、防災ラジオ、コミュニティFM放送への割り込み放送)
- (10) Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
- (11) 防災アプリ
- 2 防災関係機関
 - (1) 報道機関による広報 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要 請します。
 - (2) 広報車による広報
 - (3) 広報紙の発行、掲示及び配布

第3 広聴活動

本市は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種間合せに対応するため総合的な窓口を開設します。

なお、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように 配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するように努めます。

また、公益上必要があると認めるときは、必要と認める限度において、安否不明者の氏名公表を 目的に、被災者に係る安否情報を県に提供することができます。なお、個人情報の公開に当たって は、一定の配慮が必要であり、被災状況により適切に判断するものとします。

第9節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保 全を図るため、応急的な救助を行います。

主な実施担当課等:健康福祉総務課

ただし、救助の実施については、各計画に基づく実施担当課及び関係団体が行います。

第1 災害救助法の適用

1 適用基準

災害救助法による救助は、本市における被害が一定の基準に該当する場合で、かつ、被災者が 現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 本市において、住家が滅失した世帯(全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、 半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等によ り一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算します。 以下同じ。)の数が、150世帯以上に達したとき。(基準I)
- (2) 被害世帯が(1)の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が 1,000 世帯以上で、本市において滅失した世帯が75 世帯以上に達したとき。(基準II)
- (3) 被害世帯が(1)又は(2)に達しないが、被害が広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合であって、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると き。(基準Ⅲ)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の 事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであるとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第2 適用手続

- 1 市内の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに 災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置、今後の措置等 を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請 するものとします。
- 2 市長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければなりません。
- 3 本市は、災害救助法の適用に係る災害報告(災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ報告するものとします。

第3 救助の種類等

1 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行います。ただし、次の各号に掲げる救助については、 災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施します。 この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければなりません。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理

- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去
- 2 救助の程度、方法及び期間
 - (1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定めます。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めます。

(資料編 10-1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間(早見表)

第10節 救急・救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図ります。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分します。

主な実施担当課:危機管理課、消防局消防防災課

ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 救急救助活動

救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の 捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施します。

被災者の救急・救助の実施は、市長が行います。ただし、市のみでは十分に救急救助活動ができない場合は、県又は他の市町その他関係機関に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請します。

災害救助法を適用した場合にあっても、市長は知事の委任を受けてこれを行います。

市長は、救急・救助を必要とする事態が発生したときは、県及び関係機関へ連絡するとともに、速やかに救急・救助作業を実施します。

第2 救急・救助の方法

被災者の救急・救助は、消防局及び消防団を主体とした組織により実施するものとします。

- 1 救急事案
 - (1) 人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立します。
 - (2) 応急救護所での活動及び医療機関等との連携を確立し効率的に搬送します。
- 2 救助事案
 - (1) 人命危険が大きい災害現場を優先的に対応します。
 - (2) 災害現場で他機関と合同で活動する場合は、活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を確立し、効果的な活動を行います。

第3 救出のための費用

- 1 借上費(舟艇、その他救出に直接必要な機械、器具の借上費又は購入費の実費)
- 2 修繕費(救出に使用した機械、器具の修繕費の実費)
- 3 燃料費(機械、器具を使用するために必要な燃料費の実費)

第4 経費の負担区分

- 1 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内) …………県負担
- 2 その他の場合………市負担

第5 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。

- 1 被災者救出状況記録簿(第23号様式)
- 2 被災者救出用関係支払証拠書類

第6 市民及び自主防災組織、事業者の活動

- 1 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防 等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとします。
- 2 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこ

れに応じなければなりません。

第7 惨事ストレス対策

- 1 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第11節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行います。

主な実施担当課:保健医療政策課、みんなの病院、市民病院塩江分院

ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 医療救護班の派遣

1 直轄医療班

医療救護が必要であると認めるときは、直轄医療班(みんなの病院)を次のとおり編成し、派遣します。

種別		内	訳		計
班別	医師	薬剤師又は放射線技師	看護師	担当職員	PΙ
第1救護班	2人	1人	2人	1人	6人
第2救護班	2		2	1	5
第3救護班(助産)	1		2	1	4
患者輸送班			1	2	3
衛生資材補給班		1	1	2	4

※医療救護諸活動を行う際には、必要に応じて、保健所長が助言するものとします。

なお、市民病院塩江分院の直轄医療班については、単独での編成が困難なことから、みんなの 病院からの応援も含めて対応します。

2 医療救護班及び広域医療救護班

直轄医療班のみで十分に医療救護活動ができない場合には、高松市内3医師会連合会等に医療 救護班の派遣を依頼し、状況に応じて、県に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医 療チーム(DPAT)、香川県医師会災害医療チーム(JMAT香川)、日赤救護班や広域医療 救護班の派遣の要請を行います。

災害派遣医療チーム(DMAT)や広域医療救護班は、県が県医療救護計画に基づき派遣します。(県が必要に応じて、DMAT指定医療機関、DPAT登録医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、四国厚生支局、香川大学医学部附属病院などに派遣要請をします。なお、特に必要な場合には、自衛隊等に要請します。)

(資料編 2-11) 災害時における医療救護活動に関する協定書

第2 応急救護所の設置及び救護病院への要請

医療救護(初期救急医療、傷病者の重傷度の判定等)を行うため、応急救護所を地域の実情に応じて指定避難所・病院等に設置すると同時に、救護病院に対して医療救護の実施を要請します。 応急救護所等での医療救護活動は、医療救護班が行います。

1 医療救護班の業務

- (1) トリアージ
- (2) 重傷患者及び中等症患者に対する応急措置と軽傷者の処置
- (3) 救護病院への患者の搬送の支援
- (4) 助産活動
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) 医療救護活動の記録及び本市災害対策本部への措置状況等の報告
- (7) その他必要な事項
- 2 救護病院の業務
 - (1) トリアージ

- (2) 重症患者の応急処置
- (3) 中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置
- (4) 広域救護病院等への患者搬送
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び本市災害対策本部への措置状況等の報告
- 3 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関(必要に応じ、県外の医療機関)への搬送は、原則として消防局(本部)が救急車で搬送するものとしますが、救急車が確保できない場合、特に緊急を要する場合等は、次の方法により搬送するものとします。

- (1) 本市及び医療救護班が確保した車両により搬送します。
- (2) 県に対し、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターによる搬送を要請します。
- (3) 県に対し、自衛隊ヘリコプター等による搬送を要請します。
- (4) 高松海上保安本部に巡視船艇・ヘリコプター等による搬送を要請します。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送します。
- 4 医薬品・救護資機材等の確保

救護所等から医薬品等の要請があった場合は、災害時用備蓄医薬品等を活用し、不足する時は、 本市指定の業者から調達すると同時に、県に供給を要請し、速やかに配給します。

なお、応急救護所における給食・給水等については、避難所と同様に取り扱います。

- 5 医療及び助産のための費用
 - (1) 医療に要する費用は、次のとおりとします。
 - ア 医療班による場合………・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等
 - イ 病院又は診療所による場合……国民健康保険診療報酬の額以内
 - ウ 施術者による場合………当該地域における協定料金の額以内 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師)
 - (2) 助産に要する費用は、次のとおりとします。
 - ア 医療班による場合…………使用した衛生材料等の実費
 - イ 助産師による場合…………当該地域における慣行料金の2割引以内の額
- 6 経費の負担区分
 - (1) 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内) ……県負担
 - (2) その他の場合………市負担
- 7 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。
 - (1) 病院、診療所医療実施状況(第5号様式)
 - (2) 医療救護班診療記録(第6号様式)
 - (3) 医療救護班衛生材料使用簿(第7号様式)
 - (4) 医療救護班の編成及び活動記録(集計報告)(第8号様式)
 - (5) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
 - (6) 助産台帳(第9号様式)
 - (7) 助産関係支払証拠書類

第3 医療機関等の非常用通信手段の確保

災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとします。

第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者 に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行います。

なお、国又は県が本市に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、本市からの要請に基づく「プル型」を原則としますが、本市の被災状況によっては、本市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとします。

主な実施担当課:財産経営課、道路管理課、南部土木センター、河港課

第1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを 輸送対象として実施します。

- 1 第1段階
 - (1) 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (2) 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
 - (3) 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
 - (4) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
 - (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- 2 第2段階
 - (1) 上記1の続行
 - (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - (3) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- 3 第3段階
 - (1) 上記2の続行
 - (2) 災害復旧に必要な人員、物資
 - (3) 生活必需品

第2 輸送車両等の確保

1 車両による輸送

輸送のための車両等の輸送力確保は、おおむね次によるものとします。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共団体及び公共的団体の車両等
- (3) あらかじめ物資等の輸送に関する協定を締結した香川県トラック協会高松地区会所属の車両や他の輸送業者所有の車両等
- (4) その他自家用車等
- (5) 市本部における車両等
 - ア 各課は、自動車の輸送力を必要とするときは、財産経営課長に、次の輸送条件を明示して 申請するものとします。
 - (ア) 輸送区間及び期間
 - (イ) 輸送品名及び輸送量又は車両の台数
 - (ウ) 配車場所及び日時
 - (エ) その他の条件
 - イ 財産経営課長は、前記要請があったときは、車両等保有状況を考慮して、使用車両等を決 定します。
 - ウ 自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請します。

2 鉄道による輸送

道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき、あるいは他府県等遠隔地において、物資、 資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当なときは、鉄道輸送を行うものとし ます。

なお、車両の増車、臨時列車の増発などを必要とするときは、知事(県危機管理課)にその旨を要請するものとします。

3 船舶による輸送

緊急を要する人員、物資等の船舶輸送が必要なときは、知事(県危機管理課)にその旨を要請するものとします。

4 航空機による輸送

陸上、海上の交通と通信が途絶し、緊急を要する空中輸送が必要なときは、知事(県危機管理 課)にその旨を要請するものとします。

第3 緊急輸送路の確保

- 1 県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報 を把握します。
- 2 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線 のうちから、県、警察及び道路管理者と協議して選定されます。
- 3 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、 関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行います。
- 4 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとします。

第4 輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次(広域)物資拠点等を、市は二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとします。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとします。

第5 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。

輸送記録簿(第48号様式)

第13節 交通確保計画

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全及び施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、通行の禁止、制限及び迂回路線の設定又は制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を確保するなど交通対策に遺漏のないように努めるものとします。また、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び放置車両等の移動等の道路啓開を行います。

主な実施担当課:危機管理課、道路管理課、南部土木センター、河港課

第1 陸上交通の確保

1 交通規制等

交通規制の実施は、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が期せられるよう配意し、次の区分によって行うものとします。

区 分	実施責任者	範囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。	道路法第46条
	公安委員会	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 76 条
警察機関	警察署長警察官	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道 路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。	道路交通法 第4条 第5条 第6条

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうなど交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した 者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとします。

通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察機関に、速やかに通報するものとします。

(2) 規制実施の要領

道路管理者は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等を受けたときは、その道路施設の管理者が市長以外の場合は、その管理者に通報し、管理者が規制をするいとまのない場合は、直ちに警察署長に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、避難の指示をし、又は警戒区域を設定し、立入の制限若しくは禁止若しくは退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとします。この場合、でき得る限り速やかに当該道路管理者又は警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとします。

(3) 災害応急対策の実施に伴う交通規制

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施します。(※風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場合はあります。)

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」といいます。)等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努めます。

(4) 規制の標識等

規制を行った実施者は、標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置するものとします。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとします。

標識の様式は、次のとおりです。

ア 規制標識

道路法第45条(道路標識等の設置等)によるもの。 道路交通法第4条(道路標識等の設置等)によるもの。

イ 規制内容の表示

規制標識には、禁止・制限の対象、区間、期間、理由を明示します。

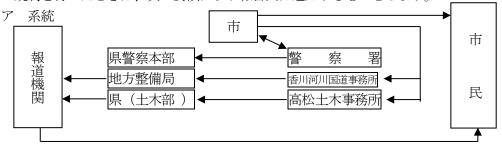
この場合、通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当な回り道を明示し、一般の交通に支障ないよう努めるものとします。

(5) 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとします。その際、 当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとします。 また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。

(6) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとします。



イ 報告事項

禁止、制限の種別と対象、区間、期間、理由、迂回路、その他の状況等を報告します。

(7) 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会を開催します。

県は、本市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道 事務所に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができます。

※交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※交通システムマネジメント: 道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行 抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

2 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林 水産省等に報告するほか、道路啓開等(雪害においては除雪を含みます。)を行い、道路機能の 確保に努めます。

- (1) 路上の障害物の除去(雪害における除雪を含みます。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行います。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行います。
- (3) 県は、道路管理者等である本市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行います。

(4) 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含みます。) に必要な人員、資機材等の確保に努めます。

第2 海上交通の安全確保

1 情報収集

本市は、県や高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行います。

2 海上の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努めます。

3 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に 要請するものとします。

第3 航空交通の確保

ヘリコプターによる応急対策が必要と認められる場合、次により知事に応援要請するものとします。

1 知事への応援要請

市長は、知事に対して「香川県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請ができます。

第14節 避難計画

災害時において、市民等を速やかに避難させるため、適切に高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保 の発令を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行います。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、地域振興課、危機管理課、広聴広報課、健康福祉総務 課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子育て支援課、こども家庭課、 こども保育教育課、生活衛生課、健康づくり推進課、文化芸術振興課、河港 課、みんなの病院、市民病院塩江分院、教育局総務課、学校教育課、保健体育 課、生涯学習課、消防局予防課、消防防災課

第1 避難指示等の実施

1 避難指示等の発令及び解除

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、必要があると認めるときは、本市が定める避難指示等判断基準に従い、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行います。また、避難のために屋外等に移動することにより、かえって人命等に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置の指示を行います。

ただし、災害による危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないときや市長が不在のときは、 副市長又は総務局長が市長の権限を代行します。

また、地震・津波災害において、その事象が発生し緊急に避難させる必要があるときは、前記 に加え、消防局長が市長の権限を代行します。いずれの場合も、事後速やかに市長に報告するも のとします。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

避難指示等の実施責任者及び災害の種類

区分	実施責任者	災害の種類	根拠法
避難指示	市 長	災害全般	災害対策基本法 第60条
避難指示	警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第61条
避難等の指示	警察官	災害全般	警察官職務執行法 第4条
立退きの指示	知事又はその命	洪水・雨水出水・津 波・高潮	水防法第29条
立退きの指示	を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法 第25条
立退きの指示	水防管理者	洪水・雨水出水・津 波・高潮	水防法第29条
避難等の指示	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

2 国・県等による助言等

市長は、避難指示等の発令を判断する場合において、県や高松地方気象台等に躊躇することなく助言を求めることとし、これに伴う関係機関と相互のホットラインを構築するなどあらかじめ 連絡体制を整備します。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。

第2 避難指示等の類型

避難指示等は、以下の三類型に分けて発令します。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等 の高齢者等が危険な場所から避難 するべき状況	要配慮者とその避難支援者は、危険な場所から避難する必要があります。 立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保することも可能です。 その他の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	居住者等は危険な場所から全員避難する 必要があります。 立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮 に対しては、ハザードマップ等により屋内 で身の安全を確保できるか等を確認した上 で自らの判断で屋内安全確保することも可 能です。
緊急安全確保(緊急)	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があります。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行います。 本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべとるであったが、避難し遅れた居住者等がとるであったが、避難し遅れた居住者等がとるであったが、避難し遅れた居住者等がとるであったが、避難し遅れた居住者等がとるであったが、避難し遅れた居住者等がとるであったが、さらに、本行動を促す情報があるとは限りません。このような状況に至る前の警戒レベルも避難を警戒レベルも避難を警戒レベルも避難を含されたタイミングで避難することが極めて重要です。

- ※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではありませんが、近隣のより安全な場所・建物等
- ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
- 注)突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難します。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要です。

第3 避難指示等判断基準について

1 河川洪水災害

- (1) 具体的な基準を作成する対象を香東川(洪水予報河川)、新川、吉田川、春日川及び本津川(水位周知河川)とします。
- (2) 避難すべき区域 原則として香川県が公表した洪水浸水想定区域とします。
- (3) 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令します。

	断して発令します。		
	香東川 (洪水予報河川)	新川・吉田川・春日川・本 津川 (水位周知河川)	左記以外の中小河川 ・内水等
高齢者等避難	①避難判断水位に到達し、かつ、 氾濫警戒情報において、引き続き水位上昇が見込まれる場合 ②氾濫危険水位に到達することが予測される場合 ③洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」が出現した場合 ④漏水等が発見された場合 ・大雨注意報や降水短時間予報等に場合(夕刻時点で発令)・警戒レベル3高齢者等避難の発行間から明け方に接近、通過するこ・自主防災組織又は自治会等当該よあった場合	①避難判断水位に到達した場合 ②氾濫注意水位を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」が出現した場合・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③漏水等が発見された場合こより、深夜、早朝に避難が必合が必要となるような強い降雨とが予想される場合(夕刻時にとが予想される場合(夕刻時にというが必要となるような強い降雨ととが予想される場合(夕刻時にというが必要となるような強い降雨との過失が必要となるような強い降雨との過失が必要となるような強い降雨というが必要となるような強い降雨というが必要となるような強い降雨というが必要となるような強い降雨というが必要となるような強い降雨	可を伴う前線や台風等が、夜 点で発令)
避難指示	①氾濫危険水位に到達した場合 ②氾濫開始相当水位に到達することが予測される場合 ③洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合 ④異常な漏水等が発見された場合 ⑤上流のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合	①氾濫危険水位に到達した場合 ②避難判断水位を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③異常な漏水等が発見された場合 こより、深夜・早朝に避難が必	①床下浸水や道路冠水が 発生し、浸水区域が拡 大している場合 ②内水排水ポンプ運転停 止水位に達することが 見込まれる場合
	場合(夕刻時点で発令) ・警戒レベル4避難指示の発令がよ		4う前線や台風等が、夜間か

・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が

ら明け方に接近、通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)

困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)

・自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が避難指示の必要性を認め、市に通報があった場合

- ①氾濫開始相当水位に到達した場 合
- ②異常な漏水の進行や亀裂・すべ り等により決壊のおそれが高ま った場合
- ③決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報、水防団からの報告等)④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合

緊急安全確保

- ①氾濫開始相当水位に到達した場合
- ②異常な漏水の進行や亀裂・ すべり等により決壊のおそ れが高まった場合
- ③決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告)
- ④樋門・水門等の施設の機能 支障が発見された場合や排 水機場の運転を停止せざる をえない場合

- ①床上浸水が発生した場 合
- ②内水排水ポンプが運転 停止した場合

・自主防災組織又は自治会等当該地域の代表者が緊急安全確保の必要性を認め、市に通報が あった場合

大雨特別警報(浸水害)が発表された場合には、緊急安全確保対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認します。

洪水予報河川における基準地点水位観測所の水位

河川名	基準水位観測所 (河口からの位 置)	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位
香東川	成合 6.2 k m	0.6m	1. 5 m	1. 9 m	2. 3 m	3.19 m

水位周知河川における基準地点水位観測所の水位

河川名	基準水位観測所 (河口からの位 置)	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位
新川 (下流)	新川橋 2.1 k m	1. 5 m	1. 7 m	2. 15 m	2. 7 m	3.34 m
吉田川	吉田川橋 3.3 k m	0.9m	1.8 m	1.95m	2.2 m	2. 71 m
春日川 (上流)	川北橋 11.5km	0.7m	1. 2 m	1. 2 m	1. 4 m	1.71 m
春日川 (下流)	元山 4.7km	1.0 m	2.5 m	4.15m	4. 45 m	5.04 m
本津川 (下流)	国分寺 8.6km	1. 2 m	1. 6 m	2. 75 m	2. 85 m	3. 2 5 m

2 土砂災害

(1) 避難すべき区域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」(※1)、「土砂災害危険箇所」(※2)を原則としつつ、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について、巡視情報や周辺住民等からの通報などの現地情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難指示等の対象となる「避難すべき区域」を判断します。

避難指示等は、避難すべき区域が、土砂災害警戒情報(※3)を補足する情報(※4)に

おいて、「実況で土砂災害警戒情報の基準を超過している区域」又は「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過している区域」と重なった区域に対して発令します。

(2) 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令します。

	現地情報等に よる基準	気象警報等による基準
高齢者等避難		① 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「土砂災害」)となった場合② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
予避難		「注1 上記①~③以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。」「注2 土砂災害に関する危険度分布は2時間先までの予測です。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関する危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討してもよい。」

	現地情報等に よる基準	気象警報等による基準
避難指示	近隣で前兆現現で前兆現現で前兆水の水流場下水の変でがある。近の変ででのが近路をでからが、の変がでのが、ではいるがでのが、ではいるができる。	① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合 ② 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])となった場合③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨等を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ⑤ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 「注)上記①~④以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災
		害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。」

緊急安全確保

近隣で土砂移動 現象、土砂災害 が確認された場 合(山鳴り、流 木の流出、斜面 の崩壊等)

- ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) が 発表された場合
- ② 土砂災害が発生した場合

大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合には、避難指示対象区域の 範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認しま す。

- (※1) 土砂災害防止法施行令第2条に基づき、香川県が指定する区域
- (※2) 土砂災害が発生する恐れのある箇所(土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)について、香川県が各点検要領に基づき土砂災害危険箇所として選定した箇所
- (※3) 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、香川県と高松地方気象台が共同して発表する情報
- (※4) 気象庁の「土砂災害に関する危険度分布」及び香川県砂防情報システムの「土砂災害警戒状況図」による情報

(資料編 5) 防災上注意すべき区域等

3 高潮災害

(1) 避難すべき区域 原則として香川県が公表した高潮浸水想定区域とします。

(2) 具体的な基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令します。

高齢者等避難	 ① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示	① 高潮警報(警戒レベル4相当情報 [高潮])あるいは高潮特別警報警戒レベル4相当情報 [高潮])が発表された場合 ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間~翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令)
緊急安全確保	 ① 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ② 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※ 危険潮位:その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難指示等の対象区域毎に設定する潮位 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ④ 海岸堤防等が倒壊した場合 ⑤ 異常な越波・越流が発生した場合 ⑥ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

水位周知海岸における基準地点水位観測所の水位

区域名	区域		基準水位 観測所	高潮特別警戒水位
ブロック 1	燧灘沿岸 讃岐阿波沿岸	起点 香川県西端 から 終点 高松市 旧牟礼町と旧庵 治町の町境 まで	観音寺港	T. P. + 2. 5 2 m
ブロック 2	讃岐阿波沿岸	起点 高松市 旧牟礼町と旧庵 治町の町境 から 終点 香川県東端 まで	三本松港	T. P. + 1. 98m

※県は、基準観測所の水位が高潮特別警戒水位に達した場合には、高潮氾濫発生情報を発表します。

4 津波災害

(1) 避難すべき区域

原則として香川県が公表した南海トラフ地震(最大クラス津波)の津波浸水想定区域とします。

ただし、津波注意報が発表されたときは、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻などを勘案し、港湾施設内及び海岸堤防等より海側の地域を避難対象区域とすることもあります。

(2) 具体的な基準

避難指示等は以下の基準とします。

高齢者等避難	【遠地地震の場合】 本国から遠く離れた場所で発生した地震により、津波到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等の発表前に気象庁が発表する津波の到達予想時刻等の情報(遠地地震に関する情報)などを勘案して、発令します。
避難指示	① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

第4 避難情報の周知、伝達方法等

1 避難情報の周知徹底

市長は、避難情報を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図るものとします。

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人 宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安 全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の 周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確 保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとします。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとし、特に「屋内安全確保」等の安全確保措置の指示については、対象区域、想定される浸水深等の被害想定及び屋内等における安全待避空間の場所などを具体的に周知するものとします。

2 避難情報の伝達方法

(1) 高齢者等避難の伝達

ア 同報系防災行政無線による周知

消防対策本部又は災害対策本部から高齢者等避難を発令している地区に対し、同報系防災 行政無線による周知をします。

- イ 地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織等を通じて対象地域の各世帯に伝達
- ウ 登録制メール(県防災情報メール)や緊急速報メールの配信、Lアラート(災害情報共有 システム)を活用した伝達
- エ 放送による通知

市長は、高齢者等避難を発令したとき、又はその通知を受けたときは、市政記者クラブ加盟の放送事業者にテレビ、ラジオ等による放送を要請するものとします。

オ 市ホームページ、フェイスブック等のSNS、ケーブルテレビ(データ放送を含みます。)、コミュニティFMを活用した伝達

(資料編 2-12) 災害時緊急放送の協力に関する協定書

カ 巡回による伝達

消防署、消防団等により管轄区域を巡回し、サイレン・マイク等を利用して伝達します。 また、特に緊急を要するときは各家庭を戸別に訪問し伝達します。

- キ 広報車等による伝達
- (2) 避難指示、緊急安全確保の伝達
 - ア 同報系防災行政無線等による周知
 - (ア) 消防対策本部又は災害対策本部から避難指示又は緊急安全確保を発令している地区に対し、同報系防災行政無線、消防団屯所に設置しているサイレンを吹鳴します。
 - (イ) 消防団屯所において、サイレン又は音声放送により避難指示等を行います。
 - (ウ) 災害により危険区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は次によるものとします。(水防信号第4信号)

サイレン信号 約1分 (約5秒休止) 約1分

- イ 地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織等を通じて対象地域の各世帯に伝達
- ウ 登録制メール(県防災情報メール)や緊急速報メールの配信、Lアラート(災害情報共有 システム)を活用した伝達
- エ 放送による通知

市長は、避難指示、緊急安全確保を発令したとき、又はその通知を受けたときは、市政記者クラブ加盟の放送事業者にテレビ、ラジオ等による放送を要請するものとします。

オ 市ホームページ、フェイスブック等のSNS、ケーブルテレビ(データ放送を含みます。)、コミュニティFMを活用した伝達

(資料編 2-12) 災害時緊急放送の協力に関する協定書

カ 巡回による伝達

消防署、消防団等により管轄区域を巡回し、サイレン・マイク等を利用して伝達します。 また、特に緊急を要するときは各家庭を戸別に訪問し伝達します。

- キ 広報車等による伝達
- 3 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設への情報提供(本部事務局)

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設において、当該施設の利用者の 災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対し、避難指示等の情報 を防災行政無線、登録制メール(県防災情報メール)や緊急速報メールの配信、Lアラート(災 害情報共有システム)電話・FAX等を活用し、的確に伝達するものとします。

(資料編 5-15、16) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下施設一覧

(資料編 5-17) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

第5 避難誘導

警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織の単位ごとに避難誘導を実施するものとします。特に、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとします。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定します。

なお、消防職員・団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努めます。

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとします。

第6 避難の方法

1 避難の順序

避難のため立退きの誘導に当たっては、警察等の防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、 自治会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配 慮者の避難を優先します。本市においては住民の避難が円滑かつ適切に行えるよう、地域コミュ ニティ協議会等において、避難方法について自治会、自主防災組織、さらには広報紙、ホームペ ージ等の広報媒体を通じて指導するものとします。

2 移送の方法

避難のための立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とします。 ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両、舟艇等によって 行うものとします。

3 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、市は県本部及び 隣接市町に避難者移送の要請をするものとします。

4 携帯品の制限

避難誘導者は、避難のための立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜、指導するものとします。

第7 指定避難所の開設及び運営

- 1 指定避難所の開設
 - (1) 気象状況及び予報を総合的に勘案し、段階的にコミュニティセンター、教育施設等を指定 避難所として開設します。又は、災害に備えた住民から自主避難の申し出があった場合に開設 します。また、要配慮者(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者) のため福祉避難所を開設するものとします。

災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとします。

(2) 指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定 避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとします。特定の指定避難所に避難者が集中し、 収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難 所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとします。また、直ちに開設の日時、 場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとします。避難所を開設する場合には、あらか じめ施設の安全性を確認するものとします。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとします。

- (3) 避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難指示者が行い、誘導に際して、被災者の移送で、救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき市長が実施し、同法の適用を受けない災害にあっては、市独自の応急対策として市長が実施するものとします。
- (4) 指定避難所施設は、原則として資料編のとおりとします。指定避難所施設管理者へは、あ

らかじめ市長からその旨通知しておくものとします。

- (5) 災害が発生し、予定した指定避難所が使用できなくなった場合若しくは、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合には、速やかに他の適地において指定避難所を開設するものとします。また、市において指定避難所を開設することができないときで、隣接市町内の施設を利用し、他市町において開設することが適当な場合、災害対策本部は、県本部に対して開設を要請するものとします。ただし、急迫し、前記手続をとるいとまのないときは、隣接市町本部に直接要請し、その応援を得て開設するものとします。
- (6) 被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容 するスペースを確保するよう努めるものとします。
- (7) 要配慮者に配慮して、指定避難所の一部に一定の配慮がなされた部屋やエリアを確保し、 指定避難所福祉エリアを開設します。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住 宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとしま す。

(資料編 9-1) 指定避難所・指定緊急避難場所

2 指定避難所の運営

- (1) 警察官、地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営します。そ の際には、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営を行うととも に、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作 成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に 移行できるよう、その立ち上げを支援します。この際、避難生活支援に関与する知見やノウハ ウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよ う留意します。
- (2) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとします。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

特に、要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分に配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等との連携を図るものとします。また、身体介護や健康相談等必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、指定福祉避難所を開設し、入所が適切と判断した場合は順次移送します。

- (3) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとします。
- (4) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、 仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとします。
- (5) 市長は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に 留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事や 水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めます。また、民生委員・児童委員、 福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について提供します。
- (6) 指定避難所には、初動段階から本市職員(災害時指定職員)を配置し、施設管理者等と連携を図り、運営を適正かつ公平に実施するものとします。
- (7) 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努めます。さらに、指定避難所の安全の確保

と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとします。

(8) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとします。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとします。

(9) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとします。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとします。また、指定避難所における性的少数者に配慮するよう努めるものとします。

- (10) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとします。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとします。
- (11) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとします。
- 3 職員の配置

指定避難所を開設するときは、各指定避難所に職員を配置し、指定避難所の管理及び避難者の 保護に当たるものとします。

なお、職員は、次の各種記録を備え付け、整理するものとします。

- (1) 避難者カード(第13号様式)
- (2) 避難所入所記録簿(市民用)(第14号様式)
- (3) 避難所入所記録簿(市民外用)(第15号様式)
- (4) 物品供給要請書(第16号様式)
- (5) 物品受払い簿(第17号様式)
- (6) 避難所日誌(第18号様式)
- 4 指定避難所設置状況の報告

市長は、指定避難所を設置したときは、その旨を公示し、直ちに知事に次の事項を報告するものとします。

- (1) 指定避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- 5 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。
 - (1) 避難所設置及び収容状況(第11号様式)
 - (2) 救助の種目別物資受払状況(第12号様式)
 - (3) 避難所設置に要した支払証拠書類
 - (4) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第8 指定避難所外避難者等への配慮

やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避 難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービ スの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとします。 県は、本市が行う避難所外避難者の状況調査に協力するものとします。また、本市からの要請に 基づき、関係機関に支援を要請するものとします。

第9 広域避難

- 1 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、本市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。
- 2 本市から協議要求があった場合、県は、他の都道府県と協議を行うものとします。
- 3 本市から求めがあった場合には、県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとします。
- 4 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて も定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定して おくよう努めるものとします。

第10 広域一時滯在

災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができます。

第15節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、応急的に炊出し等による食料の供給を行います。

主な実施担当課:危機管理課、産業振興課、農林水産課

ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 実施体制

1 給食の実施者

給食は、市長が実施するものとします。

2 給食の供給対象者

給食の供給対象者は、次の者とします。

- (1) 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事ができない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- (2) 災害救助法が適用されない場合の被災者
- (3) 災害応急対策に従事する者
- 3 供給する食品の品目
 - (1) 給食は、精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等のほか、必要に応じて缶詰、漬け物、野菜等を供給するものとします。

また、味噌、醤油、食塩等の調味料についても供給するよう配慮します。

- (2) 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給します。
- (3) 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給します。
- (4) 飲料水 (ペットボトル等)
- 4 災害救助法適用時の給食実施期間
 - (1) 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害救助法施行細則(昭和39年香川県規則第9号)に定める基準により、災害発生の日から7日以内とします。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給します。市長は、災害が大規模で基準内の期間で炊出しその他による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、知事に期間延長について内閣総理大臣あて特別基準の適用申請を行うよう要請することができます。
- 5 給食基準
 - (1) 被災者に対し、炊出しによる給食を行う場合 1人1食当たり 精米換算200グラム以内
 - (2) 災害救助従事者に対し、炊出しによる給食を行う場合 1人1食当たり 精米換算300グラム以内
- 6 費用の基準

炊出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日1,230円以内とします。1日とは、時間による1日でなく食数で計算する。

- 7 経費の負担区分
 - (1) 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内) 県負担
 - (2) その他の場合

市負担

第2 食料の調達

- 1 平常時における緊急食料の調達に係る措置
 - (1) 農林水産省

緊急食料のうち県内で調達できない量(米穀、乾パン等)の調達及びあっせんの準備

(2) 高松市

災害時において、緊急食料が円滑に確保されるよう平常時から次の措置を行うものとします。 また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物 アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとします。

- ア 被災者及び避難者に対し、災害発生時から物資の流通が回復するまでの間の初期対応として、迅速に生活援助物資の供給を図るため、別途定める「災害時緊急物資備蓄計画」に基づ く備蓄の実施
- イ 市内における緊急に必要な食料の在庫状況等の定期的な調査の実施
- ウ 緊急食料の保有者との供給協定の締結
- エ 緊急食料の集積場所の選定
- オ 市民が実施する緊急食料の確保対策の指導
- (3) 市民

災害時に最低でも3日分、できれば1週間分程度の生活が維持できる緊急食料の確保・備蓄に努めます。

2 食料の調達

(1) 農林水産省

知事又は市長から要請があったときは、米穀及び乾パンの応急売却措置を講じます。

- (2) 高松市
 - ア 市長は、災害時における給食対象者に対して供給する食料の円滑な確保のため、原則として、あらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達に努めるとともに、必要に応じ、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、次の事項を示して県に対して調達又はあっせんを要請します。
 - (ア) 調達又はあっせんを必要とする理由
 - (イ) 必要な緊急食料の品目及び数量
 - (ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡責任者
 - (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - (力) 経費負担区分
 - (キ) その他参考となる事項
 - イ 協定先業者の取扱食料在庫量(供給可能量)を直ちに把握します。
 - ウ 二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保します。
 - エ 物資の集積配分作業を円滑に行うため、食料の集積場所には必要に応じて本市職員を派遣 します。
 - オ 緊急食料の輸送は、事情の許す限り、当該緊急食料の調達先に依頼します。ただし、当該 緊急食料調達先に依頼できない場合は、輸送計画の定めるところにより輸送します。

第3 炊出しの実施及び食料の配分

- 1 炊出しの実施
 - (1) 市長は、平常時にあらかじめ炊出しの実施場所として、学校等の避難場所のほか、適当な場所を定めておくものとします。
 - (2) 市長は、平常時から自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、炊出しについての協力体制の確立に努めるものとします。
 - (3) 市長は、指定避難所又はその近くの適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字 奉仕団等の協力を得て、迅速・正確・公平に炊出し及び食料の配分を行います。
 - (4) 市長は、本市職員、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等による炊出しの実施が困難な場合は、県に対し、応援を要請することができます。

2 燃料の確保

- (1) 高松市
 - ア 市長は、炊出しに必要なプロパンガス、ガス器具等の支給又はあっせんを行います。
 - イ 市長は、炊出しに必要なプロパンガス、ガス器具等の調達の調整ができないときは、次の 事項を示して知事にこれらの調達のあっせんを要請します。
 - (ア) 必要なプロパンガスの量
 - (イ) 必要なガス器具等の種類及び個数
- (2) 市民及び自主防災組織

地域内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス、ガス器具等を確保するものとします。

なお、整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。

- ア 炊出し給与状況 (第24号様式)
- イ 食料現品給与簿(第25号様式)
- ウ 炊出し用物品借用簿(第26号様式)
- エ 炊出し、その他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類
- オ 炊出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類
- 3 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとします。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとします。

第16節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、あらかじめ災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法等を調査、計画し、最小限必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する措置をとるものとします。

主な実施担当課等: 危機管理課、香川県広域水道企業団

ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、市と水道事業者が協力して実施するものとします。ただし、 災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事が行いますが、市長が知事から委任を受 けた場合においては、市と水道事業者が行います。

なお、指定避難所への応急飲料水の供給は主に市が行うこととし、その他の応急飲料水の供給は主に水道事業者が行うこととします。

第2 飲料水の確保

被災地等において飲料水が確保できないときは、災害の規模、場所等により異なりますが、おおむね次の方法によって飲料水を確保するものとします。

- 1 備蓄している飲料水、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から調達した飲料水を運搬します。
- 2 被災地に近い浄水場及び配水池等から、給水車又は容器(応急給水袋、ポリタンク等)により 運搬します。
- 3 飲料水が汚染したと認められるときは、当該飲料水を供給する施設の管理者は、速やかに給水の停止、水質検査、関係者への周知等の必要な措置をとるとともに、汚染原因の特定、除去及び 浄化等を行い、早期の給水再開に努めます。

第3 飲料水供給の基準

1 対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない地域に居住している者。ただし、自力で近隣において確保できるとき、又は自力で確保できるようになったときは、対象から除くものとします。

- 2 給水量
 - (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とします。
 - (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定めます。

第4 給水の実施

- 1 市は、次に掲げる給水活動及び水道事業者の給水活動が円滑に実施されるために必要な措置を行います。
 - (1) 備蓄している飲料水、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から調達した飲料水を指定避難所へ運搬し、被災者に供給します。
 - (2) 市の被害状況のほか、指定避難所の開設状況及び避難者数等の情報を水道事業者に提供するとともに、水道事業者が給水拠点を設置するための市有地並びに資機材及び物資の提供など、必要な協力を行います。
 - (3) 水道事業者が行う給水活動に対し、自主防災組織、コミュニティ協議会、赤十字奉仕団、ボランティア等の各種団体の協力を得るよう努めます。
 - (4) 水道事業者に対し、飲料水の確保及び供給に係る衛生面や安全給水に関する情報提供等を

行います。また、水道事業者と協力して、自ら飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を 広報します。

- 2 水道事業者は、次の給水活動を行います。
 - (1) 水道施設に被害がない場合は、給水先の被害状況を調査して、水道水の供給を継続します。
 - (2) 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給します。
 - (3) 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行います。このとき、自主防災組織、コミュニティ協議会、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得るよう努めます。
 - (4) 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行います。
 - (5) 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水道協会香川県支部に対して、応援を要請します。
- 3 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとします。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとします。

第5 供給期間

災害救助法による供給期間は、災害発生の日から7日以内とします。ただし、やむを得ない場合には、厚生労働大臣の承認を得て期間延長することができます。

第17節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品 等の生活必需品の供給を行います。

主な実施担当課:危機管理課

ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 実施責任者

- 1 被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給計画の樹立及び実施は、市長が行い、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請します。ただし、災害救助法を適用した場合の被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、知事が行いますが、災害の状況に応じ、知事は職務の一部を市長に委任して行うことがあります。
- 2 県は一次(広域)物資拠点を、市は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所まで の輸送体制を確保するものとします。
- 3 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとします。

第2 災害救助法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

災害によって住家に被害を受け、又は全島遭難等により日常生活に欠くことのできない被服、寝 具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、しかも物資の販売機構の混乱等により、これ らの家財を直ちに入手することができない者に対して、一時の急場をしのぐ程度の物資を給与又は 貸与し、応急的な保護の措置をとるものとします。

第3 対象者

- 1 災害により住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、 直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 2 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

第4 給与又は貸与の方法

- 1 衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は、冬季、夏季、それぞれについて世帯構成員 別被害状況に基づいた救急物資購入配分計画表により、自主防災組織や防災ボランティア等の協 力を得て、被災者等に対し被害別及び世帯の構成員数に応じ、行うものとします。
- (注) 1 商品券等を交付し、商店から受領させる等の方法は認めません。
 - 2 救急物資とその他の義援物資とは、明確に区分すること。
 - 3 被服、寝具その他の生活必需品として認められる品目の基準
- (1) 寝具 就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
- (2) 外衣 普通着で作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 身の回り品 タオル、履物、傘等
- (5) 炊事道具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、生理用品等

- (8) 光熱材料 マッチ、懐中電灯、燃料等
- 2 生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請します。
- 3 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとします。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとします。

第5 経費の負担区分

- 1 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内) ……県負担
- 2 その他の場合………市負担

第6 給与又は貸与の期間

災害救助法による適用は、最終的に物資が被災者の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から10日以内とします。ただし、やむを得ない場合には、厚生労働大臣の承認を得て期間延長することができます。

第7 調達物資集積場所

物資(被服、寝具等)、生活必需品等の確保及び購入は、原則として本市及び県が行います。 物資の集積場所は、本市及び県があらかじめ指定した場所とします。

第8 物資の輸送

- 1 通常の陸上輸送は、市有各車両を動員し、なお不足するときは民間輸送業者の貨物自動車によるものとします。
- 2 通常の海上輸送は、民間船舶によるものとします。

第9 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。

- 1 物資購入(配分)計画表(第28号様式)
- 2 物資の給与状況 (第29号様式)
- 3 物資購入関係支払証拠書類

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症(食中毒を含みます。)の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を 良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行います。

主な実施担当課:保健医療政策課、感染症対策課、生活衛生課、健康づくり推進課、みんなの病 院医事課

第1 防疫体制

1 防疫班の編成

感染症が発生した場合は、健康福祉局の一部をもって防疫班を次のとおり編成し、必要に応じ 直ちに出動します。

πĬŤ	防	疫 班 定	数	1日当たりの処理能力
班	担当職員	保健師	計	疫学調査
1	3 人	4 人	7 人	10 世帯 30 人
2	3	4	7	10 30

- (注) 防疫担当職員は消毒及び衛生害虫等の駆除の実施を、保健師は疫学調査をそれぞれ担当します。
 - 2 動力用防疫機具の現況

名称	台数	型式及び性能
動力噴霧器	1 台	軽四輪車搭載2.5kW

3 防疫業務の実施方法

防疫業務区分	実 施 方 法
消毒及び衛生害虫等の駆除	被災地区を対象として行い、実施状況について詳細に県へ報告しま
	す。
疫学調査	上記に同じ
健康診断	感染症のまん延のおそれがある場合は、感染症法第 17 条の規定に準
	じ健康診断を実施します。
水質検査及び細菌検査	生活衛生課及びみんなの病院において、必要に応じ随時行います。
臨時の感染症病床の設置	必要と認めた場合は関係機関と協議して設置します。

- 4 災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努めます。
- 5 感染症予防のため、防疫活動を実施するものとします。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努めます。
- 6 防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、協定先(一般社団法人 香川県ペストコントロール協会)や他の市町又は県に応援を要請します。
- 7 災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、 発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。さら に、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局と防災担当部局は、 避難所の運営に必要な情報を共有するものとします。

第2 保健衛生対策

- 1 心と身体の健康相談等
 - (1) 医療機関や関係団体等と密接連絡を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者及び以下の要配慮者等に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行います。また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、県に対して応援要請を行います。
 - ・精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
 - ・子供、妊産婦、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
 - ・被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

- ・ボランティアなど救護活動に従事している者
- その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- (2) 指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努めます。

2 栄養相談等

栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行います。また、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、県に対して応援要請を行います。

栄養相談・指導の内容は、次のとおりです。

- ・乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導
- ・在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ・感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ・被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ・その他必要な栄養相談・指導

第3 食品衛生対策

本市は、県や(公社)香川県食品衛生協会の食品衛生指導員の協力を得て、次の業務を行います。

- 1 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行います。
 - ・ 救援食品の衛生的取扱い
 - ・食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ・配布された弁当等の適切な保管(通風のよい冷暗所等)と早期喫食(消費期限を過ぎた弁当等 は速やかに廃棄)
 - ・手洗い、器具・容器等の消毒の励行

第19節 廃棄物処理計画

本市の災害廃棄物処理計画に基づき、災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ります。

主な実施担当課:環境総務課、ゼロカーボンシティ推進課、環境指導課、環境業務課、環境施設 対策課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター、衛生センター

第1 処理体制

- 1 一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の 処理を適正に行います。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める 場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど して、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとします。
- 2 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理 活動に協力するものとします。
- 3 被災した産業廃棄物処理施設の被害状況等について把握し、必要に応じて他の都道府県や関係 団体と連携を取り、広域的処理を含め、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう事業者に対し調 整及び指導監督を行います。

第2 災害廃棄物処理

非常災害により生じた災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理します。

また、災害廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等により、その減量が図られるよう、適切な配慮を行います。

1 災害廃棄物処理実行計画

発災後、具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」といいます。)を早急に策定します。

2 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬については、原則として、直営・委託業者・協定を締結した団体等により行いますが、必要に応じて、県・他市町村・許可業者等の協力を得て行うものとします。

3 仮置場

仮置場の選定に当たっては、被災状況に応じて、できるだけ市民への負担が少なく、災害廃棄物が円滑に処理できるよう、安全性と効率性を踏まえて選定します。

4 選別・中間処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場で分別してから仮置場に搬入し、仮置場において、組成別に選別し、保管します。

なお、リサイクル可能なものは、再資源化を行う業者に、危険物等については、それぞれの専 門業者に引渡し、適正に処理します。

第3 し尿処理

被災者からの申し出により、台風、大雨等に伴う浸水により、貯留限度に達した便槽を有する世帯に対し、許可業者がし尿の収集運搬を行い、衛生センターに搬入し、迅速かつ衛生的に処理します。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整します。指定避難所への仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬については、「災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書」に基づき、高松市清掃業者連合会に協力要請を行い、対応します。

その際、市域全体の被害状況を正確に把握し、住民生活に支障のないように、速やかに協力を要

請し、市民の公衆衛生の維持管理に努めます。

なお、指定避難所等から発生した、使用済みの簡易トイレ及び凝固剤により凝固したし尿は、ご みとして処理します。

1 し尿収集許可業者

(資料編 11-5) し尿収集許可業者

2 し尿処理施設の現況

(資料編 11-6) し尿処理施設の現況

第4 産業廃棄物処理

- 1 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)は、事業者の責任において自己処理し、又は他の 産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとします。
- 2 本市及び事業者から要請があった場合、県は、産業廃棄物の処理について、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行います。

第5 住民への周知

災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理 支援員制度(人材バンク)、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組 等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとします。

第6 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとします。 また、石綿の飛散防止のため、解体前に石綿について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図ります。

第20節 遺体の捜索、処置及び埋葬計画

災害により死亡した者の遺体の捜索、災害の際に、死亡した者に対する遺体の処置及び埋葬又は 火葬 (原則として火葬。以下「埋葬」といいます。) は次により行います。

主な実施担当課:市民やすらぎ課、みんなの病院、消防局消防防災課 ただし、災害救助法の適用を受ける場合は、第3章第9節「災害救助法適用計 画」に基づき、健康福祉総務課を含みます。

第1 実施責任者

災害の際死亡した者の遺体の捜索、処理及び埋葬の実施は市長が行います。ただし、市のみでは 困難な場合は、県又は他の市町及びあらかじめ支援協力の協定を締結した民間業者、その他関係機 関に応援を要請するものとします。

災害救助法を適用した場合にあっても、市長は知事の委任を受けてこれを行います。

第2 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると 推定される者に対して、警察、高松海上保安部等の協力を得て、捜索に必要な舟艇その他の機械器 具を借り上げるなどにより速やかに実施するものとします。

1 捜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者

2 捜索の方法

消防局及び消防団において、警察等関係機関と連携をとり実施するものとします。ただし、被 災その他の条件により、市のみで実施できないときは、県本部に応援の要請をするものとします。 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとします。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持ち物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- (4) その他必要な事項
- 3 捜索の費用
 - (1) 借上費(弁艇その他の捜索に直接必要な機械及び器具の借上費又は購入費の実費)
 - (2) 修繕費(捜索に使用した機械及び器具の修繕費の実費)
 - (3) 燃料費等(機械、器具及び照明等を使用するために必要な燃料費等)
- 4 捜索期間

災害救助法の適用は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、やむを得ない場合には、 厚生労働大臣の承認を得て期間延長することができます。

第3 遺体の処置

災害により社会混乱を来し、遺族等が遺体の処置を出来ない場合は、市が遺体識別等のための洗 浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置又は一時保存、検案を実施します。

- 1 遺体処置の内容
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置:遺体識別のための処置として行います。
 - (2) 遺体の安置:遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所に集めて埋葬の処置をするまで安置します。

(資料編 11-1) 遺体の安置場所

(3) 遺体の一時保存: 死亡者が多数である等の理由により、遺体の安置場所が足りない場合において、公共施設等に一時保存場所を開設し、埋葬の処置をするまで保存します。

(資料編 11-2) 遺体の一時保存場所

- (4) 検案:遺体についての死因その他について医学的検査をします。
- 2 遺体処置の方法

遺体の処置は、市民政策局及び病院局において実施するものとします。

- 3 処置に要する費用
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置1体当たり3,500円以内
 - (2) 遺体の安置又は一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬ができない場合等においては、公共施設等に遺体の収容所を開設し、遺体を安置又は一時保存します。 また、遺体の安置場所及び一時保存場所が利用できない等、他に収容所を開設する必要がある場合は、既存建物以外の建物を借り上げる等して対応します。

ア 既存建物を利用するとき、借上実費

イ 既存建物を利用できないとき、1体当たり5,500円以内 この場合、遺体の一時保存のためドライアイスの購入等が必要なときは、通常の実費を加 算できます。

(3) 検案

医療班によるものを原則とし、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とします。

4 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、災害による社会混乱等のため、遺族等により行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合、市が遺族等に代わって行います。

5 埋葬の方法

遺体の埋葬は、市民政策局において実施し、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、納骨等の役務提供を行うものとします。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引き渡します。なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとします。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬します。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、 埋葬します。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての 取扱いによります。

第4 埋葬を行う場合の基準

- 1 災害の混乱時に死亡した者であること。(災害の発生時に死亡した者で、葬祭の終っていない者を含みます。)
- 2 災害のため、次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - (1) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
 - (2) 墓地、火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
 - (3) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手が困難な場合
 - (4) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合
- 3 埋葬の費用
 - (1) 大人(12歳以上) 1体当たり 219,100円以内(賃金、輸送費を含みます。)
 - (2) 小人(12歳未満) 1体当たり 175,200円以内(賃金、輸送費を含みます。) (注) 埋葬に当たっての供花代、読経代、酒代等は含まないものとします。
- 4 埋葬期間

災害救助法の適用は、災害発生の日から10日以内とします。

5 経費の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合 (限度額内) …………県負担
- (2) その他の場合………市負担
- 6 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。
 - (1) 遺体捜索用関係支払証拠書類
 - (2) 遺体処置台帳(第31号様式)
 - (3) 遺体処置費支払関係証拠書類
 - (4) 埋葬台帳(第32号様式)
 - (5) 埋葬費支払関係証拠書類

第21節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や県が借り上げた民間賃貸住宅等の情報を提供し、入居に際しての利便を図ります。 また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行います。

なお、「災害救助法」が適用された場合は、原則として知事が行います。

主な実施担当課:健康福祉総務課、市営住宅課

第1 応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、一時的に供与するため、応急仮設住宅を設置するものとします。

1 災害救助法による応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、知事(権限を委任された場合は市長)が行い、原則として軽量鉄骨組立て方式による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、その設置のために支出する費用は一戸当たり6,775,000円以内とします。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができます。また、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができます。

2 設置予定場所

設置予定場所の選定に当たっては、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、公共用地から優先して選定します。この場合、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上良好な場所を選定するものとします。また、相当数の世帯が集団的に居住するときは、その交通の利便性、教育の問題等を考慮するものとします。

なお、選定した場所を県本部長に報告するものとします。

- 3 設置予定数及び建築着工時期
 - (1) 設置予定数

全壊、全焼及び流失世帯数の合計数の3割の範囲内としますが、既往災害を考慮して、災害 応急住宅の建築予定数を定めるものとします。

(2) 建設着工時期

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとします。

4 応急仮設住宅の入居対象者

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できません。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者
- 5 入居者の選考及び供与期間
 - (1) 入居者の選考

ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十 分配慮するものとします。

また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の生活者の多様な意見を反映できるよう配慮するものとします。 なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとします。

イ 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞くなど、被災者 の生活条件を十分調査の上、決定するものとします。 なお、入居者の決定は、災害救助法第30条の規定により、市長にその権限を委任した場合を除き知事が決定しますが、入居者の選考については、市長が補助するものとします。

(2) 供与期間

応急仮設住宅として、被災者に供与する期間は、竣工後2年以内とします。

第2 住宅の応急修理

災害により、住家が半壊若しくは半焼の被害又はそれに準ずる被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限度の補修を行うものとします。

- 1 災害救助法による住宅の応急修理
 - (1) 住宅の応急修理は、知事(権限を委任された場合は市長)が現物を持って行い、修理の箇所は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない部分で、一世帯当たりの費用は、半壊又は半焼した住宅は706,000円以内、半壊又は半焼に準ずる被害を受けた住宅は343,000円以内とします。
 - (2) 応急修理は、原則として災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内)に完了するものとします。
 - (3) 修理戸数は、半壊及び半焼世帯数の3割以内とします。ただし、やむを得ない場合は、他の市町相互間において修理戸数の融通を行います。
- 2 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理(以下、「緊急の修理」といいます。) は、 住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害 が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、 ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急 の修理を行うことを目的とし、一世帯当たりの費用は、50,000円以内とします。
 - (2) 緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

第3 障害物の除去

災害により、土石、竹木等の障害物が居室、炊事場等日常生活に欠くことができない場所に運び 込まれ、それを除去する以外に居住の方法のない状態にあり、かつ自らの資力をもっては、当該障 害物を除去することができない者に対し、必要最小限度の日常生活ができるよう障害物の除去の措 置をとるものとします。

1 災害救助法による障害物の除去

障害物の除去は現物給付をもって、必要最小限度の日常生活が営めるよう状態にするものとします。

1世帯当たりの平均が138,700円以内(ロープ、スコップ、その他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費)

2 除去の実施期間

原則として、災害発生の日から10日以内とします。 (整備保存すべき帳簿・・・障害物除去の状況・・・第42号様式)

第4 公営住宅の特例使用

被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができます(行政財産の目的外使用許可手続によります。)。

第5 経費の負担区分

- 1 災害救助法の適用を受けた場合(限度額内) …………県負担

第6 住家復旧計画

1 自力復旧

自力で復旧する者に対しては、必要資材のあっせんに努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融支援機構の住宅復旧資金の貸付制度(災害復興住宅資金の貸付及び個人住宅災害特別貸付)を利用するよう罹災者を指導します。

2 公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第8条の公営住宅を建設します。

第7 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとします。

- 1 応急仮設住宅(入居)申込者名簿(第43号様式)
- 2 応急仮設住宅台帳(第44号様式)
- 3 住宅応急修理記録簿(第45号様式)
- 4 応急仮設用敷地貸借契約書
- 5 応急仮設住宅建築のための原材料等購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 6 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類
 - (注) 直営工事の場合は、このほか工事材料受払簿、大工・作業員等の出納簿、輸送簿を整理 しておくものとします。

第22節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、警察本部、高松海上保安部

第1 陸上における防犯

本市は、被災後の被災地域での犯罪等の予防、警戒について、警察本部と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとします。

第2 海上における防犯

本市は、高松海上保安部に対し、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うよう依頼します。

第23節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行います。

主な実施担当課:文化財課、美術館美術課、教育局総務課、学校教育課、保健体育課、生涯学習 課、中央図書館、高松第一高等学校

第1 児童生徒等の安全確保

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、教育委員会は情報収集に努め、所管する学校 に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行います。
- 2 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとします。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、教育委員会等に報告します。

(2) 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安 否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業 等適切な措置を講じます。

第2 学校施設・設備の応急措置

- 1 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告します。
- 2 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を 講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行います。
- 3 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとします。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができます。

第3 応急教育の実施

- 1 応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行います。
- 2 校長等は、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を早期に再開します。
 - (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行います。
 - (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、 指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにします。
 - (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう 努めます。
 - (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域 の公共施設等を利用した分散授業を行います。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業 を行います。

- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努めます。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に 努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行います。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努めます。

第4 就学援助等

1 授業料の減免等

被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じます。

2 学用品の給与

災害救助法が適用され、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた場合は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとします。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとします。

3 学校給食の実施

指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行います。

第5 学校以外の教育機関等の応急措置

- 1 館長等は、災害が発生したとき、又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めます。
- 2 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告します。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じます。
- 3 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとします。

第6 文化財の保護

1 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡します。

2 被害状況の調査

被害状況の調査は、市教育委員会が行います。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行います。

3 復旧対策

県教育委員会は、市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を 行います。

第7 埋蔵文化財対策

市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧 に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告します。

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものですので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行います。

主な実施担当課:環境総務課、環境指導課、農林水産課、道路管理課、南部土木センター、河港 課、公園緑地課、みんなの病院、市民病院塩江分院

第1 道路施設

本市が管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先します。

第2 河川管理施設

本市が管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行います。

第3 港湾及び漁港施設

本市が管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行います。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行います。

第4 海岸保全施設

本市が管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行います。

第5 治山・林道施設

本市が管理する治山・林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行います。

第6 公園施設

本市が管理する公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行います。

第7 病院、社会福祉施設等公共施設

本市が所管する病院、社会福祉施設等公共施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行います。

第8 廃棄物処理施設

- 1 災害による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行います。
- 2 県又は本市は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行います。

3 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次 災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行います。

第9 海域関連施設

県は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、 処理できるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行います。

第10 産業施設

本市が管理する産業施設(卸売市場、食肉センター等)について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行うとともに、物流の回復に努めます。

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものですので、 災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行います。

主な実施担当課等:下水道整備課、下水道施設課、香川県広域水道企業団、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)

第1 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び市災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、 相互協力により円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

1 本市災害対策本部への連絡

各関係機関は、本市災害対策本部事務局総務班に対し、次に揚げる事項について適宜連絡を行います。

- (1) 各関係機関の施設の被害状況
- (2) 各関係機関における応急対策の状況
- (3) 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し
- 2 本市災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

本市は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策等について協議し、その実施の円滑化を図ります。

3 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合等、情報の一元化のために必要と思われるときは本市災害対策本部事務局総務班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。

なお、総務班は各関係機関から通知を受けた場合、市民に対して速やかに広報を行います。

第2 水道施設

機関名	所在地連絡先	
香川県広域水道企業団	古松古采町二丁日 0 釆 1 5旦	電話 087-839-2711
高松ブロック統括センター	高松市番町一丁目8番15号	FAX 087-839-2710

- 1 水道事業者は、災害が発生したとき、管理する水道施設について早急に調査を行い、各施設 (貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等)の被害状況を把握したうえで、二次災害の発生 防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、市及び関係機関等に状 況を報告します。
 - (1) 貯水池の堰堤及び配水池の側壁等にき裂、崩落等の被害が生じたときは、必要に応じて貯留水の緊急排水を行います。
 - (2) 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水又は導水の停止若しくは減量を行います。
 - (3) 導・送・配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行います。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行います。
 - (4) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、止水栓又は仕切弁により閉栓します。
- 2 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行います。
 - (1) 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行います。
 - (2) 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やか

に復旧を行います。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行います。

- (3) 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水 施設等の運用状況等を考慮して、断水解消のために最も有効な管路から順次復旧します。また、 資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等での仮 復旧を行います。
- (4) 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合等においては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努めます。
- 3 市は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力します。
- 4 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとします。

第3 下水道施設

下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する下水道施設について早急に調査を行い、被害状況を把握した上で、適切な応急復旧を行います。

- 1 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先します。
- 2 管きょが被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、防護柵等を設置して道路交通への危険を回避します。また、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行います。
- 3 ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行うとともに、自家発電設備等を運転して機能の維持及び復旧に努めます。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して安全を確認します。なお、これらの施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じます。
- 4 復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとします。

第4 電気施設

機関名	所在地	連絡先
四国電力(株)香川支店	高松市室新町 973-1	電話 087-840-0801
		FAX 087-840-0803
四国電力送配電(株)高松支	高松市室新町 973-1	電話 087-840-0808
社		FAX 087-840-0871
【国分寺町】		
四国電力送配電(株)坂出事	坂出市室町2丁目4-15	電話 0877-44-4161
業所		FAX 0877-45-3138

- 1 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、 病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行 います。
- 2 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知します。
 - ・垂れ下がった電線には、絶対にさわらないこと。
 - ・避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切ること。
 - ・屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行うこと。
- 3 災害時においても、原則として電気の供給を継続しますが、強風、浸水等により危険と認めら

れるとき、二次災害の危険が予想されるとき、又は警察、消防機関等から要請があったときは、 送電停止等適切な危険予防措置を講じます。

第5 都市ガス施設

機関名	所在地	連絡先	
四国ガス(株)高松支店	高松市松福町一丁目13-30	電話 087-821-8146 FAX 087-821-8140	

- 1 ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行います。
- 2 ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係 機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じます。
- 3 ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安、ガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知します。

第6 電気通信施設

機関名		所在地	連絡先	
西日本電信電話(株)香川支店 設備部 (株)NTT フィールドテクノ 香川設備部 災害対策担当		高松市勅使町720-1	電話 FAX	087-867-6502 087-868-9916

- 1 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行います。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行います。
- 2 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要 に応じて次の措置を講じます。
 - (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じます。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じます。
 - (3) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱います。
 - (4) 災害救助法が適用されたときなどは、避難所に臨時公衆電話の設置に努めます。
- 3 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行います。
- 4 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとします。

第26節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応 急対策を行います。

主な実施担当課:農林水産課、土地改良課

第1 農業用施設等に対する応急措置

- 1 本市及び土地改良区等は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努めます。
- 2 本市及び土地改良区等は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を 防止して排水機場の保全に努めます。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポ ンプ)により湛水の排除に努めます。
- 3 県、本市及び土地改良区等は、ダム及びため池が増水し、漏水及び溢水のおそれがあるときは、 堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、 下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関にお ける情報共有に努めます。
- 4 本市及び土地改良区等は、取水樋門、立切等操作又は応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じます。

第2 農作物対策計画

- 1 水稲病害虫防除対策
 - (1) 台風等により浸冠水した場合に発生の増加する病害虫は、いもち病、白葉枯病、もみ枯細菌病及びアワヨトウが主体となりますが、これらの病害虫を緊急かつ効率的に防除し、病害虫の発生及びまん延を防止するため、市技術職員、普及指導員、農協技術職員、防除員等と緊密な連携をとりつつ、防除指導の徹底を期するものとします。
 - (2) 農薬の確保

県農協及び県内農薬卸売業者において、自主的に病害虫の異常発生に備えて常時農薬を確保 するよう努めます。

(3) 防除機具の整備

農協、農業生産組織等に対し、保有している防除機具の効果的な活用を図るよう指導するとともに、必要に応じて緊急に機具を購入し、また、県有機具を集中使用し、防除に当たるものとします。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広大で、かつ突発的に発生する病害虫については、必要に応じて共同一斉防除を 行うものとします。

2 災害用種子(稲)の確保

県、市、農業協同組合等は、災害発生時における再播種用種子及び翌年における再生産用種子を貯蔵、確保するとともに、県外からの種子の確保を図るものとします。

- 3 果樹対策
 - (1) 倒伏樹は起こし、根際を十分に固め、支柱を立て、枝葉の剪定を行います。
 - (2) 折損枝は、切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行います。
 - (3) 病害虫の発生、まん延を防ぐため農薬による防除を行います。
 - (4) 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復を図ります。
 - (5) 排水溝の整備を行い、次の災害に備えます。
 - (6) 海岸で潮風害を受けたものは、速やかに樹冠散水を行い、塩分を洗浄します。
- 4 野菜・花き対策
 - (1) 茎葉に付着した土砂を洗い流し、殺菌剤を散布します。

- (2) ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護に努めます。
- (3) 半倒壊したハウスについては、応急修理、補強を行い、その1作について十分収穫を上げ得るよう措置します。
- (4) 排水対策と適正な温度管理に努め、植物の生育助長を図ります。
- (5) その他果樹に準じます。
- 5 特用作物対策

果樹、野菜に準じます。

6 農地に海水が流入した場合の対策

海水が農地に流入し、冠水した場合については、かけ流し潅水や石灰質資材の散布等により、 対応するよう周知するものとします。

第3 家畜対策計画

1 実施者

畜産関係の災害応急対策の実施は、農林水産課が県畜産課と緊密な連絡の下に行うほか、次の 関係機関の協力を求めるものとします。

- (1) 総合センター・支所及び各出張所
- (2) 農業共済組合
- (3) 農業協同組合
- (4) 開業獣医師
- 2 家畜の診療

家畜の診療は、団体及び個人の家畜診療所の獣医師が必要に応じて行いますが、平常時の方法 によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、県家畜保健衛生所の獣医師が 行う診療に協力するものとします。

3 家畜の防疫

家畜伝染病の発生の恐れがあるときは、農林水産課は畜産関係団体等とともに、県が行う家畜 等の消毒、予防注射等の業務に協力します。また、家畜伝染病が発生した時は、県が行う家畜等 の移動を制限する等の防疫措置に協力します。

4 家畜の避難

水害による浸水、山崩れなど災害の発生が予想され、又は発生したために家畜の避難を要する ときは、農林水産課は、県に協力し、畜産関係団体等との連絡を密にし、避難場所、その他につ いて指導するものとします。

5 畜産物の搬出

被災地における牛乳、鶏卵等の生鮮畜産物については、農林水産課は、県、畜産関係団体等とともに、速やかに搬出できるよう指導するものとします。

第4 林産物に対する応急措置

本市は、県が行う種苗生産者及び森林所有者に対する、被災苗木及び森林に対する措置並びに森林所有者に対する風倒木の円滑な搬出及び森林病害虫等の防除等に係る技術指導について支援します。

第5 水産物に対する応急措置

本市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行うとともに、県が行う被害の状況に応じた水産物生産者、団体等の応急対策に係る指導助言を支援します。

第27節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率 的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行います。

主な実施担当課等:男女共同参画・協働推進課、危機管理課、高松災害ボランティア連絡会、高 松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

第1 受入体制の整備

- 1 災害が発生したとき、速やかに高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤 十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等 の提供を行います。
- 2 高松市社会福祉協議会は、被災状況に応じて本市からの要請に基づき災害ボランティアセンターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に実践できるよう支援します。
- 3 ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握します。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの生活環境について配慮するものとします。
- 4 ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行います。
- 5 災害ボランティアセンターからの要請に基づき職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援を行います。

(資料編 12-10) 災害ボランティアセンターの設置候補地

第2 ボランティアの受入方法

- 1 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ態勢が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、関係各課及び香川 県災害ボランティア支援センターに情報提供を行います。
- 2 災害ボランティアセンターは、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動 の広報を行うとともに、高松災害ボランティア連絡会に参加している団体及び個人に協力を呼び かけます。
- 3 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望 する個人及び団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行います。

第3 災害ボランティアセンターの主な役割

- 1 被災地のボランティアニーズの把握
- 2 被災地へのボランティアの派遣
- 3 災害ボランティアの受入れ及び調整
- 4 災害ボランティア活動の情報収集及び提供
- 5 市災害対策本部等との連絡調整
- 6 その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

第4 その他ボランティアへの対応

1 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当

該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行います。

2 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の 災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や 各種の協力要請などを行います。

第28節 要配慮者応急対策計画

災害時において、要配慮者(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)の安全 確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、障がい等の事情から生じる多様なニーズ に十分配慮した応急活動を行います。

主な実施担当課:コミュニティ推進課、地域振興課、危機管理課、健康福祉総務課、障がい福祉 課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども 女性相談課、こども保育教育課、健康づくり推進課、観光交流課、消防局予防 理

第1 避難行動要支援者の対策

- 1 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するほか、県、地域コミュニティ協議会、自治会などの地域支援組織等との連携を図り、当要支援者の安否確認、被災状況の把握に努めます。
- 2 救護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行い、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行います。
- 3 本市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、指定避難所、仮設住宅等で生活している 援護が必要な避難行動要支援者への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サー ビスを早急に開始できるよう努めます。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物 資の提供に努めます。
- 4 本市及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が避難行動要支援者に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保します。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努めます。
- 5 被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思 を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行 います。

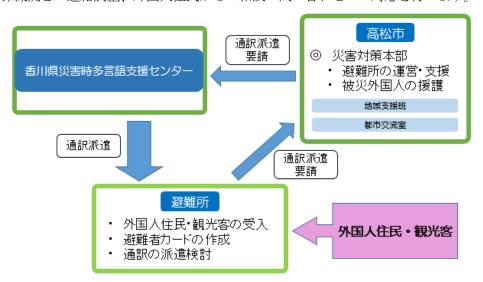
第2 児童等の対策

- 1 本市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童等を発見したときの 保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかけます。
- 2 本市及び県は、被災により保護を必要とする児童等を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行います。
- 3 本市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時 的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に 努めます。

第3 外国人の対策

- 1 災害時において、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、 避難誘導等を行います。
- 2 本市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活 必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行います。情報等の提供に当たっ ては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、 早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配 慮します。
- 3 指定避難所等で、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズ等を把握するものと します。

4 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、市は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行います。



第4 社会福祉施設等の対応

- 1 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められますので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入れを行います。
- 2 本市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保 など、社会福祉施設等の機能維持に努めます。

第5 香川県災害派遣福祉チーム (DWAT)

本市は大規模災害が発生した場合において、必要と判断する場合は、県に対してDWAT の派遣を要請します。

DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行います。

- ・指定避難所等の福祉ニーズ把握
- ・要配慮者のスクリーニング
- ・要配慮者からの相談対応
- ・介護を要する者への応急的な支援
- ・避難環境の整備

(資料編 8) 香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書(様式)

第6 配慮すべき事項

要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとします。

- ・多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- ・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力による避難誘導
- ・条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等、対象者に応じた対応
- ・おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等、食事についての配慮
- ・手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- ・巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- 医療福祉等総合相談窓口の設置

第29節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とは ぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想されます。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確 (スムーズ) に実施できるよう、県及び関係機関、(公社) 香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施します。

主な実施担当課:生活衛生課

第1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努めます。

第2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が 脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関 に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努めます。 災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、県及び 関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図ります。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症 予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、県、(公社)香川県獣医師会、関係機関 及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行います。

また、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努めます。

第4 被災動物救護活動対策

県、(公社) 香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難 した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活 動できるよう協力、支援します。

また、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及 び情報提供を図ります。

第30節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行います。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。

主な実施担当課:危機管理課、土地改良課、河港課、消防局消防防災課

第1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

本市は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化します。

第2 水防活動

- 1 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市町が行う 水防のための活動に協力するものとします。
- 2 河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、本市水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図ります。
- 3 水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、 直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行います。なお、必要に応じ て、委任した民間事業者により水防活動を実施します。
- 4 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、堰、水門等の適切な操作を行います。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行います。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等(ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等)には、県土木事務所等から、直接、市町長等へ情報伝達するホットラインを活用します。
- 5 河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行います。
- 6 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の隣接市町に通報しなければなりません。また、決壊箇所については、県、市町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。
- 7 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

第3 土砂災害防止活動

- 1 土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努めます。
- 2 土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行います。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努めます。
- 3 土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、 必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

第4 風倒木対策

風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じます。

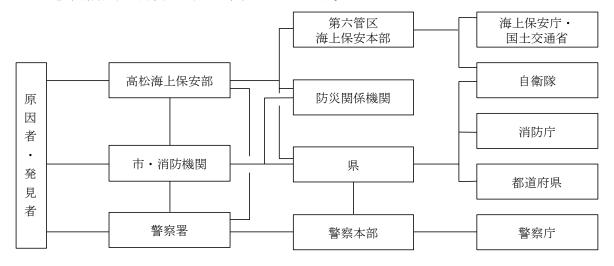
第31節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、 航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、河港課、消防局消防防災課、高松海上保安部

第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりです。



第2 海難等応急対策

- 1 高松海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送に当たります。
- 2 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、高松海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行います。
 - (1) 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - ・河川及び湖沼における船舶
 - (2) 海上保安部が主として消火活動を担当する船舶
 - ・上記以外の船舶
- 3 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じます。

第32節 海上大量流出油等災害対策計画

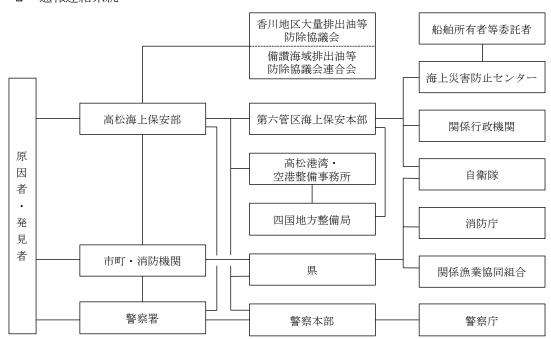
船舶、海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率 的に流出油等の拡散、防除等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、環境指導課、河港課、消防局消防防災課、高松海上保安部

第1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとします。

- 1 通報事項
 - (1) 事故発生又は発見の日時、場所
 - (2) 事故の概要
 - (3) 流出油等の状況(種類、量、範囲等)
 - (4) 現場の気象及び海象
 - (5) その他必要事項
- 2 通報連絡系統



第2 海上大量流出油等応急対策

1 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を 連絡・通報します。

2 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行います。 また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供します。

3 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じます。また、この周知のため、広報活動を行います。

4 その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じます。

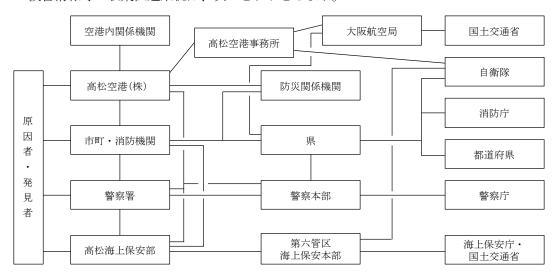
第33節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火 活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、消防局消防防災課、高松空港事務所、高松空港(株)

第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとします。



第2 航空災害応急対策

- 1 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報します。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行います。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を 施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設 置又は手配を行います。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供します。
- 5 災害の規模が大きく、本市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請します。また、 必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

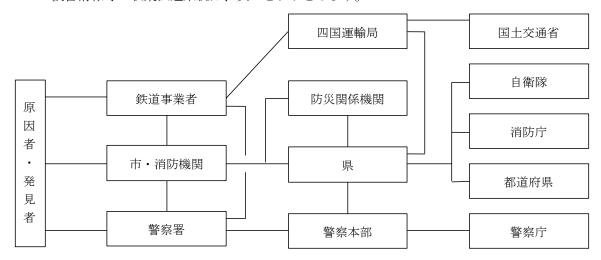
第34節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、消防局消防防災課、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとします。



第2 鉄道災害応急対策

- 1 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報します。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、 救助・救急活動を行います。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を 施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設 置又は手配を行います。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供します。
- 5 災害の規模が大きく、本市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請します。また、 必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

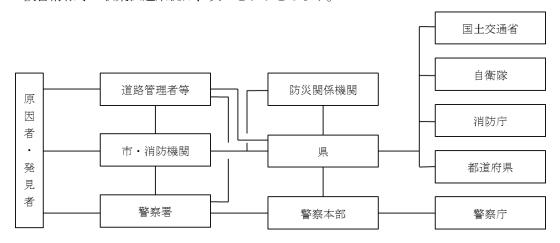
第35節 道路災害対策計画

トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を 確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、道路管理課、南部土木センター、消防局消防防災課、西日本高 速道路(株)四国支社

第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとします。



第2 道路管理者等の応急対策

- 1 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方 整備局、県、警察等に連絡します。
- 2 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限、 迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じます。
- 3 県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力します。
- 4 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 5 災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)、施設の復旧状況等の情報 を適切に関係者等へ伝達します。

第3 道路災害応急対策

- 1 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報します。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、 救助・救急活動を行います。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を 施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設 置又は手配を行います。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供します。
- 5 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等 の防除活動を行います。
- 6 災害の規模が大きく、本市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請します。また、 必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

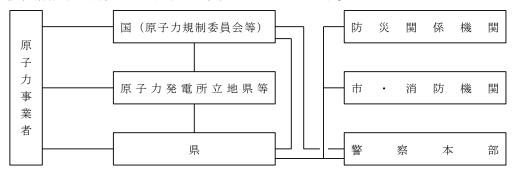
第36節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健 医療活動の実施等の応急対策を行います。

主な実施担当課等:危機管理課、保健医療政策課、生活衛生課、環境指導課、農林水産課、下水 道施設課、消防局消防防災課、香川県広域水道企業団

第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとします。



第2 原子力事業者の応急対策

1 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、 原子力災害の発生及びその拡大を防止します。

2 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する特定事象(原子 炉冷却材の漏えい等)等(以下「特定事象等」といいます。)を把握した場合は、速やかに県へ 連絡します。

3 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供します。

第3 原子力災害応急対策

1 情報の収集

特定事象が発生した場合は、県から、特定事象等の正確な情報の収集に努めます。

- 2 広報・相談活動の実施
 - (1) 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、ホームページ、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達します。

(2) 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対応するため、必要な分野に おいて、相談窓口を設置します。

3 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、健康 相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、国等の協力を得て、原子力災害医療等の緊急医療活 動を実施します。

4 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、

若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施します。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができます。その際には、国と緊密な連携を行うものとします。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とします。

5 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議の上、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や 避難者用住宅の提供等を行います。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護 など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行います。

6 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、 国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行います。また、必要に応じ て、国、県等に対して支援を要請します。

第4 水道事業者の応急対策

- 1 水道水の安全性の確保
 - (1) 検査の実施

国、県及び関係機関と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施します。

(2) 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行います。

第5 下水事業者の応急対策

- 1 下水汚泥の安全性の確保
 - (1) 検査の実施

国、県及び関係機関と連携し、放射性物質による汚染のおそれがある場合には、脱水汚泥の放射性物質についての検査を実施します。

(2) 適正処理等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、運搬や処理を行います。

第37節 危険物等災害対策計画

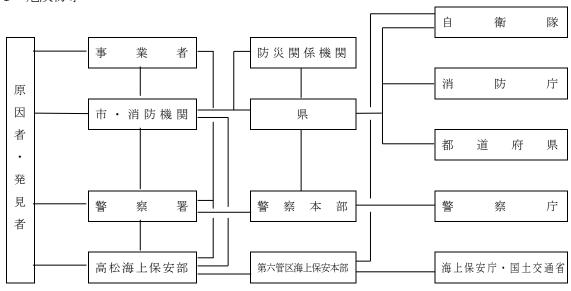
危険物及び指定可燃物等(以下「危険物等」といいます。)、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課:消防局予防課、消防防災課、生活衛生課

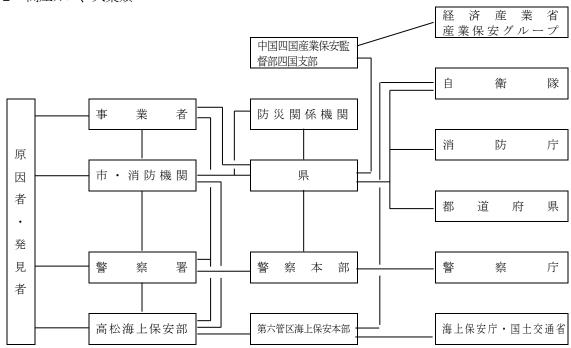
第1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとします。

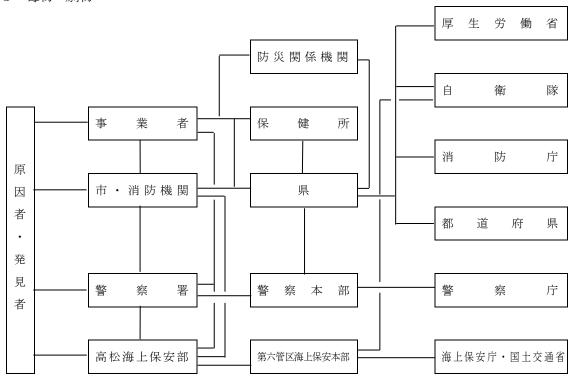
1 危険物等



2 高圧ガス、火薬類



3 毒物・劇物



第2 危険物等応急対策計画

- 1 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報します。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、 救助・救急活動を行います。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を 施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設 置又は手配を行います。
- 4 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供します。
- 5 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとします。
- 6 災害の規模が大きく、本市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請します。また、 必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
- 7 毒物劇物施設(販売業者又は業務上取扱者)に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示します。

第38節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行います。

主な実施担当課: 危機管理課、消防局消防防災課

第1 大規模火災応急対策

- 1 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報します。
- 2 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行います。
- 3 火災の規模が大きく、本市で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請します。
- 4 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行います。
- 5 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を 施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設 置又は手配を行います。
- 6 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行います。

第39節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等 の応急対策を行います。

主な実施担当課: 危機管理課、消防局消防防災課

第1 林野火災応急対策

- 1 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を 収集し、県及び関係機関に通報します。
- 2 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行います。
- 3 火災の規模が大きく、本市で対処できないときは、近隣市町に応援を要請します。
- 4 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行います。
- 5 火災の規模が大きく、香川県防災へリコプターだけでは対処できないと判断されるときは、防 災航空隊と協議して必要機体数を決定し、県に対して他県航空隊の出動を要請するとともに、防 災航空隊と連絡を取り、多数機が使用する臨時場外離着陸場及び水利を確保します。
- 6 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとと もに、自衛隊の集結地、自衛隊へリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機 材の準備を行います。
- 7 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行います。

第4章 受援計画

第1節 方針

大規模災害発生時又は発生するおそれがある場合における受援の基本方針及びその計画事項は次のとおりとします。

第1 基本方針

災害時又は発生するおそれがある場合において、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるとともに、円滑な災害応急活動を実施するための受援体制を構築することを 目的とします。

また、災害対応業務の支援等については、必要に応じて、「応急対策職員派遣制度」を活用するものとします。

(資料編 1-5、6) 応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

1 早期の応援要請

被害状況が把握できていない場合においても、人命救助や避難所運営など、早期に対応が必要な業務については、躊躇することなく応援要請を行います。

2 役割分担の明確化

応援を受ける業務は、応援職員の役割分担を明確した上で、本市職員が責任を持って実施します。

3 職員の健康管理等

応援職員の適切な配置により業務量の平準化を図るほか、長期化が予想される場合は職員間のローテーション等を行い、職員の健康管理に配慮します。

第2 応援要請の法的根拠等

1 応援要請に係る法的根拠

応援団体に応援要請する際の法的根拠については、次のとおりです。

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
		災害応急対策の実施に係る 応援及び災害応急対策の実 施	災害対策基本法第68条
	県知事	緊急消防援助隊の応援	消防組織法第44条
人的支援		自衛隊の派遣	災害対策基本法第68条の2第1項 自衛隊法第83条第1項
	他市町村長	災害応急対策の実施に係る 応援	災害対策基本法第67条第1項
	災害時応援協定 締結団体	協定等に定める事項(人的)	各種災害時応援協定
物的支援	県知事	物資又は資材の供給	災害対策基本法第86条の16
	災害時応援協定 締結団体	協定等に定める事項(物的)	各種災害時応援協定

2 費用負担

応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等の受援に要する 費用は、協定に定められているものを除き、原則として、本市が負担します。ただし、災害救助 法が適用された場合は、対象経費について香川県から支弁されます。

応援職員が、応援業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合、及び第三者に損害を与えた場合などの費用については、本市がその損害を賠償します。ただし、派遣元から本市まで往復する途中で損害が生じたものについては、応援側の自治体が賠償します。

第2節 人的支援

第1 受援体制

1 基本事項

応援要請や受入等の業務については、応援を受け入れる各部において主体的に実施することと します。

また、災害ボランティアの受入等については、高松市社会福祉協議会と市民政策部が連携・協力し、被害状況やボランティア需要などの情報共有を行いながら、災害ボランティアセンターの 円滑な実施に努めます。

2 受援担当

(1) 受援統括者

行政機関・自衛隊等への応援要請、必要応援職員数の把握などの受援状況の取りまとめ等の 全体調整を行うため、本部事務局に受援統括者を置き、総務局長を充てます。

(2) 受援副統括者

ア 行政機関・自衛隊等への応援要請に関する業務を行うため、本部事務局に受援副統括者を 置き、危機管理課長を充てるほか、危機管理課において業務を担当します。

イ 応援が必要な業務及び必要人数等の取りまとめに関する業務を行うため、本部事務局に受 援副統括者を置き、人事課長を充てるほか、人事課において業務を担当します。

(3) 受援調整員

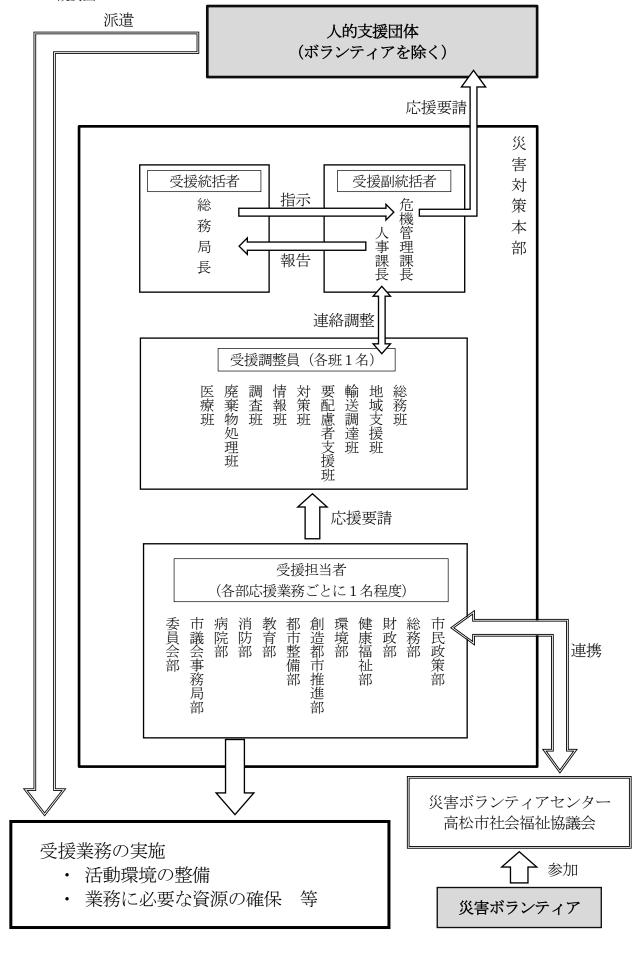
各班に受援調整員(1名)を置き、応援が必要な業務及び必要人数等について、各部の受援 担当者と連携して取りまとめるとともに、受援副統括者に報告します。

(4) 受援担当者

各部に、応援が必要な業務及び必要人数等を把握するため、応援業務ごとに受援担当者(1 名程度)を置きます。

受援担当者は、受援調整員と連絡調整するとともに、応援職員の活動環境整備や業務に必要な資源を確保します。

3 概要図



第2 手順

1 応援要請

(1) 必要性の判断及び決定

各部において、部外からの応援の必要が生じた場合は、応援要請書(第33号様式)を作成し、受援担当者を通じて受援調整員に提出します。

受援調整員は、受援担当者からの応援要請を踏まえて各部の業務における班内の応援調整を 行った上で、不足する場合は、必要応援職員数等を取りまとめて応援要請集約表(第34号様 式)を作成し、受援副統括者(人事課長)に提出します。

受援副統括者(人事課長)は、受援調整員からの報告を受けて全庁の応援調整を行った上で、 不足する場合は、必要応援職員数等を取りまとめて受援統括者(総務局長)に報告します。

受援統括者(総務局長)は、受援副統括者(危機管理課長)に対し、外部への応援要請を行うよう指示します。

なお、全庁の応援調整のほか、外部への応援要請については本部会議で決定しますが、本部会議へ諮る暇がない場合は、本部長及び副本部長の了承を得て行うものとし、事後、速やかに本部会議に報告します。

(2) 応援要請の実施

受援副統括者(危機管理課長)は、本部会議において外部への応援要請が決定された後、応援団体に対し、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について、電話、電子メール等で連絡します。また、要請する際には、道路の通行止めや鉄道の運行状況等、応援職員等が活動拠点に到着するに当たり必要な情報について、把握している範囲で提供します。併せて、新型コロナウイルス等感染症まん延時には、本市における感染者発生状況等の情報についても提供します。

なお、各部に対し、直接応援の申出があった場合や、やむを得ない緊急の状況により他都市 へ支援を要請した場合は、速やかに受援副統括者(人事課長・危機管理課長)にその旨を報告 します。

2 受援の準備

(1) 応援団体との連絡調整

受援副統括者(危機管理課長)は、応援団体と連絡調整の上、応援職員数や到着時期、集合場所等について事前に把握し、応援を要請した部に対して必要事項を連絡します。

(2) 必要な資機材の準備

資機材は、原則として応援が必要な部において準備しますが、不足する場合は、応援要請時 に持参する旨の伝達を行います。

(3) 活動拠点の確保

応援職員の集合及び打合せ場所等については、防災合同庁舎301会議室のほか、必要に応 じ、各部において確保します。また、新型コロナウイルス等感染症まん延時の発災も考慮し、 十分な換気ができることや「三つの密」(密閉空間、密集空間、密接場面)を避けることなど を考慮の上、執務スペースの確保に努めます。

(4) 業務内容・手順等の整理

応援を要請した部は、受援業務のマニュアル(内容・手順等)を作成します。

(5) 宿泊場所及び食料等の確保

応援職員の宿泊場所及び食料等については自ら確保することを基本とし、応援要請時に相手 方へ伝達します。

3 応援職員の受入

(1) 応援職員の受付

受援担当者は、応援職員の受入を行う際、団体名、氏名、活動場所・期間を明記した応援職員名簿(第35号様式)を作成し、受援調整員に提出します。その後、受援調整員から受援副統括者(人事課長)に報告します。

(2) 業務内容の説明

受援担当者は、応援職員に対し、業務の内容や手順について説明を行うほか、原則として、毎日ミーティングを実施し、業務の情報共有や進捗管理を行います。

(3) 応援職員の交代、引継

受援担当者は、応援職員が円滑に交代できるよう、業務内容の情報共有を図るとともに、応援職員同士の引継について配慮します。

4 受援終了(業務の変更)の判断、決定

受援担当者は、応援の必要が無くなる見込みとなった場合、終了する業務内容、人数、終了日を記載した受援状況報告書(第36号様式)を作成し、受援調整員に報告します。

受援調整員は、受援状況報告書により、受援が終了した業務について確認を行うとともに、応援職員の受援業務変更を検討した上で、受援副統括者(人事課長)に報告します。

受援副統括者(人事課長)は、受援業務の終了等について、本部会議に諮った上で決定します。 受援副統括者(危機管理課長)は、受援業務の終了等について、応援団体に対し適宜連絡する など情報共有を図り、円滑な受援体制の維持に努めます。

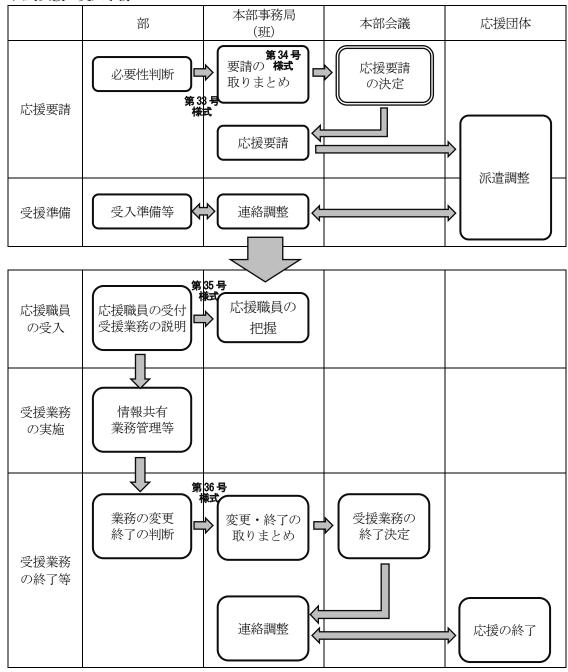
(資料編 12-1) 応援要請書 (第33号様式)

(資料編 12-1) 応援要請集約表 (第34号様式)

(資料編 12-1) 応援職員名簿 (第35号様式)

(資料編 12-1) 受援状況報告書(第36号様式)

5 人的支援の受入事務フロー



第3 受援対象業務

1 主な受援対象業務

受援対象業務は次のとおりとし、各対象業務における受援シートに基づき、応援要請を行います。なお、これらの業務以外で応援を受ける必要がある場合については、各班・部において検討し、応援要請を行います。

【受援対象業務】

対象業務	班	部
災害マネジメント	総務班	総務部
避難所運営	地域支援班 要配慮者支援班	市民政策部 健康福祉部 教育部
支援物資に係る業務	輸送調達班	財政部
災害廃棄物の処理	廃棄物処理班	環境部
住家の被害認定調査	調査班	財政部
罹災証明書の交付	即且均工	火7 火7 火7 火7
被災者支援・相談業務	_	健康福祉部

2 受援シート

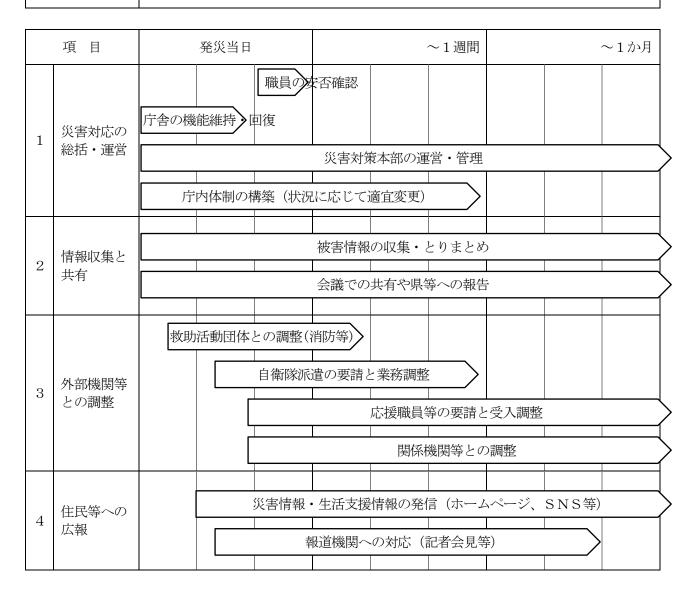
(1) 災害マネジメント

担当総務班総務部	担当	総務班	総務部
----------	----	-----	-----

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

災害が発生した場合に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に 実施できるよう、総括的なマネジメント(情報分析、計画策定、組織調整等)を行い ます。



○ 応援要請を検討する主な業務内容

- 災害対策本部会議の運営
- ・市長への助言
- ・庁内体制の構築と変更
- ・被害情報の収集・とりまとめと会議での共有や県等への報告
- ・応援職員等の要請と受入調整
- ・関係機関等との調整

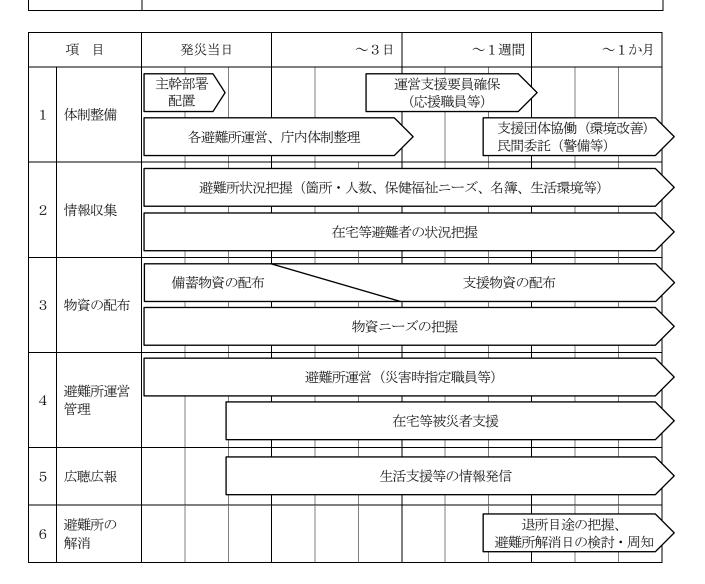
(2) 避難所運営

担当地域支援班、要配慮者支援班市民政策部、健康福祉部、教育部

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

災害発生時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営 (情報提供や支援物資の供給)等を行います。



○ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント業務支援	・避難所の状況把握(箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等) ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) ・在宅被災者への対策検討 ・避難所の環境改善に向けた検討 ・避難所解消に向けた検討
実務への支援	・避難所の運営・在宅被災者への支援・被災者への生活支援等の情報発信

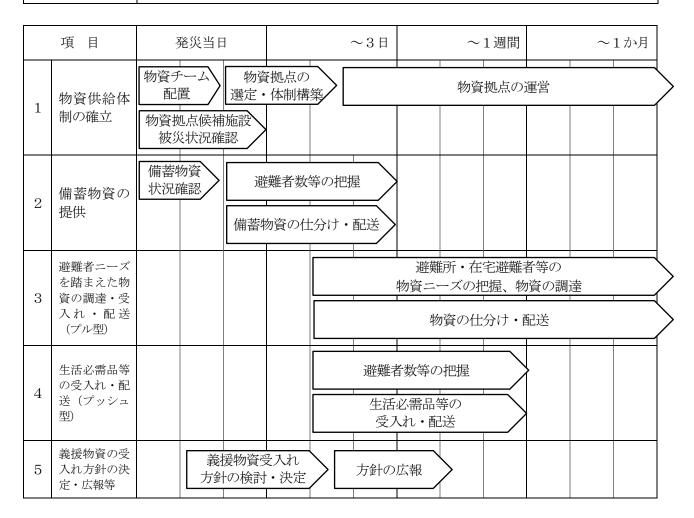
(3) 支援物資に係る業務

担当	輸送調達班	財政部

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

災害発生時、物流事業者等の協力を得ながら物資拠点、避難所での体制を確保する とともに、国や都道府県、他の自治体、協定締結企業等からの支援物資(プッシュ・ プル型)を円滑に受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給します。



○ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント業務支援	・物資拠点の選定及び設置、輸送ルート・配送先等の検討 ・別途作成する物資配分計画を踏まえた物資配送計画の立案 ・物資調達先との調整
実務への支援	・備蓄物資保管場所から各避難所への配送 ・物資拠点の運営(物資の受入れ、荷卸し、検品、保管・管理、入出庫記録、仕分け、積み込み) ・物資拠点から各避難所への配送(配送計画の立案・実施)

(4) 災害廃棄物の処理

担当	廃棄物処理班	環境部

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の整備・管理・運営を行うとともに、市民等への周知を図ります。 また、廃棄物処理を行う事業者と連携し、処理体制の確保等を行います。

	項目	発災当日	~1週間 ~1か月	
	11.441=14.7+	災害組織体制への移行	運営	\nearrow
1	体制整備		実施体制の構築 (庁内体制、応援要請)	
2	被害情報の 収集等	被害状況の把握	災害廃棄物の発生状況の情報収集	\Rightarrow
3	生活ごみ・ 避難所ごみ 等の処理	収集運搬体制の確保	市民等への周知	
4	災害廃棄物 の処理	仮置場の 確保に向けた 連絡・調整	回収方法の検討及び 市民等への周知 収集運搬の実施 仮置場の確保及び整備 仮置場の管理・運営	
5	廃棄物の 処理		焼却・埋立処分等の実施 継続的な処理 初動対応以降の 体制への移行 処理方針の検討	1

○ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント業務支援	 ・生活ごみ、避難所ごみ等(仮設トイレなどのし尿含む)及び災害廃棄物の収集運搬の方針検討(収集運搬車両の派遣等) ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) ・廃棄物の処理方針の検討 ・国、県、市町村、支援団体等との調整 	
実務への支援	・生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物の収集運搬・仮置場の管理	

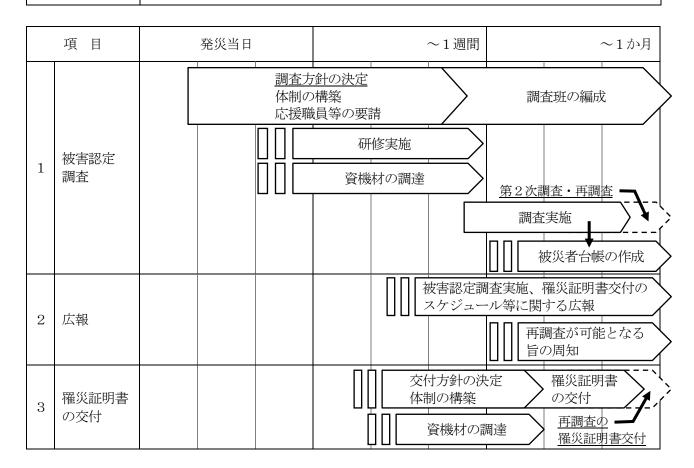
(5) 住家の被害認定調査、罹災証明書の交付

In Ne		II led to
担 当	調査班	財政部

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

各種被災者生活支援策の判断材料となる罹災証明書を交付するため、内閣府の運用 指針等に基づき、住家等の被害の程度を判定する被害認定調査を実施します。 また、被害認定調査結果に基づき、罹災証明書を交付します。



○ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント	【住家の被害認定調査】 ・調査方針の策定 ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整等)
業務支援	【罹災証明書の交付】 ・罹災証明書交付方針の検討 ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整等)
実務への支援	【住家の被害認定調査】 ・現地での被害認定調査 ・被害認定調査結果の整理 ・被災者台帳の作成
	【罹災証明書の交付】 ・申請書の受付に関する窓口業務 ・罹災証明書の交付

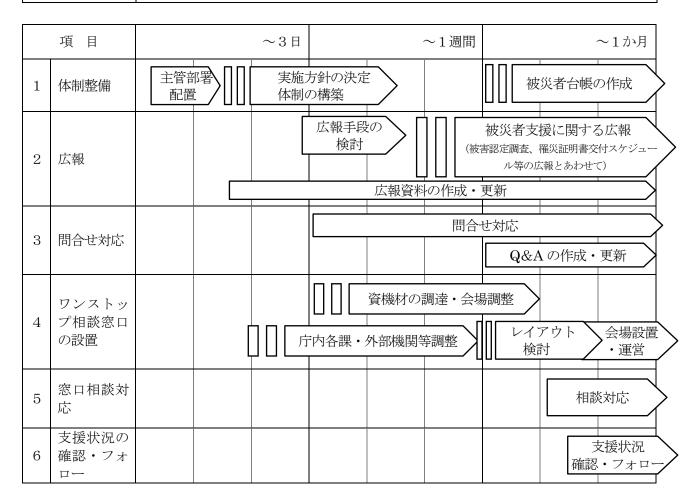
(6) 被災者支援·相談業務

担当	_	健康福祉部

○ 業務の概要と流れ

業務の概要

被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行うとともに、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施します。



○ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント業務支援	・被災者支援・相談業務に関する実施方針の検討 ・実施体制の構築(庁内外の体制調整、応援職員等の算定・調整等) ・ワンストップ相談窓口のレイアウト検討
実務への支援	 ・被災者台帳の作成 ・広報資料の作成・更新 ・広報手段の検討 ・電話での問い合わせ対応 ・Q&Aの作成・更新 ・ワンストップ相談窓口会場設置・運営 ・窓口相談対応 ・支援状況確認・フォロー

第3節 物的支援

第1 受援体制

1 基本事項

物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務については、通常の業務とは異なり、必要な物資の不足、集積場所における物資の滞留などの混乱が生じると想定されることから、災害発生時に物資を円滑に供給するため、物資の調達及び物流等の受入が可能な体制を構築します。

2 受援担当

(1) 支援物資統括者

行政機関・協定締結団体等への物資の供給要請や必要物資の把握など、受援状況の取りまとめ等の全体調整を行うため、本部事務局に支援物資統括者を置き、財政局長を充てます。

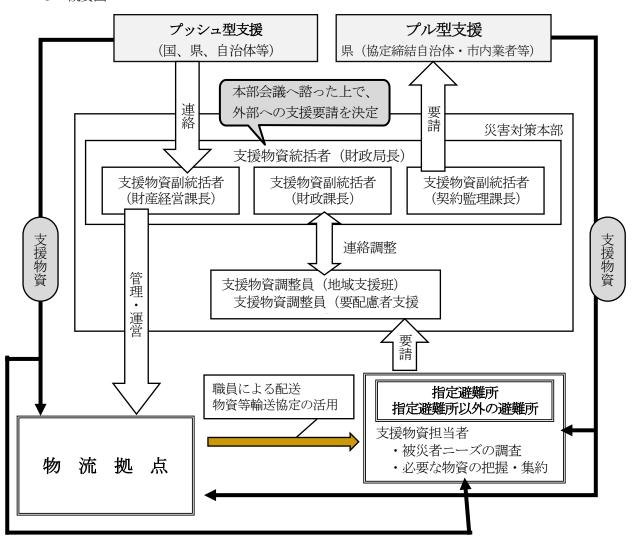
(2) 支援物資副統括者

- ア 物資の管理・運営に関する業務を行うため、本部事務局に支援物資副統括者を置き、財産 経営課長を充てるほか、財産経営課において業務を担当します。
- イ 必要な物資の把握などの取りまとめに関する業務を行うため、本部事務局に支援物資副統 括者を置き、財政課長を充てるほか、財政課において業務を担当します。
- ウ 行政機関・協定締結団体等への物資の供給要請を行うため、本部事務局に支援物資副統括 者を置き、契約監理課長を充てるほか、契約監理課において業務を担当します。

(3) 支援物資調整員及び支援物資担当者

指定避難所等における必要物資を把握するため、地域支援班及び要配慮者支援班に支援物資調整員を、各指定避難所に支援物資担当者を1名ずつ置きます。

3 概要図



第2 手順

- 1 物資の調達
 - (1) 香川県からの物資の受入

香川県の備蓄物資や国のプッシュ型支援により、香川県の広域物資輸送拠点(サンメッセ香川)に搬入される緊急物資については、本市から県に対して必要な物資を要請し、本市の物流拠点まで配送します。

(2) 他の自治体等からの物資の受入(プッシュ型支援)

国・県からの物資の供給については、本市の物流拠点への配送を依頼します。

また、他の自治体等からの物資の供給については、本市の物流拠点や指定避難所等への配送を依頼します。

(3) 災害協定に基づく物資の調達 (プル型支援)

災害時の食料品、飲料水及び生活必需品等については、協定締結自治体や市内業者等から調達し、本市の物流拠点や指定避難所等への配送を依頼します。

(資料編 2-18、22、58、60) 災害時における物資供給等に関する協定等

- 2 物資の要請
 - (1) 支援物資担当者は、指定避難所等において被災者のニーズを調査した上で、必要とする物 資を把握・集約するため、物品供給要請書(第16号様式)を作成し、支援物資調整員に提出 します。
 - (2) 支援物資調整員は、必要な物資等を取りまとめるため、物品供給集約表(第37号様式)を作成し、支援物資副統括者(財政課長)に提出します。
 - (3) 支援物資統括者は、支援物資副統括者(財政課長)から必要な物資に関する報告を受け、本部会議に諮った上で、外部への支援要請について決定します。
 - (4) 支援物資副統括者(契約監理課長)は、支援要請決定後、電話、電子メール等により、外部に対して連絡をし、要請を物資調達・輸送調整等支援システムを活用して行います。
 - (5) 支援物資副統括者(財産経営課長)は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物 流拠点及び指定避難所等への物資の管理を行います。

(資料編 9) 物品供給要請書 (第16号様式)

(資料編 12-1) 物品供給集約表 (第37号様式)

第3 物流拠点及び配送

物資の集積場所については、被災していない物流拠点候補地の中から、被災状況を勘案した上で、 他の災害対応で使用していない場所を選定します。

(資料編 12-9) 大規模災害時の物流拠点候補地

1 物流拠点の管理・運営

物流拠点に搬入された物資については、在庫物資管理表(第38号様式)を作成するとともに、 物資ごとに内容表示ラベル(第39号様式)による表示を行い、円滑に物資を管理します。

(資料編 12-1) 在庫物資管理表 (第38号様式)

(資料編 12-1) 内容表示ラベル (第39号様式)

2 物資の配送

物流拠点から指定避難所等までの物資の配送については、職員による配送のほか、輸送業者との間で締結している災害時の輸送協定に基づき、配送を要請します。

(資料編 2-25、74) 災害時における物資等の輸送に関する協定等

第4節 防災関係機関への応援要請等

第1 消防機関の応援要請(再掲:第3章第3節第3)

本市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、香川県消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請します。

第2 緊急消防援助隊の応援要請(再掲:第3章第3節第4)

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法第44条に基づき行います。

1 市からの応援要請連絡

大規模災害等が発生し、災害の状況並びに管内及び香川県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県に対して大規模な消防の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡し、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡します。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とします。)により速やかに行います。なお、県に連絡できない場合は、消防庁に対し、直接要請することができます。

2 明らかになり次第追加的に連絡を要する情報

(詳細な災害の状況及び必要な隊の種別、規模等)

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

【消防庁連絡先】

広域	応援室	宿 直 室	(夜間休日)
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

第3 応援受入体制の確保(再掲:第3章第3節第5)

応援等を要請した時は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる 資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとしま す。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、香川県防災航空隊及び航空指揮本部と連携し、 応援機体数に応じた臨時場外離着陸場及び燃料補給体制を準備するとともに、「広域航空応援受援 マニュアル」に基づき、受入体制を整備します。

第4 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の要請 (再掲:第3章第3節第7)

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、 緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができます。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどります。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施する ために必要な事務

第5 その他関係機関への応援要請

災害応急対策を実施するため、必要に応じて、各関係機関に対し、各種協定に基づく応援要請等 を行います。

(資料編 2) 災害協定一覧

第6 ボランティアセンターの設置要請等

災害ボランティア活動が必要と認められた場合は、高松市災害ボランティアセンターの設置及び 運営に関する協定に基づき、高松市社会福祉協議会に対して設置場所を提供し、災害ボランティア センターの設置を要請するとともに、速やかな設置及び運営について協力します。

また、ボランティアの受入れについては、「第3章第27節 ボランティア受入計画」に基づき、 必要な支援活動を行います。

(資料編 12-10) 災害ボランティアセンターの設置候補地

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、 災害派遣要請を行います。

主な実施担当課:危機管理課

第1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との 協定書」に基づき行います。

- 1 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、県に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供します。
- 2 本市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求めます。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに 文書を提出します。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県に通知します。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

【派遣要請書 (第40号様式)】

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第 3 部	(NTT)	第 3 部 (防災 ※	《行政無線:地上) 1
		TEL 466-502	FAX 466-581
TEL 0877-62-2311 (内線切替)	FAX 0877-62-2311 (内線切替)		災行政無線:衛星) 2
		TEL 037-466-001	FAX 037-466-002

【陸上自衛隊第15即応機動連隊連絡先】

第 3 科 (NTT)		第 3 科 (防災行政無線:地上) ※1	
TEL 0877-62-2311 (内線切替)	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-506	FAX —

- ※1 防災行政無線電話機による
- ※2 衛星電話機による

第2 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、本市及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行います。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握します。

2 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避 難を援助します。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行います。

4 水防活動

場防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行います。

5 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行います。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。)

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たります。 (ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行います。(薬剤等は、通常関係機関の提供する ものを使用します。)

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行います。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行います。

10 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行います。

11 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与します。

12 危険物等の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行います。

13 その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行います。

第3 派遣部隊の受入

- 1 派遣を受ける時は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければなりません。
 - (1) 派遣部隊との連絡員を指名します。
 - (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備します。
 - (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮します。
 - (4) 集結地(宿泊施設、駐車場等を含みます。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとと もに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保します。

第4 撤収要請

派遣の必要がなくなったと認めた場合は、派遣部隊等と協議し、県に対して、派遣部隊の撤収を要請します。

【撤収要請書 (第41号様式)】

第5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議します。

- 1 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除きます。)等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- 4 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- 5 県等が管理する有料道路の通行料

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧·復興計画

第1 方針

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国・県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指したものとします。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとします。

第2 復旧・復興の基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとします。また、被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとします。

災害復旧・復興対策のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとします。

第3 災害復旧計画の種別

復旧の基本方向に基づく計画事項は次のとおりとします。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 公営住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設災害復旧事業計画
- 7 公立学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 災害復旧金融資金計画
- 10 被災者の生活確保計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第4 迅速な原状復旧

- 1 あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとします。
- 2 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可

能な限り改良復旧を行うものとします。

- 3 ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとします。
- 4 指定区間外の国道、市道または自らが管理する道路と交通上密接である県道について、工事の 実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請します。
- 5 市長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市長が指定したもの(以下「準用河川」 という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工 事の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に、権限代行制度による支援を要請します。
- 6 災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国(国土交通省)に権限代行制度による支援を要請します。

第5 計画的復興

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な支障が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとします。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとします。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとします。

復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、 広域調整)を行うとともに、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事 前準備の取組みを推進するものとします。

2 防災まちづくり

必要に応じ、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとします。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を得るよう努めるものとします。

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の理解を得るよう努め、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとします。

防災まちづくりに当たっては、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時へリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保及び景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとします。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとします。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明 しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとします。

被災施設等の復旧事業及びがれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとします。

新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択 肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うものとします。

第6 激甚災害の指定に関する計画

1 制度概要

国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和及び被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、政令で指定し、災害に対して適用すべき特例措置を指定するもの。

指定の基準は、災害による被害額を基準とし、地域を特定せず災害そのものを指定する激甚災害指定基準(本激)と、市町村単位で災害指定を行う局地激甚災害指定基準(局激)の二種類があります。

なお、激甚災害の政令指定に当たっては、中央防災会議の意見を聴くこととなっています。

- 2 主要な適用措置と指定基準
 - (1) 激甚災害指定基準(本激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況(大きさ)に応じて以下の措置を選択して適用します。(香川県、岡山県など、被害のあった地域全体の被害額が対象)

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (公共施設災害復旧事業費等の見込額>全国標準税収入×0.5%等)
 - (ア) 公共十木施設・公立学校・社会福祉施設等の災害復旧事業等
- イ 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業費等の見込額>全国農業所得推定額×0.5%等)

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%等)
 - (ア) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - (イ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例等
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (2) 局地激甚災害指定基準(局激)

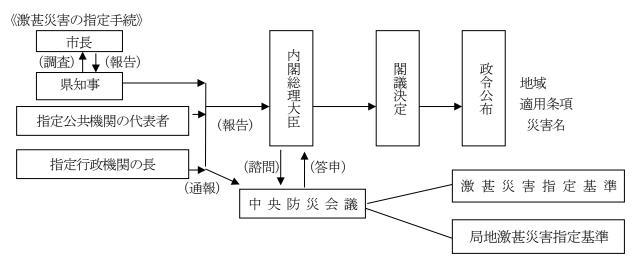
激甚災害によって生じた各種被害の状況(大きさ)に応じて以下の措置を選択して適用します。(高松市の被害額が対象)

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (市町村の公共施設災害復旧事業費>市町村の標準税収入×50%)
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (市町村が負担する農地等の災害復旧事業費>市町村の農業所得推定額×10%)
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- エ 中小企業に関する特別の助成 (市町村の中小企業関係被害額>市町村の中小企業所得推定額×10%)
- オ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 3 激甚災害に関する調査

大規模な災害が発生し、被害状況から、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律150号)に定める必要な事項についての調査を県が実施します。

また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとします。

4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用外事業の特別高率補助の促進 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けない水道事業者等の水 道施設の早期復旧について、本市は県と協力して所要の資料を作成し、県は国に対して、特別の 財政援助及び助成に関する法律の制定など特別高率補助を働きかけ、著しい被害を受けたときは、 水道施設の早期復旧の促進を図ります。



局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の $1\sim2$ 月頃に手続を行います。

第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1 生活確保に関する計画

災害により、生活手段を失った市民を救済するための措置として、次の事項について、その内容 及び実施手段を定めるものとします。

1 被災者台帳の整備

災害発生後、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた被災世帯がある場合、人的被害調査及び家屋被害調査の実施により、被災者台帳を積極的に整備し、必要な救助内容を把握します。また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に申請することができます。

2 罹災証明書・被災証明書の発行

被災者から申請があった場合は、被災者台帳に基づき、罹災証明書や被災証明書を発行します。 なお、発行にあたっては、被災者支援システム等を活用し、遅滞なく交付するものとします。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとします。

3 体制確立に向けた平時の取組み等

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとします。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとします。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとします。

4 市民相談総合窓口の開設

市民相談総合窓口を設け、被災者に対する生活、資金、法律、健康等の相談業務に当たります。 また、県及び本市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被 災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力して、必要な情報や支援・サービスを提供するものとします。

5 臨時相談窓口の開設

特に被害の大きい地域の総合センター・支所・出張所において、臨時相談窓口を設け、各種手続等の相談業務に当たります。

6 災害救援ボランティア本部との連携

各種機関の協力により災害救援ボランティア本部が設置された場合には、災害救援ボランティア本部と連携し、被災地のボランティア活動を支援します。

7 職業の相談

離職者の状況を把握し、迅速に県に報告するものとします。

また、早期再就職を促進するため必要と認める場合は、県へ臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請します。

8 市税、国民健康保険料、介護保険料等の期限の延長、徴収猶予及び減免

(1) 納期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は市税等の納付若しくは納入をすることができないと認める場合には、次の方法により、当該期限を延長します。

ア 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長期日を指定

します。(市税条例第8条第1項)

イ その他の場合は、市長は、被災納税義務者等による申請により、災害が収まった日後2か 月以内に限り、納期限を延長します。(市税条例第8条第3項)

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は、その者の申請に基づき、1年以内(国民健康保険料及び介護保険料については6か月以内)の期間を限り、その徴収を猶予することができます。なお、市税については、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その者の申請により、当該徴収猶予の期間を延長することができます。ただし、その期間は、既にその者につき徴収を猶予した期間と合わせて2年を超えることができません。(地方税法第15条)(国民健康保健条例第23条)(介護保険条例第8条)

(3) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行います。

減免措置の対象となる税目等

税目等	減免の内容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行います。
(個人の県民税を含む。)	(市税条例第36条)
固定資産税	災害により損害を受けた固定資産の状況に応じて減免を行います。
回足貝座伽	(市税条例第53条)
	災害により損害を受けた軽自動車等の状況に応じて減免を行いま
軽自動車税(種別割)	す。
	(市税条例第73条)
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行います。
1寸万11上上四十十十九	(市税条例第109条の2)
事業所税	被災した事業所等の状況に応じた減免を行います。
学 未闪彻	(市税条例第124条)
国民健康保険料	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行います。
国以健康体例的	(国民健康保険条例第23条の2)
国民年金保険料	被災した納付義務者の状況に応じて免除を行います。
国氏平並休陝村	(国民年金法第90条第1項第5号)
介護保険料	被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行います。
月酸水火作	(介護保険条例第9条)

9 その他

必要があると認められる場合には、次の措置等を行います。

- (1) 保育料及び授業料の減免
 - ア 保育料について、被災した納付義務者の状況に応じて減免を行います。
 - イ 市立幼稚園授業料について、被災した納付義務者の状況に応じて減免を行います。
 - ウ 高松第一高等学校授業料について、被災した納付義務者の状況に応じて減免を行います。
- (2) 介護保険利用者負担額の減免

介護保険給付対象サービスの利用者(利用者負担額)について、被災した利用者等の状況に 応じて減免を行います。

(3) 下水道使用料の減免

下水道使用料について、被災した納付義務者等の状況に応じて減免を行います。

- (4) 一般廃棄物処理手数料の減免
 - 一般廃棄物処理手数料について、災害廃棄物の収集及び処理について、被災状況に応じて減 免を行います。
- (5) 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組及び市営住宅等の一時入居 県及び本市は、住宅が滅失、半壊、床上浸水などの住家被害を受けた被災者に対し、できる

限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居又は、一時的な 受け入れについて、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施します。

(6) 緊急の施設入所

介護が必要な被災者を、特別養護老人ホーム等に一時的に受け入れます。

- (7) 就学前児童の一時保育 被災世帯の就学前児童を、保育所(園)及び幼稚園で一時保育として受け入れます。
- (8) 入浴設備の開放 家屋等の浸水により、自宅浴室が使用できず、入浴ができない被災者に対し、公共施設の浴場を開放します。
- (9) その他市長が必要と認めるもの

第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け等

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けは、高松市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき 実施します。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

	火音・「炒金文人」・火音は音光神並		
区分	災害弔慰金	災害障害見舞金	
対象者	災害により死亡した者の遺族 (条例第3条)	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含みます。)に 法別表に掲げる程度の障害を受けた者(条例第9 条)	
支給額	(1) 主たる生計維持者の死亡の場合 500万円(2) その他の場合 250万円 (条例第5条)	 (1) 主たる生計維持者の障害の場合 250万円 (2) その他の場合 125万円 (条例第10条) 	
備考	遺族の範囲* ・配偶者(事実婚を含みます) ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 ・兄弟姉妹	障害の程度(法別表) ・両眼が失明したもの ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの ・両下肢の用を全廃したもの ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

^{*=}死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限ります。また、兄弟 姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限り ます。

2 災害援護資金の貸付け

対象者	災害により世帯主がおおむね1か月以上の負傷をしたり、住居家財に一定程度 の被害を受けた世帯	
	世帯員の前年の所得の合算額が次の額未満である世帯	
所得制限	1人世帯	220万円
	2人世帯	430万円
	3人世帯	620万円
	4人世帯	730万円
	4人を超える世帯	730万円に1人増すごとに30万円を加算
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1、270万円とします	
貸付限度額	被害の程度	貸付額
	世帯主の1か月以上の負傷	
	(1) 家財が1/3未満の損害	150万円
	(2) 家財が1/3以上の損害 (3) 住居が半壊	250万円 270万円(350万円)
	(4) 住居が全壊	350万円
	世帯主の負傷がなし	
	(1) 家財が1/3以上の損害	150万円
	(2) 住居が半壊	170万円(250万円)
	(3) 住居が全壊	250万円 (350万円)
	(4) 住居の全体の滅失又は流失	350万円
	*()は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	

3 被災事業者等に対する貸付け

被災した事業者に対して、災害復旧資金の貸付けや貸付金の償還期間の延長等の措置を行い、再建の促進に努めます。

4 農林水産業に対する災害補償及び資金対策

県とともに、再建を促進するための資金対策として、株式会社日本政策金融公庫資金や天災資金など関係制度資金の融資が円滑に行われるよう努めます。

5 生活福祉資金の貸付け

民生委員・児童委員及び高松市社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会が低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して行う生活福祉資金貸付制度による各種資金の貸付けと必要な援助指導に協力します。ただし、暴力団員が属する世帯を除きます。

(1) 貸付対象

ア 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯 ただし、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの

イ 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

ウ 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

(2) 資金の種類

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

6 被災母子世帯に対する母子福祉資金貸付

民生委員・児童委員の協力を得て、母子福祉資金の貸付業務を円滑に行います。

7 被災者生活再建支援金の受付

本市は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立

して生活を再建することが困難なものに対して、その生活再建を支援するため、被災者生活再建 支援法に基づく、被災者生活再建支援の申請を受け付けます。

第3 義援金品及び見舞金品の受入れ及び配分の計画

市民、他市町等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等の業務を、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会及び関係団体と協力して実施します。

1 義援金品の受付

本市に委託された義援金品は、本市災害対策本部において受け付けます。本市は、義援金品の受付体制を確立しておくものとします。

- 2 義援金品の配分及び輸送
 - (1) 県で受け付けた義援金品については、本市の指定する場所まで輸送し、引き渡されます。
 - (2) 本市は、県、日本赤十字社香川県支部又は香川県共同募金会から送付された義援金品を関係団体の協力を得て、被災者に配分します。
 - (3) 義援金品の配分計画は、被害状況等を参考に本市災害対策本部長が決定します。
 - (4) 配分計画は、被災地区、被災の人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として作成します。
 - (5) 応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本市災害 対策本部長の指示により有効に活用します。
- 3 義援品の保管場所

本市は、所有する施設等を使用し、義援品を配分するまでの間の一時保管を行います。

第3節 復旧・復興に伴う財政措置

第1 方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任するものですから、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものですが、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため、所要の措置を講じるものとします。(災害対策基本法第1条及び第3条関係)

第2 費用の負担者

1 災害予防等に要する費用の負担(災害対策基本法第91条関係)

法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の 責めに任ずる者が負担するものとします。

(注) 法令に特別の定めがある場合

- (1) 災害救助法 第36条
- (2) 水防法 第44条
- (3) 災害対策基本法 第94条、第95条
- 2 応援に要した経費(災害対策基本法第92条関係)

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、相互応援協定に特別の定めがある場合を除き、その応援に要した費用は、当該応援を受けた地方公共団体が負担します。なお、その費用を支弁するいとまがないときは、当該応援地方公共団体に対し、一時繰替支弁を求めることができます。

3 県知事の指示に基づいて市長が実施した費用(災害対策基本法第93条、同法施行令第40条 関係)

県知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した 費用のうちで、当該指示又は応援を受けた市が負担することが困難又は不適当なもので、政令で 定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて、政令で定めるところにより、県 が全部又は一部を負担します。

その負担については、市又は他の市町村に負担させることが不適当と認められるもののうち、市長が当該市の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその3分の2を、市長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害のため市長が実施した応急措置、又は市に対して他の市長村長が実施した応援のために通常要する費用で市に負担させることが困難と認められるものは、その全部を県が負担します。

第3 国が負担又は補助する範囲

- 1 災害応急対策に要する費用(災害対策基本法第94条関係) 災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。
- 2 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用(災害対策 基本法第95条関係)

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて、市長又は県知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市又は県に負担させることが困難又は不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国はその全部又は一部を補助することができます。

3 災害復旧事業費等(災害対策基本法第96条関係)

災害復旧事業、その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができます。

4 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費(災害対策基本法第97条、第98条、第99 条関係)

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等 に関する法律」に規定されている事業に対して援助します。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業は、次のとおりです。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第3条関係)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共十木施設災害関連事業
 - ウ 公共学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅、共同施設の建設又は補修事業
 - 才 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成(第5条~第11条の2関係)
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う沈水湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成(第12条~第14条関係)
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成(第16条、第17条、第19条~第22条、第24条、 第25条関係)
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 起債の特例

- 1 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし、相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- 2 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方 公共団体の負担に属するものの財源とする場合

前記1、2の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。(災害対策基本法第102条関係)

第5 被災中小企業者の復興支援

県及び本市は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとします。

第4節 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備

主な実施担当課:文化財課

第1 埋蔵文化財の調査事業量の推定

- 1 本市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における被害状況から、復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会へ報告します。
- 2 本市教育委員会は、推定した調査事業量に基づき、文化財専門職員の支援等について、県教育 委員会等と協議を行います。

第2 調査計画の作成及び調査体制の整備

本市教育委員会は、被災地の復旧・復興計画に基づき、埋蔵文化財調査計画を作成するとともに、 状況に応じて国、他の地方公共団体等の支援を得て、埋蔵文化財発掘調査体制を整備します。

高松市地域防災計画修正経過一覧表

```
昭和39年 5月
          高松市地域防災計画作成
昭和40年 8月
          第1次 修正
昭和41年
      9月
          第2次 修正
昭和45年
      4月
          第3次 修正
昭和47年 4月
          第4次 修正
昭和47年10月
          第5次 修正
昭和52年 9月
          第6次 修正
昭和56年
      4月
          第7次 修正
昭和58年
      9月
          第8次 修正
昭和62年
      9月
          第9次 修正
平成 元年 9月
          第10次 修正
平成
  3年11月
          第11次 修正
平成 5年12月
         第12次 修正
平成 8年 4月
         第13次 修正
         (震災対策編作成)
平成10年
         第14次 修正
      3月
平成13年
      3月
          第15次 修正
平成16年
      3月
         第16次 修正
平成17年
      3月
         第17次 修正
   (地震防災対策推進計画作成)
平成21年 3月
         第18次 修正
平成24年12月
          第19次
               修正
平成26年
      3月
          第20次
               修正
平成27年
      5月
          第21次
               修正
平成29年11月
          第22次 修正
令和 2年
      3月
          第23次
               修正
令和 3年
      7月
          第24次
               修正
令和
   4年
          第25次
      3月
               修正
令和 5年
      3月
          第26次 修正
令和 6年 3月 第27次 修正
```